学校でケガをしたり、仕事が原因で病気になったときに
手続で困らないように
分会に備え付けてください。

公務災害申請スタートセット一式

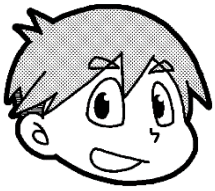

- 公務災害が起こったら
- 医療機関、薬局に皆様へ
- 災害補償のしおり
- 認定申請書類一覧

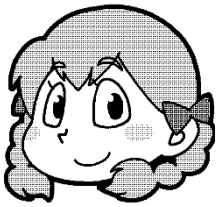

「これも公務災害なのかな？」
「手続きが分からない。どうすればいいの？」
「病院へはなんて言って受信すればいいの？」

そんなとき、このセットを開いてみてください。
そして、手続きに困ったら、どんなことでも教育会館に電話してみてください。
岩教組には「公務災害支援ネットワーク」という組織があります。
公務災害にあったとき、安心して治療に専念できるようお手伝いをします。

岩手県教職員組合　公務災害支援ネットワーク

「誰かに相談したい。」
そんなときは、ここに連絡してみてください。

いわて盛岡支部	019-622-4840
花北遠野支部	0198-23-5234
県南支部	0191-25-5330
南リアス支部	0192-26-4101
下閉伊支部	0193-62-1419
県北支部	0194-53-3361
本部生活部	019-623-3307

　また、本冊子について、岩教組 HP からもダウンロードできます。ご覧ください。

URL：https://www.iwakyoso.gr.jp/library/report.html

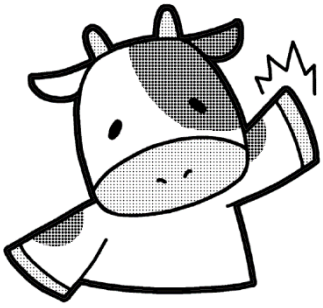

　公務災害の申請は、悪いことでも、自分に不利になることでもありません。むしろ、**災害を隠すことは管理職が罰せられること**なのです。
　公務災害の申請をして、災害を明らかにすることは、**次の災害を防ぎ誰かを守ることにつながります**。

公務災害・通勤災害がおこったら

1　まずは医療機関へ

まずは負傷や疾病の治療を行うことが先決です。きるだけ早く医療機関の治療を受けてください。

受診の際は、公務（通勤）中の災害であることを伝え、共済組合員証は使用しないでください。

受診先は被災職員が自由に選択して差し支えありませんが、整骨院における脱臼又は骨折に対する施術については、応急処置を除いては柔道整復師限りで行うことはできず、医師の同意が必要となります。

医療機関を変更する場合、必ず「転医届」を提出してください。

ただし、医療上または勤務上の必要等の理由による転医は認められますが、恣意的な転医による重複診療は療養補償の対象となりません。

2　療養費の支払いは待ってもらってください

公務（通勤）災害認定請求手続きを取る旨伝え、療養費の支払いを待ってもらってください。公務上の災害（通勤災害該当）と認定された後、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）が医療機関に必要な療養の費用を支払います。

やむを得ず自己負担した場合は、職員が基金に対して請求を行うことになります。この際、医療機関で発行される領収証の原本が必要になりますので、大切に保管しておいてください。

3　診断書の発行を依頼してください

公務災害認定請求の際、診断書が１通必要となります。

様式の定めはありませんので、医療機関で使用している診断書に次の内容について記載するよう依頼してください。

①傷病名（確定のみ、疑いは不可）　②療養見込み期間　③初診日

認定用の診断書は同一傷病について１通のみが基金による支払対象となりますので、初診の医療機関で既に発行している場合は、転医先で新たに取得しないようご留意願います。

診断書料は、公務上災害（通勤災害該当）と認定された後、基金が医療機関に支払います。

4　公務（通勤）災害認定請求の手続き

基金では、被災職員の方から公務災害（通勤災害）認定請求書等をご提出いただき、提出された書類に基づいて認定しています。公務災害（通勤災害）が発生したら、速やかに所属を通じて認定請求の手続きをお願いします。

地方公務員災害補償基金岩手県支部　TEL019-629-5077

（認定前用）

医療機関、調剤薬局の皆さまへ

本書を持参した職員は、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）に対し公務（通勤）災害認定請求を行う予定です。

認定に必要な診断書等書類の発行にご協力をお願いいたします。

診療費及び診断書料は、公務（通勤）災害に該当する場合は基金からお支払いいたしますので、請求については認定決定されるまでお待ちくださいますようお願いいたします。

１　公務災害認定用の診断書

公務災害認定請求の際、診断書が１通必要となります。診断書の様式は定めておりませんので、各医療機関で使用している様式に次の内容を記載し、職員にお渡しください。

①傷病名　（確定診断のみ、疑いは不可）

②療養見込み期間

③初診日

認定用の診断書は同傷病につき１通のみ基金の支払対象となりますので、初診の病院で既に発行している傷病については、転医先で重複して発行しないようご留意願います。

診断書料は、公務災害として認定された後、療養費とともに基金に請求してください。なお、地方公務員災害補償法の規定に基づく医療につきましては、消費税法第６条別表第１第６号トにより非課税扱いとなります。

２　認定結果について

公務上の災害と認定された場合は、職員が療養補償請求書等の必要書類を持参いたします。

認定された傷病以外に対する治療は、共済組合員証を使用した受診になります。

地方公務員災害補償基金岩手県支部
〒020-0023　盛岡市内丸１１番１号　盛岡地区合同庁舎
岩手県総務事務センター内
TEL019-629-5077　Fax 019-651-5777

災害補償のしおり

令和3年度版

地方公務員災害補償基金

https://www.chikousai.go.jp

被災職員の皆様へ

このたびは、被災されましたことを心からお見舞い申し上げます。

この「しおり」は、被災職員の方々の補償が迅速かつ公正に行われるよう、補償の仕組みや請求手続き等の概要について説明したものですので、よく読んで適切な補償を受けてください。

なお、請求書等の様式の請求、手続き、内容等に関する疑問点につきましては、所属団体又は基金支部へお気軽にお問い合わせください。

この「しおり」の見方

1　この「しおり」は、「補償の流れ」として、あなたの状況に応じて、あなたが受けることのできる給付と必要な手続きが示してありますので、それぞれに掲げてあるページを御覧ください。

2　交通事故や暴力事件など、第三者の行為等により公務（通勤）災害が発生した場合を「第三者加害事案」といい、補償等の手続・内容が異なる場合がありますので、18ページを参照してください。

3　「平均給与額」とは、被災職員の方の１日当たりの給与の額として計算した額をいいます（６ページを参照してください）。

4　災害補償制度における「治ゆ」とは、完全に治ったとき、又は症状が固定し医療効果が期待できなくなったときをいいます（11ページを参照してください）。

5　この「しおり」中において、「公務」には一般地方独立行政法人の業務を含みます。また、「任命権者」とあるのは、地方独立行政法人におかれては「理事長」と読み替えてください。

この「しおり」に記載してある内容等は、令和３年４月時点のものですので、あらかじめ御了承ください。

補償等のながれ

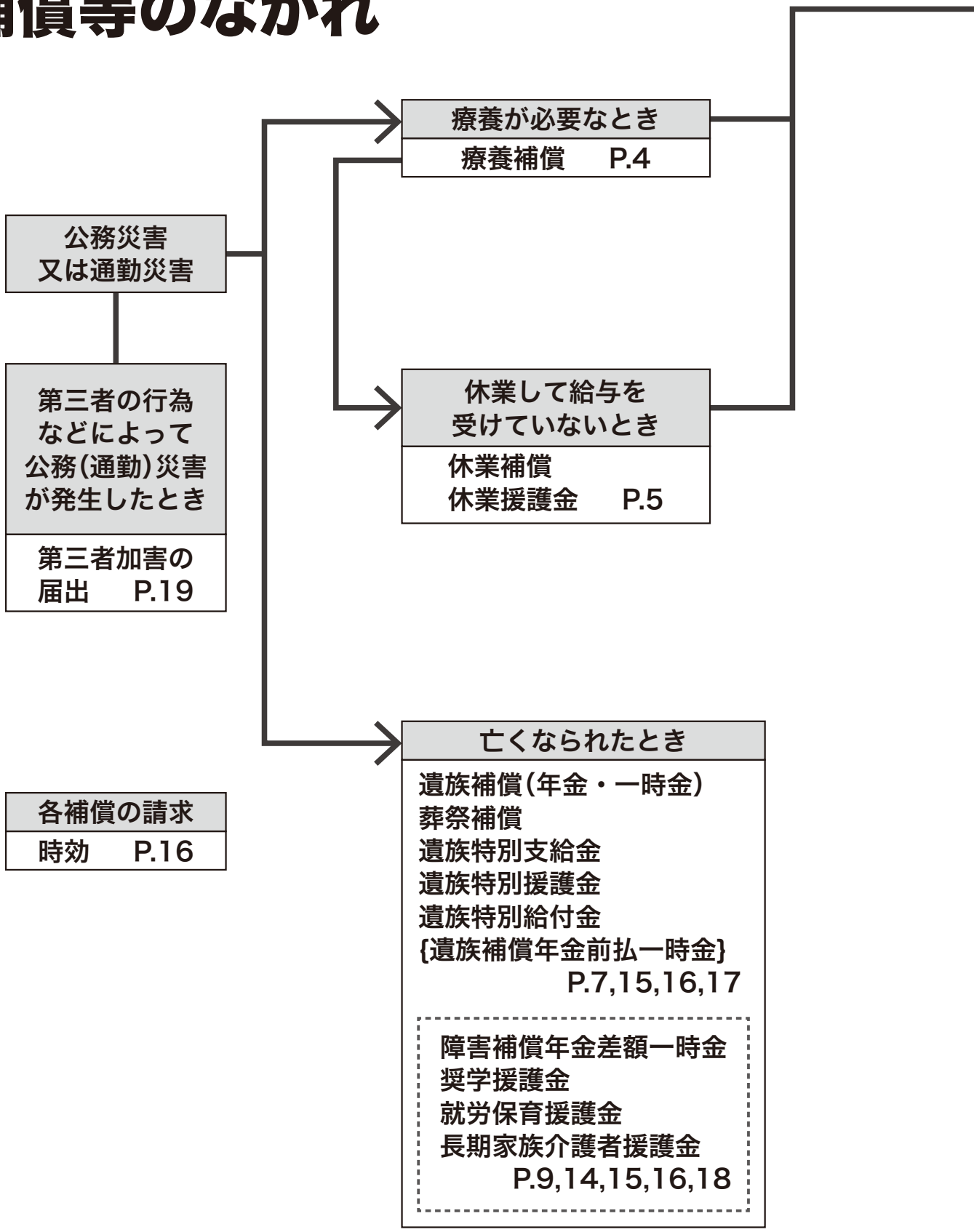
公務災害
又は通勤災害
第三者の行為
などによって
公務(通勤)災害
が発生したとき
第三者加害の
届出　P.19
療養が必要なとき
療養補償　P.4
休業して給与を
受けていないとき
休業補償
休業援護金　P.5
亡くなられたとき
遺族補償(年金・一時金)
葬祭補償
遺族特別支給金
遺族特別援護金
遺族特別給付金
{遺族補償年金前払一時金}
P.7,15,16,17
障害補償年金差額一時金
奨学援護金
就労保育援護金
長期家族介護者援護金
P.9,14,15,16,18
各補償の請求
時効　P.16

傷病が治ゆしたとき

治ゆの報告　P.11

療養を開始してから1年6か月を経過したとき

療養の現状報告書の提出　P.10

傷病等級に該当するとき

傷病補償年金
傷病特別支給金
傷病特別給付金　P.10,17

補装具　P.11

介護補償　P.13,14

再び療養が必要になったとき

再発認定の請求　P.15

一定の障害が残ったとき

障害補償年金　障害等級第1級～第7級
一時金　障害等級第8級～第14級
障害特別支給金
障害特別援護金
障害特別給付金
{障害補償年金前払一時金}
P.11,15,17

外科後処置
補装具
リハビリテーション
アフターケア
奨学援護金
就労保育援護金　P.13,14,15,18

注1　[　　]内のものについては、一定の要件(障害等級など)があります。
2　{　　}内のものについて支給を受ける場合は、その後に支払われる年金について一定の期間支給が停止されます。
3　各種補償等の計算の基礎となる平均給与額の算定については6ページを参照してください。
4　次のものについては、任命権者を経由して基金支部へ報告する必要があります。

- 療養を開始してから1年6か月を経過したとき…… P.10
- 治ゆしたとき…… P.11
- 年金たる補償の受給権者…… P.17
- 奨学援護金を受けている方…… P.18
- 就労保育援護金を受けている方…… P.18

療養が必要なとき

■療養補償

Ⅰ 療養補償の内容

公務災害又は通勤災害による負傷や疾病が治るまで、診察費、薬剤費、処置料、移送費など治療に要する費用が支給されます。具体的には次のとおりです。

1 診察

① 医師又は歯科医師の診察（往診も含まれます。）

② 療養上の指導及び監視

③ 診療上必要な検査（診療と直接関係のない検査は対象となりません。）

④ 診断書等の文書料（災害の認定や補償の実施のため必要なものだけが認められます。休暇の申請のための診断書などは対象となりません。）

2 薬剤又は治療材料

① 医師が必要と認めた内用薬及び外用薬

② 医師が必要と認めたガーゼ、包帯等の治療材料（日常生活に必要な生活用品は支給されません。）

③ 歯の治療の際に用いられる金などは、特別の必要が認められる場合についてのみ対象となります。

3 処置、手術その他の治療

① 包帯の巻替え、患部の洗浄等の処置

② 切開、創傷処理及び手術並びにこれらに伴う麻酔

③ その他の治療

ア 機械運動療法、紫外線療法、放射線療法等の各種療法（医師が必要と認め、医師の指導の下に行われるものに限り支給されます。）

イ 柔道整復師による施術については脱臼又は骨折の患部に対する応急手当としての施術のほか、打撲又は捻挫の患部に対する施術（なお、打撲、捻挫などの場合医師の診断書は不要です。）

ウ 温泉療法（原則として温泉病院等において行うものが支給されます。）

エ マッサージ、はり、きゅうで医師が必要と認めたもの

4 居宅において療養する際に必要な費用

通院が困難で居宅において療養を行っている場合には次の費用が支給されます。

① 病院又は診療所の医師が行う計画的な医学管理に係る費用

② 訪問看護（医師の指示書に基づき看護師等が行う療養上の世話又は診療の補助で訪問看護事業者によるものを含みます。）に係る費用

③ 重症のため、医師が常に看護師（看護師が得られなかったときにはこれに代わって看護を行う者）の看護を必要と認めたときは、その看護料（看護師又はこれに代わって看護を行う者の慣行料金による額が支給され、また、有料職業紹介機関を通じて看護師又はこれに代わって看護を行う者を求めた場合の紹介手数料等についても支給されます。）

5 病院又は診療所への入院

① 入院に係る費用

個室等の使用については、療養上必要な場合又は普通室が満床で緊急に入院する必要がある場合についてのみ支給されます。

② 健康保険における入院基本料の届け出をした病院等に入院している場合において、重症のため医師が常に看護師（看護師が得られなかった場合には、これに代わ

って看護を行う者）の看護を必要と認めたときは、その看護料（看護師又はこれに代わって看護を行う者が得られなかったために家族が付き添った時には、その付き添いの費用が支給されます。）

6　移送

①　移送の範囲

ア　病院、診療所等への通院のための費用

イ　病院等で療養中他の病院等へ転送される場合（療養上必要な場合に限られます。）の交通費等

②　移送費の額

ア　実際に負担した電車、バス等の交通機関の交通費が支給されます。

イ　タクシー、ハイヤーの利用については、傷病の部位及び状況等から、やむを得ずこれらの交通機関を利用しなければならない場合に限って認められます。

Ⅱ　療養補償の請求方法

1　基金が指定している医療機関等において療養を受けるとき

最初に「療養の給付請求書」を医療機関等を経由して基金支部に提出してください。これは一度提出すればその後受診する場合でも再提出する必要はありません。

2　基金が指定している医療機関等以外の医療機関等で療養を受けたとき又は移送費等実際に支払った費用を請求しようとするとき

「療養補償請求書」を任命権者を経由して基金支部に提出してください。この請求書には、療養の内容について医師等の証明を受けるとともに領収書等を添付してください。なお、医療機関等における療養費について費用の受領を医療機関等に委任すれば、治療費は基金から病院等へ支払いますので、受診の都度病院等へ治療費を払う必要がなくなります。

詳しくは所属団体又は基金支部へお問い合わせください。

3　傷病が治ゆしたとき

傷病が治ゆしたときは、基金支部にその旨を報告してください。詳しくは11ページをご覧ください。

休業して給与を受けていないとき

■休業補償・休業援護金

Ⅰ　休業補償と休業援護金の内容

傷病の療養のため勤務することができず、給与を受けられないときに、次に掲げる場合に応じて休業補償及び休業援護金が支給されます。

ただし、傷病補償年金（10 ページを参照してください。）を受けることとなったときには、支給されません。

区　　分		休業補償	休業援護金
一日の全部について勤務することができないとき	給与の全部が支給されないとき	平均給与額×60／100	平均給与額×20／100
	給与の一部が支給されないとき	平均給与額×60／100－給与	〈休業補償が支給されるとき〉 平均給与額×20／100 〈休業補償が支給されないとき〉 平均給与額×80／100－給与

一日の一部について勤務することができないとき	在職中に通院しているときなど	（平均給与額－給与）×60／100	（平均給与額－給与）×20／100
	退職した後に通院しているときなど	平均給与額×60／100÷7.75 ×療養に要した時間数	平均給与額×20／100÷7.75 ×療養に要した時間数

注1　上の表により計算した結果がマイナスになるときは、休業補償又は休業援護金は支給されません。

2　「給与」とは、休業した日に支給されたものとして、次の例により計算した給与の額です。

給料、扶養手当等月額で定められている給与÷30‥‥ ①

超過勤務手当等勤務実績に応じて支給される給与‥‥ ②

①＋②＝休業した日に支払われた給与

3　「療養に要した時間数」とは、実際に診療を受けていた時間のほか、通院に要した時間を含みます。これに1時間未満の端数があるときはその端数を切り捨て、7．75時間を超えるときは7．75時間とします。

◎平均給与額とは

「平均給与額」は、被災職員の１日当たりの給与の支給額の平均として計算した額で、休業補償をはじめ障害補償、遺族補償等の計算の基礎となるものです。

1　平均給与額の算定

原則として、災害が発生した日の前３か月間に支給された給与の総額をその３か月間の総日数で除した額と、補償を受けることとなった日における給料、扶養手当、地域手当等の合計額を30で除した額のいずれか高い額が平均給与額となります。

ただし、次のようなときは平均給与額の算定方法が定められており、最も有利な額が平均給与額となります。具体的な計算方法については所属団体又は基金支部へお問い合わせください。

①　災害が発生した日の前３か月間に支給された給与に、超過勤務手当等、勤務実績に応じて支給されたものがあるとき

②　災害が発生した日の前３か月間に療養のため勤務することができなかった日等があるとき

③　災害が発生した日の前３か月間に給与がまったく支給されていないとき

④　通勤手当等でまとめて支払われた給与があるとき

⑤　災害が発生した日の属する年度の翌々年度以降に補償を受けることとなったとき

2　平均給与額の最低・最高限度額

傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金及び療養を開始してから１年６か月を経過した日以降の休業補償に係る平均給与額が、年齢階層に応じて定められている最低限度額を下回るときは最低限度額が、最高限度額を上回るときは最高限度額が平均給与額となります。

Ⅱ 休業補償の請求方法

休業補償の請求は、「休業補償請求書」又は「休業補償請求書（離職者用）」を、任命権者を経由して基金支部に提出してください。なお、この請求書には、休業期間に係る給与の支給状況についての所属部局の長の証明及び療養のため勤務することができなかった期間についての医師等の証明を受けてください。

Ⅲ 傷病が治ゆしたとき

傷病が治ゆしたときは、基金支部にその旨を報告してください。詳しくは11ページをご覧ください。

亡くなられたとき

■遺族補償、葬祭補償、遺族特別支給金・遺族特別援護金・遺族特別給付金

Ⅰ 遺族補償等の内容

職員が公務上の災害又は通勤による災害により死亡した場合に、その遺族等に対して遺族補償及び遺族特別支給金等が支給されます。

1　遺族補償年金・遺族特別給付金（年金）

①　受給資格者

遺族補償年金の支給対象となる遺族は、次に掲げる遺族で、職員の死亡の当時その収入により生計を維持していた方です。ただし、一定の事情の変化により、受給資格を失うことがあります。

ア　妻又は60歳以上の夫
イ　子（満18歳になる年度の年度末まで）
ウ　60歳以上の父母
エ　孫（満18歳になる年度の年度末まで）
オ　60歳以上の祖父母
カ　兄弟姉妹（満18歳になる年度の年度末までか60歳以上）
キ　55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹

なお、職員の死亡当時一定の障害の状態にあった夫、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹については年齢の制限はありません。

②　受給権者

実際に年金の支給を受ける方は、①の受給資格者のうち最も順位が高い方になります。

年金を受ける順位は、①に掲げるアからキの順序（キにおいては文章に掲げた順序）とされています。ただし、キの方については60歳まで年金は支給されません。

③　遺族特別給付金

遺族補償年金の受給権者には、遺族特別給付金が年金として支給されます。

④　支給額

受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者の数に応じて次の額が支給されます（ただし、1の①のキに該当する方は60歳まで受給資格者の数に含まれません。）。

<table>
<tr><th colspan="2">人　　数</th><th>遺族補償年金</th><th>遺族特別給付金※</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1人</td><td>a　b 以外の方</td><td>平均給与額×153</td><td rowspan="5">遺族補償年金の額
×20／100</td></tr>
<tr><td>b　55 歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻</td><td>平均給与額×175</td></tr>
<tr><td colspan="2">2人</td><td>平均給与額×201</td></tr>
<tr><td colspan="2">3人</td><td>平均給与額×223</td></tr>
<tr><td colspan="2">4人以上</td><td>平均給与額×245</td></tr>
</table>

※　遺族特別給付金の支給額には上限があります。

2　遺族補償一時金・遺族特別給付金（一時金）

遺族補償一時金は、遺族補償年金を受けることができる遺族（1の①に掲げる受給資格者）がいないときに支給されます。

①　受給資格者

遺族補償一時金の支給対象となる遺族は、次に掲げる方です。

ア　配偶者（55 歳未満の夫、職員の死亡の当時その収入により生計を維持していなかった配偶者）

イ　職員の死亡の当時その収入により生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（職員に扶養されていた 19 歳以上の子、55 歳未満の父母など）

ウ　ア、イ以外の方で、主として職員の収入により生計を維持していた方（職員に扶養されていた配偶者の父母、おじ・おばなど）

エ　イに該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（職員に扶養されていなかった子、父母など）

②　受給権者

遺族補償一時金の支給を受ける方は、①の受給資格者のうち最も順位が高い方になります。

一時金を受ける順位は、①に掲げるアからエの順序（イとエにおいては文章に掲げた順序）とされています。

③　遺族特別給付金

遺族補償一時金の受給権者には、遺族特別給付金が一時金として支給されます。

④　支給額

①の受給権者の区分に応じて次の額が支給されます。

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>遺族補償一時金</th><th>遺族特別給付金※</th></tr>
<tr><td>a　ア、イ、エに掲げる方</td><td>平均給与額×1,000</td><td rowspan="3">遺族補償一時金の額
×20／100</td></tr>
<tr><td>b　ウのうち、三親等内の親族で、職員の死亡の当時 18 歳未満もしくは 55 歳以上又は一定の障害の状態にある方</td><td>平均給与額×700</td></tr>
<tr><td>c　その他の方</td><td>平均給与額×400</td></tr>
</table>

※　遺族特別給付金の支給額には上限があります。

3　その他の給付

①　遺族特別支給金・遺族特別援護金

遺族補償年金又は遺族補償一時金の受給権者の方には、遺族特別支給金及び遺族特別援護金が一時金として支給されます。

支給額は受給権者の区分に応じて次の額となります。

区　　分		遺族特別支給金	遺族特別援護金	
			公務災害	通勤災害
年金の受給権者		300 万円	1,860 万円	1,115 万円
一時金の受給権者	２の④のａに該当する方	300 万円	1,860 万円	1,115 万円
	２の④のｂに該当する方	210 万円	1,302 万円	780 万円
	２の④のｃに該当する方	120 万円	744 万円	445 万円

②　葬祭補償

葬祭を行った方又は社会通念上葬祭を行うとみられる方に、葬祭補償として次のいずれか高い額が支給されます。

ア　315,000 円＋平均給与額×30

イ　平均給与額×60

Ⅱ　遺族補償等の請求方法

遺族補償等の請求は、「遺族補償年金請求書」又は「遺族補償一時金請求書」及び「葬祭補償請求書」を亡くなった職員の任命権者を経由して基金支部へ提出してください。なお、この請求書には、職員との続柄に関する証明書等所要の資料を添付してください。

■長期家族介護者援護金

Ⅰ　支給対象者

1　次に掲げる①の方で、②③の全てを満たして亡くなられた場合、その遺族で一定の要件を満たす方が対象となります。

①　傷病等級第１級若しくは第２級又は障害等級第１級若しくは第２級の年金受給権者のうち、次のア又はイのいずれかに該当していた方（以下「要介護年金受給権者」といいます。）

ア　せき髄その他神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に又は随時介護を要していた方

イ　胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に又は随時介護を要していた方

②　①の年金を受給すべき事由が生じた日の翌日から 10 年を経過した日以後に死亡した方

③　亡くなられた原因が遺族補償の支給対象とならない方

2　長期家族介護者援護金を受けることができる遺族は、１に該当する方のうち次に掲げる方で、要介護年金受給権者の死亡の当時その収入により生計を維持しており、生活に困窮していると認められる方です。

①　妻又は 60 歳以上若しくは一定の障害の状態にある夫

② 一定の障害の状態にある子
③ 60 歳以上又は一定の障害の状態にある父母
④ 一定の障害の状態にある孫
⑤ 60 歳以上又は一定の障害の状態にある祖父母
⑥ 60 歳以上又は一定の障害の状態にある兄弟姉妹
⑦ 55 歳以上 60 歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹

3 長期家族介護者援護金を受けることができる遺族の順位は、２に掲げる①から⑦の順（⑦においては掲げた順）であり、実際に長期家族介護者援護金を受ける方は、２のうち最も順位が高い方となります。

Ⅱ 支給額

長期家族介護者援護金の支給額は 100 万円で、長期家族介護者援護金を受けることができる遺族の方に一時金として支給されます。

なお、長期家族介護者援護金を受けることができる遺族の方が２人以上あるときは、100 万円をその人数で除して得た額がそれぞれに支給されます。

Ⅲ 申請方法

長期家族介護者援護金の申請は、「福祉事業（長期家族介護者援護金）申請書」を亡くなった職員の任命権者を経由して基金支部へ提出してください。なお、この申請書には、要介護年金受給権者との続柄に関する証明書等所要の資料を添付してください。

療養を開始してから１年６か月を経過したとき

■療養の現状報告書の提出

傷病の療養を開始してから１年６か月を経過し、引き続き療養が必要なときは、所定の報告書に傷病の種類、経過、現状及び今後の見込みについて医師等の証明を受けて、任命権者を経由して基金支部へ提出してください。

傷病等級に該当するとき

■傷病補償年金等

Ⅰ 傷病補償年金等の内容

傷病の療養を開始してから１年６か月を経過し、傷病が治っておらず、かつ、傷病による障害の程度が地方公務員災害補償法施行規則別表（以下規則別表といいます。）に定める傷病等級に該当するときは、傷病補償年金及び傷病特別給付金が年金として、傷病特別支給金が一時金として支給されます。

支給額は、傷病等級に応じて次のとおりとなります。

傷病等級	傷病補償年金	傷病特別給付金※1	傷病特別支給金※2
第1級	平均給与額×313	傷病補償年金の額×20／100	114 万円
第2級	平均給与額×277		107 万円
第3級	平均給与額×245		100 万円

※1 傷病特別給付金の支給額には上限があります。
※2 同一の災害について、すでに傷病特別支給金が支給されているときは支給されません。

Ⅱ　傷病補償年金等の請求方法

傷病特別給付金、傷病特別支給金については、「傷病特別支給金・傷病特別給付金申請書」を任命権者を経由して基金支部へ提出してください。

傷病補償年金については、提出していただいた療養の現状報告書等により基金支部が決定しますので、請求していただく必要はありません。なお、傷病等級に該当せず傷病補償年金の支給を受けていない場合であっても、症状が傷病等級に該当するようになったと思われるときは、その確認を基金支部に申請できます。

また、現在受けている傷病等級に変更が必要なほど症状が変化したと思われるときは、その確認を基金支部に申請できます。

Ⅲ　その他の給付

補装具

傷病補償年金の支給決定を受けた方で、一定の要件に該当する方に支給されます。

支給される補装具の種目は、車椅子、電動車椅子、床ずれ防止用敷ふとん、介助用リフター及びギャッチベッドとなっています。

この給付を受けようとするときは、あらかじめ基金支部へお問い合わせください。

傷病が治ゆしたとき

■治ゆの報告

傷病が「治ゆ」したときには、速やかに任命権者を経由して基金支部にその旨を報告してください。

なお、「治ゆ」の報告がない場合であっても、長期間療養補償の請求がない場合、療養を開始してから相当期間経過した場合等には、基金支部（又は任命権者）から療養の現状等について照会させていただくことがあります。また、その結果「治ゆ」と認められるときには、その旨通知させていただくことがあります。

◎災害補償制度上の「治ゆ」とは

いわゆる「完全治ゆ」はもちろん、「医学上一般に承認された治療方法（注１）によって傷病に対する療養の効果を期待し得ない状態（注２）（療養の終了）となり、かつ、残存する症状が自然的経過によって到達すると認められる最終の状態（症状固定）に達したもの」をいいます。

注１　「医学上一般に承認された治療方法」とは、前掲の療養の範囲（基本的には、健康保険に準拠）として認められたものをいいます。従って、実験段階または研究的過程にあるような治療方法は含まれません。

注２　「傷病に対する療養の効果を期待し得ない状態」とは、その傷病の症状の回復・改善が期待できなくなった状態をいいます。

一定の障害が残ったとき

■障害補償等

Ⅰ　障害補償等の内容

傷病が治ゆしたときに、施行規則に定める程度の障害が残ったときは、障害補償及び障害特別給付金が障害等級第１級から第７級までに該当する場合は年金として、障害等

級第８級から第 14 級までに該当する場合は一時金として支給されます。

また、障害補償の受給権者には、障害特別支給金及び障害特別援護金が一時金として、それぞれ支給されます。

支給額は、障害等級に応じて次のとおりとなります。

障害等級	障害補償		障害特別給付金※
第 1 級	年金	平均給与額×313	障害補償年金の額 ×20／100
第 2 級		平均給与額×277	
第 3 級		平均給与額×245	
第 4 級		平均給与額×213	
第 5 級		平均給与額×184	
第 6 級		平均給与額×156	
第 7 級		平均給与額×131	
第 8 級	一時金	平均給与額×503	障害補償一時金の額 ×20／100
第 9 級		平均給与額×391	
第 10 級		平均給与額×302	
第 11 級		平均給与額×223	
第 12 級		平均給与額×156	
第 13 級		平均給与額×101	
第 14 級		平均給与額×56	

※ 障害特別給付金の支給額には上限があります。

障害等級	障害特別支給金※	障害特別援護金	
		公務災害	通勤災害
第 1 級	342 万円	1,540 万円	915 万円
第 2 級	320 万円	1,500 万円	885 万円
第 3 級	300 万円	1,460 万円	855 万円
第 4 級	264 万円	875 万円	520 万円
第 5 級	225 万円	745 万円	445 万円
第 6 級	192 万円	615 万円	375 万円
第 7 級	159 万円	485 万円	300 万円
第 8 級	65 万円	320 万円	190 万円
第 9 級	50 万円	250 万円	155 万円
第 10 級	39 万円	195 万円	125 万円
第 11 級	29 万円	145 万円	95 万円
第 12 級	20 万円	105 万円	75 万円
第 13 級	14 万円	75 万円	55 万円
第 14 級	8 万円	45 万円	40 万円

※ 同一の災害について、すでに傷病特別支給金が支給されているときは、支給額が調整されます。

なお、すでに障害のあった部位について、公務災害又は通勤災害によりその程度を増悪したときには、すでにあった障害との調整をした上で支給額を算定することとなります。

詳しくは所属団体又は基金支部へお問い合わせください。

Ⅱ　障害補償等の請求方法

障害補償の請求は、「障害補償年金請求書」又は「障害補償一時金請求書」を任命権者を経由して基金支部へ提出してください。なお、この請求書には、傷病が治ゆしたこと及び障害の状態に関する医師等の証明等所要の資料を添付してください。

Ⅲ　その他の給付

1　外科後処置

傷病が治ゆした後、規則別表に定める程度の障害が残った方のうち、義肢装着のための断端部の再手術、義眼の装かん、局部神経症状の軽減のための処置、筋電電動義手の装着訓練等が必要と認められる方に支給されます。

2　補装具

傷病が治ゆした方で、一定の要件に該当する方に支給されます。

支給される補装具の種目は、義肢、装具、義眼、眼鏡、補聴器、人工こう頭、車椅子、収尿器、歩行補助つえ、盲人安全つえ、点字器、電動車椅子、歩行車、浣腸器付排便剤、床ずれ防止用敷ふとん、介助用リフター、フローテーションパッド（車椅子用・電動車椅子用）、ギャッチベッド、かつら、座位保持装置、ストマ用装具、筋電電動義手及び重度障害者用意思伝達装置となっています。

なお、療養中であっても、傷病の一部が治ゆしてその部分に補装具の装着が必要と認められる方に支給できる場合がありますので、詳細は基金支部へお問い合わせください。

3　リハビリテーション

傷病が治ゆした後、規則別表に定める程度の障害が残った方のうち、機能訓練、職業訓練等身体的機能の回復等の措置が必要と認められる方に対して支給されます。

4　アフターケア

傷病が治ゆした後、後遺障害に附随する疾病の予防、症状固定時の状態の維持等のためアフターケアが必要と認められる方に対して支給されます。

注　１から４までの給付を受けようとするときは、所定の「福祉事業申請書」を任命権者を経由して基金支部へ提出してください。

年金を受けている方へ

■その他の給付

傷病補償年金、障害補償年金（障害等級第３級以上）、遺族補償年金を受けている方のうち一定の要件に該当する場合には、次のような給付を受けることができます。

Ⅰ　介護補償

1　支給対象者

傷病等級第２級以上又は障害等級第２級以上の年金受給権者で常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている方に支給されます。ただし、傷病等級第２級又は障害等級第２級の年金受給権者の方については、次のいずれかに該当する方に限ります。

①　神経系統の機能又は精神の著しい障害により随時介護を要する方

②　胸腹部臓器の機能の著しい障害により随時介護を要する方

ただし、病院又は診療所等の施設等に入院又は入所している方は支給対象とはなりませんので、施設に入所している方が介護補償を受けようとするときには、事前に基

金支部へお問い合わせください。

2　支給額

支給額は、次に掲げる区分に応じてそれぞれ掲げるとおりです。

①　傷病等級第１級又は障害等級第１級に該当し常時介護を受けている場合

ア　介護に要した費用がある場合（イの場合を除きます。）

月額 171,650 円を限度として介護に要した費用の実額

イ　親族又はこれに準ずる者による介護を受けており、かつ、介護に要した費用（賃金、交通費等）がない場合又は介護に要した費用が月額 73,090 円以下の場合

月額 73,090 円（ただし、新たに介護を開始した月にあっては介護に要した費用の実額）

②　傷病等級第２級以上又は障害等級第２級以上に該当し随時介護を受けている場合

ア　介護に要した費用がある場合（イの場合を除きます。）

月額 85,780 円を限度として介護に要した費用の実額

イ　親族又はこれに準ずる者による介護を受けており、かつ、介護に要した費用がない場合又は介護に要した費用が月額 36,500 円以下の場合

月額 36,500 円（ただし、新たに介護を開始した月にあっては介護に要した費用の実額）

3　請求方法

介護補償の請求は、介護を受けた月の翌月以降に「介護補償請求書」を任命権者を経由して基金支部へ提出してください。なお、この請求書には、障害を有することに伴う日常生活の状態についての医師等の診断書等所要の資料を添付してください。

Ⅱ　ホームヘルパー等の派遣

1　事業の対象者

傷病補償年金又は障害補償年金（障害等級第３級以上）の受給権者で、居宅において介護を受けている方が事業の対象となります。

2　事業の内容

ホームヘルパー等による入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動の介護等が受けられます。１回の利用は３時間（１日３回（９時間）まで利用することができます。）で、８週間ごとに 24 回利用することができます。

3　自己負担額

ホームヘルパー等による派遣を受ける方には、ホームヘルパー等の賃金相当額の３割相当額を負担していただきます。

なお、この自己負担額については介護補償（13 ページを参照してください。）で請求できます。

4　申請方法

基金の指定する事業者からホームヘルパー等の派遣を受けようとする場合は、「福祉事業（在宅介護を行う介護人の派遣）申請書」を任命権者を経由して基金支部へ提出してください。

また、自らホームヘルパー等の手配をし、その費用の支給を受けようとする場合には、この申請書に、領収書及び明細書等所要の資料を添付してください。

Ⅲ　奨学援護金

1　支給対象者

傷病補償年金、障害補償年金（障害等級第３級以上）又は遺族補償年金を受けている方のうち、小学校等に在学している子と生計を同じくしている方等に支給されます（ただし、受けている年金に係る平均給与額が 16,000 円以下の方に限ります。）。

2　支給額

①　小学校等　　月額 14,000 円
②　中学校等　　月額 18,000 円
③　高等学校等　月額 18,000 円
④　大学等　　月額 39,000 円

3　申請方法

奨学援護金の申請は、「福祉事業（奨学援護金）申請書」を任命権者を経由して基金支部へ提出してください。

なお、この申請書には、在学していることを証明する書類等所要の資料を添付してください。

Ⅳ　就労保育援護金

1　支給対象者と支給額

傷病補償年金、障害補償年金（障害等級第３級以上）又は遺族補償年金を受けている方のうち、生計を同じくしている方の就労のため未就学の子を保育所、幼稚園等に預けている方等に、月額 12,000 円が支給されます（ただし、受けている年金に係る平均給与額が 16,000 円以下の方に限ります。）。

2　申請方法

就労保育援護金の申請は、「福祉事業（就労保育援護金）申請書」を任命権者を経由して基金支部へ提出してください。

なお、この申請書には、就労していることを証明する書類等所要の資料を添付してください。

再び療養が必要になったとき

Ⅰ　傷病の再発

「再発」とは、傷病が治ゆした後に、自然的経過により症状が悪化し、再び療養を必要とするに至ったとき、又はもはや医療効果が期待できないために治ゆとした後に、医学の進歩等により医療効果が期待できるようになったときをいいます。

また、当初の傷病と再発傷病とは必ずしも同一の傷病名である必要はなく、当初の傷病または当初の傷病の原因となった事故と相当因果関係があると認められる傷病については、「再発」として取り扱われます。

「再発」として認定されたときは、療養補償等の支給を受けることができます。

なお、障害補償年金を受けている方が「再発」として認定されたときは、障害補償年金及び障害補償年金を受けていることを給付の要件としている他の給付については、「再発」した日の属する月の分まで支給されます。

Ⅱ　再発認定の請求

傷病の再発の認定請求は、「公務災害認定請求書」又は「通勤災害認定請求書」に診断書等所要の資料を添付して、任命権者を経由して基金支部へ提出してください。

その他の補償

これまでの補償のほかに、次の制度がありますので、利用を希望する方は基金支部へお問い合わせください。

■障害補償年金前払一時金、遺族補償年金前払一時金

Ⅰ　内容

障害補償年金又は遺族補償年金を受けることができる方は、支給決定通知があった日の翌日から１年以内に基金支部に申し出ることにより、その後に支給される年金の一部を「障害補償年金前払一時金」又は「遺族補償年金前払一時金」として、所定の限度額の範囲内で受けることができます。

前払一時金の支給を受けた場合には、その後に支払われる年金額について所定の方法により算定した額が前払一時金の額に達するまでの間、年金の支給が停止されます。

Ⅱ　請求方法

前払一時金の請求は、「障害補償年金前払一時金請求書」又は「遺族補償年金前払一時金請求書」を職員の任命権者を経由して基金支部へ提出してください。

■障害補償年金差額一時金

Ⅰ　内容

障害補償年金差額一時金は、障害補償年金を受けている方が亡くなったとき（再発として認定されたときを除きます。また、その原因は公務上又は通勤によるものに限定しません。）で、すでに支給された年金の額が障害等級に応じた限度額に満たないときに、その差額が遺族の方に支給されます。

Ⅱ　請求方法

障害補償年金差額一時金の請求は、「障害補償年金差額一時金請求書」を亡くなった職員の任命権者を経由して基金支部へ提出してください。なお、この請求書には、障害補償年金を受けている方が亡くなったことを証明する書類等所要の資料を添付してください。

■遺族補償一時金（失権差額一時金）

Ⅰ　内容

遺族補償年金を受けていた方が年金を受けられなくなり、他に年金を受けることができる遺族がなく、かつ、すでに支給された年金の額が一定の限度額に満たないときに、その差額が職員の遺族の方に支給されます。

Ⅱ　請求方法

遺族補償一時金の請求は、「遺族補償一時金請求書」を亡くなった職員の任命権者を経由して基金支部へ提出してください。なお、この請求書には、職員との続柄に関する証明書等所要の資料を添付してください。

■未支給の補償等

Ⅰ　内容

未支給の補償・未支給の福祉事業とは、各補償の受給権者が亡くなられたとき、その方にまだ支給しなかったものをいい、遺族の方に支給されます。

Ⅱ　請求方法

未支給の補償については、「未支給の補償請求書」を、未支給の福祉事業については、「未支給の福祉事業申請書」を、受給権者が亡くなったことを証明する書類等所要の資料を添付して、亡くなった職員の任命権者を経由して基金支部へ提出してください。

補償を受ける権利の時効

Ⅰ 時効の起算日と期間

補償は次の１から９までに掲げる日の翌日から、１、２、４及び６については２年以内、３、５及び７から９までについては５年以内に請求していただかないと、時効により補償を受ける権利が消滅して補償を受けることができないこととなりますので、補償が受けられることとなったときには、速やかに任命権者を経由して基金支部へ請求手続

きを行ってください。

なお、傷病補償年金については、提出していただいた療養の現状報告書等により基金支部が職権で決定することとされていますので、時効により傷病補償年金を受ける権利が消滅することはありません。

１　療養補償

療養の費用の支払義務が確定した日

２　休業補償

療養のため勤務することができず、給与を受けない日

３　障害補償（年金・一時金）

負傷又は疾病が治った日

４　介護補償

介護を受けた日の属する月の末日

５　遺族補償（年金・一時金）

職員が亡くなった日（16 ページの遺族補償一時金については、遺族補償年金を受けていた方が年金を受けられなくなった日）

６　葬祭補償

職員が亡くなった日

７　障害補償年金差額一時金

障害補償年金を受けている方が亡くなった日

８　障害補償年金前払一時金

負傷又は疾病が治った日

９　遺族補償年金前払一時金

職員が亡くなった日

Ⅱ　認定請求との関係

Ⅰにかかわらず、時効により補償を受ける権利が消滅する前に、基金に対して公務災害又は通勤災害の認定請求を行った場合の時効の起算日は、基金が公務災害又は通勤災害の認定を行ったことをあなたが知り得た日の翌日となります。ただし、その日がⅠの１から９までに掲げる日以前のときは、Ⅰの１から９までに掲げる日の翌日が時効の起算日になります。

基金への定期報告

年金等を受けている方は、基金支部があらかじめその必要がないものとして通知したときを除き、所定の報告書を任命権者を経由して基金支部に提出してください。

Ⅰ　年金たる補償の受給権者の定期報告

傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金を受けている方は、毎年２月中に、次に掲げる報告書等を、任命権者を経由して基金支部に提出してください。

１　傷病補償年金を受けている方

「障害の現状報告書（傷病補償年金）」に傷病の種類並びに現状（介護補償を受けている方は、日常生活の状態を含みます。）及び今後の見込みについて、医師等の証明を受けた上で提出してください。

２　障害補償年金を受けている方

「障害の現状報告書（障害補償年金）」に障害の状況を記載した上で提出してください（なお、この報告書には医師等の証明は不要です。）。

３　遺族補償年金を受けている方

「遺族の現状報告書」に次に掲げる書類を添付して提出してください。

① 受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者の氏名及び亡くなった職員との続柄に関する市町村長の発行する証明書

② 受給資格者が受給権者と生計を同じくしている事実を証明することができる書類※

③ 一定の障害の状態にあることにより、受給権者又は受給資格者となっている方については、障害の状態に関する医師等の証明

Ⅱ 奨学援護金を受けている方の定期報告

奨学援護金を受けている方は、毎年４月中に「奨学援護金の支給に係る現状報告書」に次に掲げる書類を添付して、任命権者を経由して基金支部に提出してください。

① 高等学校等に在学していることを証明する書類（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部については必要ありません。）

② 奨学援護金を受けている方と在学者とが生計を同じくしていることを認めることができる書類※

Ⅲ 就労保育援護金を受けている方の定期報告

就労保育援護金を受けている方は、毎年４月中に「就労保育援護金の支給に係る現状報告書」に次に掲げる書類を添付して、任命権者を経由して基金支部に提出してください。

① 就労していることを証明する書類

② 未就学の子を保育所等に預け、又は未就学の子が保育所等に預けられていることを証明する書類

③ 就労保育援護金を受けている方と未就学の子とが生計を同じくしていることを認めることができる書類※

※印を付した項目について住民票の写しを証明書類にしようとする場合は、基金が住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより添付が不要になります。詳しくは基金支部へお問い合わせください。

第三者の行為などによって公務(通勤)災害が発生したとき

Ⅰ 第三者の損害賠償責任との調整

交通事故や暴力行為など、第三者の行為などにより公務（通勤）災害が発生し、第三者が被災職員又は遺族（以下「職員等」といいます。）に損害賠償責任を負う場合（「第三者加害事案」といいます。）、職員等は、第三者から損害賠償を受けることも、基金から補償を受けることもできます。ただし、損害賠償と補償の両方を受けるとなると、同一の災害により生じた損害について二重に塡補されることになり、妥当ではないため、次のいずれかの方法によって調整されることになっています。

① 同一の事由により、職員等が損害賠償を受ける前に基金の補償を受けたとき

→ 基金は、補償を行った価額を限度に職員等が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得します。

② 同一の事由により、職員等が第三者から損害賠償を受けた後に基金に補償を請求

したとき
→　基金は、損害賠償額の限度で補償が免責されます。

◎第三者とは
被災職員、被災職員の所属する地方公共団体並びに基金以外のものをいいます。

◎第三者加害事案になり得るケースと賠償責任者
例）交通事故（相手方運転手）
犬に咬まれた場合（当該犬の飼い主）

◎同一の事由とは
補償を行うべき事由と損害賠償の事由とが同一であることをいいます。基金の補償に対応する損害賠償項目は、おおむね下記のとおりです。

基金の補償	対応する損害賠償の損害項目
療養補償	治療費
葬祭補償	葬祭費
休業補償	休業により喪失したため得ることができなくなった利益
傷病補償年金	
障害補償	身体障害により喪失又は減少して得ることができなくなった利益
介護補償	介護費用
遺族補償	職員の死亡により遺族が喪失して得ることができなくなった利益

※調整の対象とならないもの
損害賠償のうち、慰謝料、基金の補償の対象外のもの（車の修理費等）
基金が支給する援護金、支給金、給付金等

Ⅱ　第三者加害の届出

第三者加害事案に該当する場合、通常の認定請求書等と併せて、「第三者加害報告書」に必要書類（「誓約書」、「事実確認書」、交通事故の場合には、更に「事故発生状況報告書」、「交通事故証明書」）を添付し、基金支部に提出してください。

特に、誓約書の内容についてはよく読んで、十分に理解をした上で提出してください。

Ⅲ　保険会社へ保険金の請求をするとき

第三者の加入する損害保険会社（自賠責保険を含む。）、被災職員又はその家族の加入する人傷保険会社に保険金の請求をするときには、必ず、事前に基金支部へ連絡してください。

Ⅳ　示談の締結等

基金支部から報告を求められたとき、治ゆしたときなどは、「第三者加害行為現状（結果）報告書」を基金支部に提出してください。

第三者と示談を行う場合（第三者の加入する損害保険会社から保険金の支払を受ける場合を含む。）には、必ず事前に基金支部に連絡をしてください。また、示談が締結された場合には、示談書の写しを、保険会社から支払を受けた場合には、免責証書、支払明細書等を速やかに提出してください。

基金に事前の御相談なく示談を結ばれた場合には、基金からの補償が遅れることがありますので、くれぐれも御注意ください。

◎示談とは

加害者が、被害者に対して損害賠償として一定額の支払を約し、被害者側はその一定額の支払を受けることにより、それ以上の賠償については、加害者に請求しないという当事者間の合意のことをいい、いわゆる「和解」（民法 695 条）に当たります。

不服申立て等

■補償に関する決定に対する不服申立て

Ⅰ　支部審査会への審査請求

基金が行う補償に関する決定に不服がある場合は、各基金支部に設置されている支部審査会に対して審査請求をすることができます。審査請求は、支部長の補償に関する決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内にしなければなりません。

支部審査会は、審査請求を審査の上、却下、棄却又は取消しの裁決を行い、裁決書の謄本を審査請求人等に送達します。支部審査会の裁決によって支部長の決定が取り消された場合、支部長は、裁決の趣旨に従って改めて補償に関する決定をすることになります。

Ⅱ　審査会への再審査請求

支部審査会の裁決に不服がある場合には、更に基金本部に設置されている審査会に対して再審査請求をすることができます。再審査請求は、支部審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して１か月以内にしなければなりません。なお、審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても支部審査会の裁決がない場合にも、審査会に対して再審査請求をすることができます。

支部審査会の場合と同様に、審査会の裁決によって支部長の決定が取り消された場合も、支部長は、裁決の趣旨に従って改めて補償に関する決定をすることになります。

Ⅲ　取消訴訟

支部審査会の裁決に不服がある場合又は審査会の裁決を経てもなお不服がある場合は、行政事件訴訟法の定めるところにより、補償に関する決定の取消しの訴えを起こすことができます。補償に関する決定の取消しの訴えは、支部審査会又は審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に起こさなければなりません。なお、上記Ⅰの審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても支部審査会の裁決がない場合にも同様に、取消しの訴えを起こすことができます。また、上記Ⅱの再審査請求をした場合には、審査会の裁決を経る前にも同様に、取消しの訴えを起こすことができます。

■不服申立の流れ

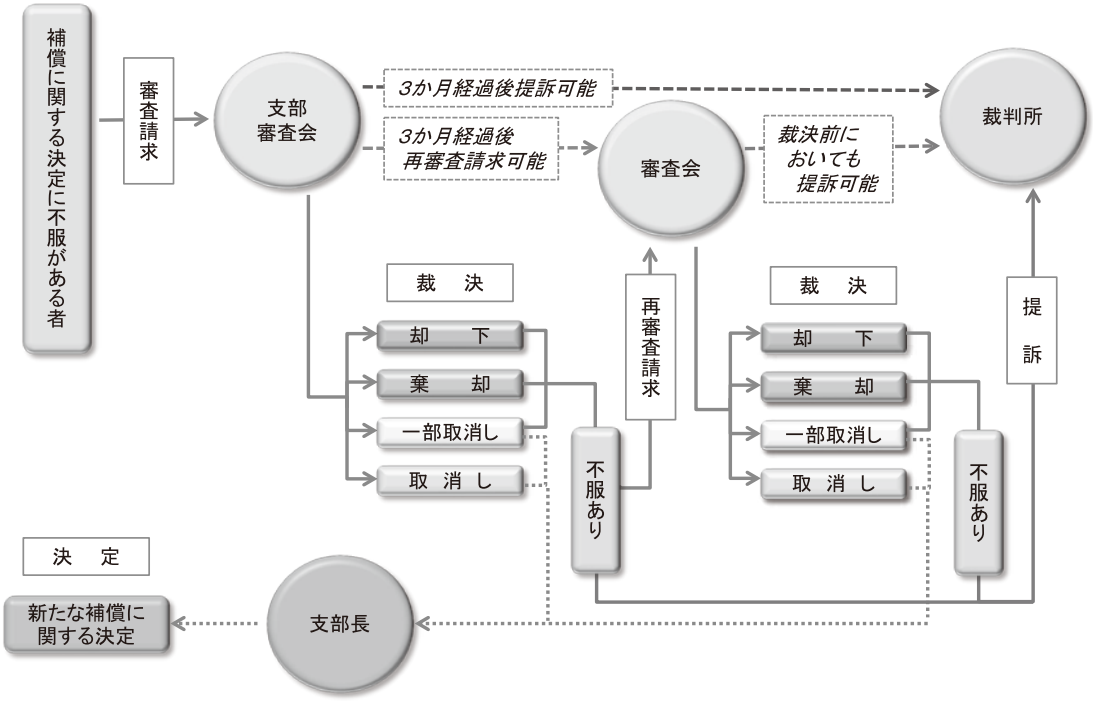

■福祉事業の決定に対する不服申立て

基金が行う福祉事業の決定に不服がある場合は、支部長に対して不服の申出をすることができます。

■不服の申出の流れ

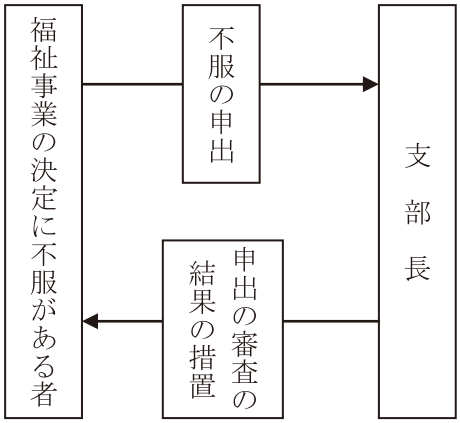

基金所在地一覧

本部

102-0093 千代田区平河町2-16-1 平河町森タワー８階　　電話03-5210-1341

支部	所　在　地		電話番号
北海道	060−8588	札幌市中央区北３条西６　北海道総務部人事局人事課内	011−231−4111 (内22−185〜7)
青森県	030−8570	青森市長島1−1−1　青森県総務部人事課内	017−734−9044
岩手県	020−0023	盛岡市内丸11−1　盛岡地区合同庁舎 岩手県総務部 総務事務センター内	019−629−5077
宮城県	980−8570	仙台市青葉区本町3−8−1　宮城県総務部職員厚生課内	022−211−2243
秋田県	010−8570	秋田市山王4−1−1　秋田県総務部人事課内	018−860−1046・1047
山形県	990−8570	山形市松波2−8−1　山形県総務部総務厚生課内	023−630−3307・2036
福島県	960−8670	福島市杉妻町2−16　福島県総務部人事総室職員業務課福利厚生室内	024−521−7040
茨城県	310−0852	水戸市笠原町978−25　茨城県開発公社ビル７階 茨城県総務部総務事務センター内	029−301−2327
栃木県	320−8501	宇都宮市塙田1−1−20　栃木県経営管理部職員厚生課内	028−623−2045
群馬県	371−8570	前橋市大手町1−1−1　群馬県総務部人事課内	027−226−2076
埼玉県	330−9301	さいたま市浦和区高砂3−15−1　埼玉県総務部職員課内	048−830−2437
千葉県	261−7133	千葉市美浜区中瀬2−6−1　ＷＢＧマリブウエスト33階 千葉県総務部総務ワークステーション内	043−350−2112
東京都	163−8001	東京都新宿区西新宿2−8−1　東京都庁第一本庁舎 北塔35階	03−5320−7362
神奈川県	231−8588	横浜市中区日本大通１　神奈川県総務局組織人材部人事課 内	045−210−2175
新潟県	950−8570	新潟市中央区新光町4−1 新潟県総務管理部総務事務センター福利厚生室内	025−280−5029
富山県	930−8501	富山市新総曲輪1−7　富山県経営管理部人事課内	076−444−3163
石川県	920−8580	金沢市鞍月1−1　石川県総務部人事課福利厚生室内	076−225−1254
福井県	910−8580	福井市大手3−17−1　福井県総務部人事企画課内	0776−20−0239
山梨県	400−8501	甲府市丸の内1−6−1　山梨県総務部職員厚生課内	055−223−1365
長野県	380−8570	長野市大字南長野字幅下692−2　長野県総務部職員課内	026−235−7037
岐阜県	500−8570	岐阜市薮田南2−1−1　岐阜県総務部職員厚生課内	058−272−8891

支部	所　在　地		電話番号
静岡県	420-8601	静岡市葵区追手町9-6　静岡県経営管理部福利厚生課内	054-221-3392・3650
愛知県	460-0001	名古屋市中区三の丸3-2-1　愛知県職員健康管理センター内	052-954-6979
三重県	514-8570	津市広明町13　三重県総務部福利厚生課内	059-224-2107
滋賀県	520-8577	大津市京町4-1-1　滋賀県総務部人事課内	077-528-3156
京都府	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町　京都府職員総務課内	075-431-4216
大阪府	540-8570	大阪市中央区大手前2-1-22　大阪府総務部人事局企画厚生課内	06-6941-4440
兵庫県	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1　兵庫県企画県民部管理局職員課内	078-362-3122
奈良県	630-8501	奈良市登大路町30　奈良県総務部人事課内	0742-27-8350
和歌山県	640-8585	和歌山市小松原通1-1　和歌山県総務部人事課内	073-441-2123
鳥取県	680-8570	鳥取市東町1-220　鳥取県総務部行財政改革局職員支援課内	0857-26-8281
島根県	690-8501	松江市殿町１　島根県総務部人事課内	0852-22-5026
岡山県	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6　岡山県総務部人事課内	086-226-7218
広島県	730-8511	広島市中区基町10-52　広島県総務局福利課内	082-513-2265・2258
山口県	753-8501	山口市滝町1-1　山口県総務部給与厚生課内	083-933-2060・2066
徳島県	770-8570	徳島市万代町1-1　徳島県経営戦略部職員厚生課内	088-621-2045
香川県	760-8570	高松市番町4-1-10　香川県総務部職員課内	087-832-3051
愛媛県	790-8570	松山市一番町4-4-2　愛媛県総務部総務管理局人事課内	089-912-2178
高知県	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20　高知県総務部職員厚生課内	088-823-9169
福岡県	812-8577	福岡市博多区東公園7-7　福岡県総務部総務事務厚生課内	092-643-3031
佐賀県	840-8570	佐賀市城内1-1-59　佐賀県総務部人事課内	0952-25-7012
長崎県	850-8570	長崎市尾上町3-1　長崎県総務部人事課内	095-895-2152
熊本県	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1　熊本県総務部人事課内	096-333-2052
大分県	870-8501	大分市大手町3-1-1　大分県総務部人事課内	097-506-2314

支部	所　在　地		電話番号
宮崎県	880-8501	宮崎市橘通東2-10-1　宮崎県総務部人事課内	0985-26-7010
鹿児島県	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1　鹿児島県総務部総務事務センター内	099-286-2081
沖縄県	900-8570	那覇市泉崎1-2-2　沖縄県総務部職員厚生課内	098-866-2127
横浜市	231-0005	横浜市中区本町6-50-10　横浜市役所26階 横浜市総務局人事部職員健康課内	045-671-2155
名古屋市	460-8508	名古屋市中区三の丸3-1-1　名古屋市総務局職員部安全衛生課内	052-972-2161
京都市	604-8571	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市行財政局人事部給与課内	075-222-3269
大阪市	530-8201	大阪市北区中之島1-3-20 大阪市人事室人事課（厚生グループ）内	06-6208-7538・7539
神戸市	650-8570	神戸市中央区加納町6-5-1　神戸市行財政局職員部給与課内	078-322-6921
北九州市	803-8501	北九州市小倉北区城内1-1　北九州市総務局人事部給与課内	093-582-2222
札幌市	060-8611	札幌市中央区北１条西２札幌市総務局職員部職員健康管理課内	011-211-2086
川崎市	210-8577	川崎市川崎区宮本町１川崎市総務企画局人事部職員厚生課内	044-200-2140・2151
福岡市	810-8620	福岡市中央区天神1-8-1　福岡市総務企画局人事部職員健康課内	092-711-4151
広島市	730-8586	広島市中区国泰寺町1-6-34　広島市企画総務局人事部給与課内	082-504-2055
仙台市	980-8671	仙台市青葉区国分町3-7-1　仙台市総務局人材育成部厚生課内	022-214-1220
千葉市	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1　千葉市総務局総務部人材育成課内	043-245-5038
さいたま市	330-9588	さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市総務局人事部職員課内	048-829-1091
静岡市	420-8602	静岡市葵区追手町5-1　静岡市総務局行政管理部職員厚生課内	054-221-1153
堺　市	590-0078	堺市堺区南瓦町3-1　堺市総務局人事部労務課内	072-228-7407
新潟市	951-8550	新潟市中央区学校町通1番町602-1　新潟市総務部職員課内	025-226-2509・2513
浜松市	430-8652	浜松市中区元城町103-2　浜松市総務部職員厚生課内	053-457-2385
岡山市	700-8544	岡山市北区大供1-1-1　岡山市総務局人事部給与課内	086-803-1092
相模原市	252-5277	相模原市中央区中央2-11-15　相模原市総務局総務部職員厚生課内	042-769-8339
熊本市	860-8601	熊本市中央区手取本町1-1　熊本市総務局行政管理部労務厚生課内	096-328-2960

配付用資料一覧

資料 No.１

公務災害及び通勤災害の認定状況

資料 No.２

Ⅰ　地方公務員災害補償制度の概要
Ⅱ　公務災害・通勤災害の認定基準

資料 No.３

公務災害・通勤災害の認定請求

資料 No.４

第三者の行為による災害（加害者のある災害）について

資料 No.５

「公務上の災害・通勤災害該当の認定決定通知書を受けた職員へ」
「医療機関（指定医療機関を除く）、調剤薬局の皆さまへ」

資料 No.６

請求、報告様式記載例

資料 No. 1

公務災害及び通勤災害の認定状況

1　公務災害・通勤災害の認定件数

・令和３年度における**岩手県支部の対象団体は、61 団体（県、14 市、19 町村、27 一部事務組合等）、対象職員数は 40,556 人**である（令和３年度概算負担金積算資料数値）。

・令和２年度の認定状況は、**「公務災害　441 件」「通勤災害　39 件」**合計 480 件である。

表１　公務災害・通勤災害認定件数の推移　（単位：件）

区　分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	５年平均
公務災害	416	429	497	460	441	448.6
通勤災害	31	26	33	45	39	34.8
合　計	447	455	530	505	480	483.4

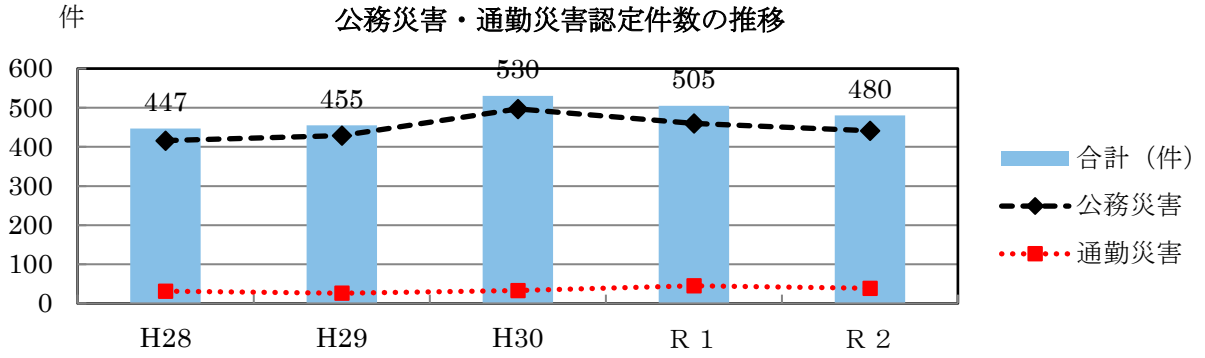

表２　令和元年度職種別認定件数　（単位：件）

職　員　の　区　分	対象職員数（人）※	認　定　件　数			千人当たりの発生件数
		公務災害	通勤災害	合　計	
義務教育学校職員	9,149	88	3	91	9.9
義務教育学校職員以外の教育職員	5,962	40	1	41	6.9
警察職員	2,465	28	2	30	12.2
消防職員	2,004	20		20	10.0
電気・ガス・水道事業職員	889	1		1	1.1
清掃事業職員	249				0
船　員	61	1		1	16.4
その他の職員	19,777	263	33	296	15.0
合　計	40,556	441	39	480	11.8

※対象職員数は令年３月 31 日現在の見込数

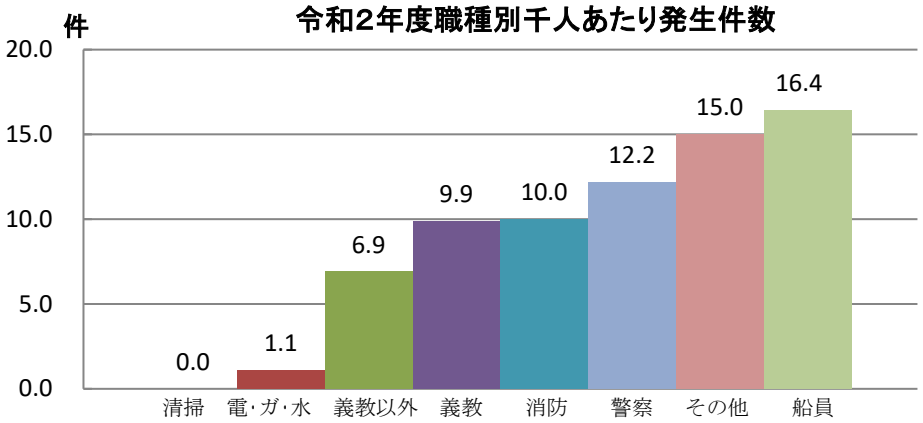

２　補償・福祉事業の実施状況

上段：件数(件)、下段：金額(円)

種類＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
療養補償	519 57, 864, 649	519 62, 945, 381	543 60, 335, 213	582 61, 810, 798	511 53, 008, 344
休業補償	1 180, 995	1 152, 880	1 375, 102	0 0	1 232, 034
障害補償	19 45, 509, 132	27 65, 190, 947	19 53, 292, 238	22 58, 757, 971	23 47, 068, 967
介護補償	2 1, 026, 240	2 1, 027, 960	3 1, 714, 150	3 1, 844, 050	3 1, 747, 480
遺族補償	140 463, 146, 574	139 458, 734, 200	142 449, 059, 561	138 447, 354, 090	139 455, 413, 192
葬祭補償	0 0	1 847, 500	1 896, 400	1 995, 580	2 4, 915, 620
福祉事業	209 125, 035, 420	229 152, 765, 723	212 146, 239, 703	207 161, 133, 563	212 168, 724, 712
合　計	890 692, 763, 010	918 741, 664, 591	921 711, 912, 367	953 731, 896, 052	891 731, 110, 349

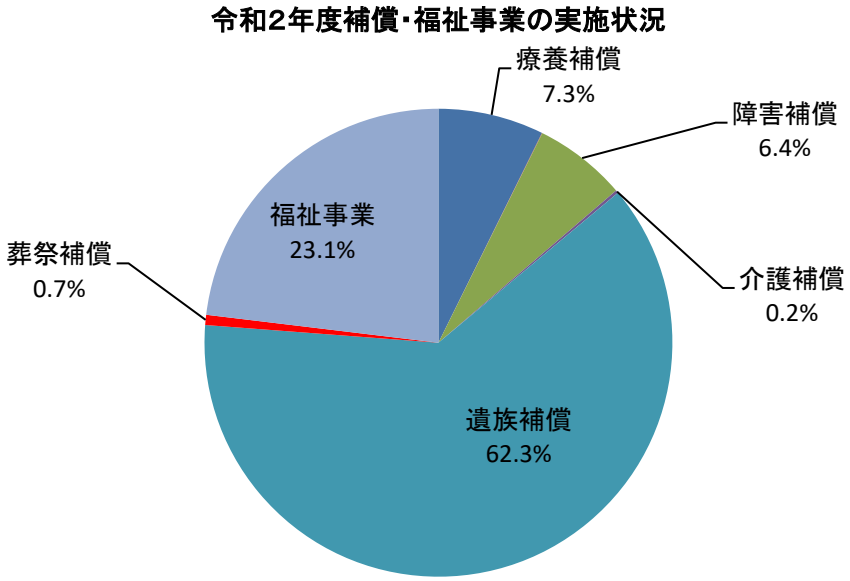

令和２年度の岩手県支部における給付事業のうち、給付額が多いのは「遺族補償」、次いで「福祉事業」となっている。

資料No.２

Ⅰ　地方公務員災害補償制度の概要

１　根拠法令

○ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（公務災害補償）

第45 条 職員が公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となり、又は船員である職員が公務に因り行方不明となった場合においてその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害は、補償されなければならない。

＜公務災害補償制度の特色＞

公務災害補償は、任命権者の「無過失責任主義」をとり、地方公共団体等に過失がなくても補償義務が発生する。一方、民法上の損害賠償は、原則として過失主義をとっており、この点で民法上の損害賠償とは異なっている。

○ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）

（この法律の目的）

第１条 この法律は、地方公務員等の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公共団体等に代わって補償を行う基金の制度を設け、その行う事業に関して必要な事項を定めるとともに、その他地方公務員等の補償に関して必要な事項を定め、もつて地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

地方公務員の災害補償制度は、民間労働者等の「労働者災害補償保険法」による補償及び国家公務員の「国家公務員災害補償法」による補償とほぼ同様の補償制度となっている。

２　災害補償制度の適用職員

常勤職員については、一般職・特別職を問わず地方公務員災害補償法が適用されます。 常勤職員には、再任用職員（フルタイム勤務職員）及び任期付職員（育児休業代替任期付職員、任期付研究員等）が含まれます。

非常勤職員のうち、再任用短時間勤務職員（地方公務員法第28条の５第1項に規定する短時間勤務の職を占める者）、任期付短時間勤務職員及び常勤的非常勤職員には地方公務員災害補償法が適用されます。 また、会計年度任用職員についても、常勤的非常勤職員の要件を満たす場合には、地方公務員災害補償法が適用されます。

＜常勤的非常勤職員＞
常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

区分	職	対象職員	適用法令	補償実施機関
常 勤	**一般職** **特別職**	**全職員（※１）**	**地方公務員災害補償法**	**地方公務員災害補償基金**
非常勤	一般職	**再任用短時間勤務職員** **任期付短時間勤務職員** **地方公務員の育児休業等に関する法律における育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員**		
		常勤的非常勤職員（特別職を含む。）		
		労災法適用事業所（※２）に勤務する**会計年度任用職員**など	労働者災害補償保険法	国（労働基準監督署）
		労災法非適用事業所に勤務する**会計年度任用職員**など	地方公務員災害補償法に基づく条例	地方公共団体
	特別職	議員、行政委員会の委員、附属機関の委員、労災法非適用事業所に勤務する嘱託員など		
		労災法適用事業所（※２）に勤務する嘱託員など	労働者災害補償保険法	国（労働基準監督署）
		消防団員、水防団員	消防組織法、消防法又は水防法に基づく条例	地方公共団体
		学校医、学校歯科医、学校薬剤師	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律	地方公共団体

※１　「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づく派遣職員・退職派遣者には、派遣先の公益法人等の災害補償制度（一般的には労災法）が適用される。

※２　労働基準法　別表第１

1　物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
2　鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
3　土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
4　道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
5　ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
6　土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
7　動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
8　物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
9　金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
10　映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
11　郵便、信書便又は電気通信の事業
12　教育、研究又は調査の事業
13　病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
14　旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
15　焼却、清掃又はと畜場の事業

３　請求・認定・補償事務の流れ

補償の実施に当たっては、発生した災害が公務災害又は通勤災害であることについて「認定」を受ける必要があり、公務災害又は通勤災害と認定された災害についてのみ「補償」を受けることができます。したがって、補償を受けるためには、被災職員等は、まず「認定請求」の手続を行い、公務災害・通勤災害としての認定を受けた後に「補償請求」の手続を行う必要があります。

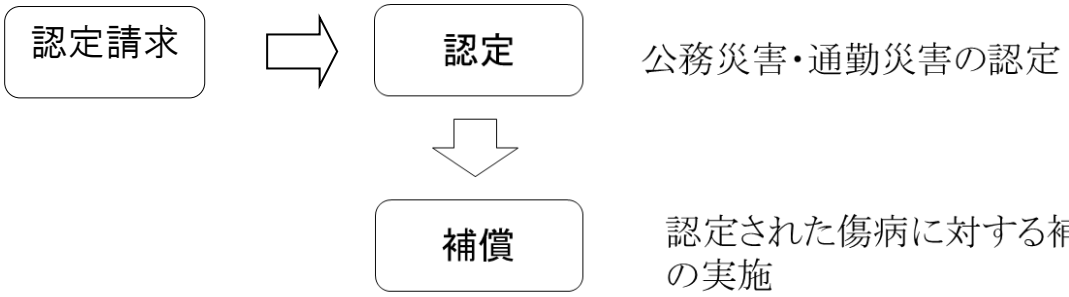

認定及び補償は、被災職員（又は遺族）からの請求に基づいて行われます。これを「請求主義」といいます。

請求主義をとっているため、被災職員等が補償制度を知らずに請求がされないことや、入院等のため手続きを行うことが困難な場合があることから、このような場合には、**被災職員等が適正な手続きを行うことができるよう任命権者が助力し、又は指導することが求められます。**

公務災害・通勤災害の認定請求

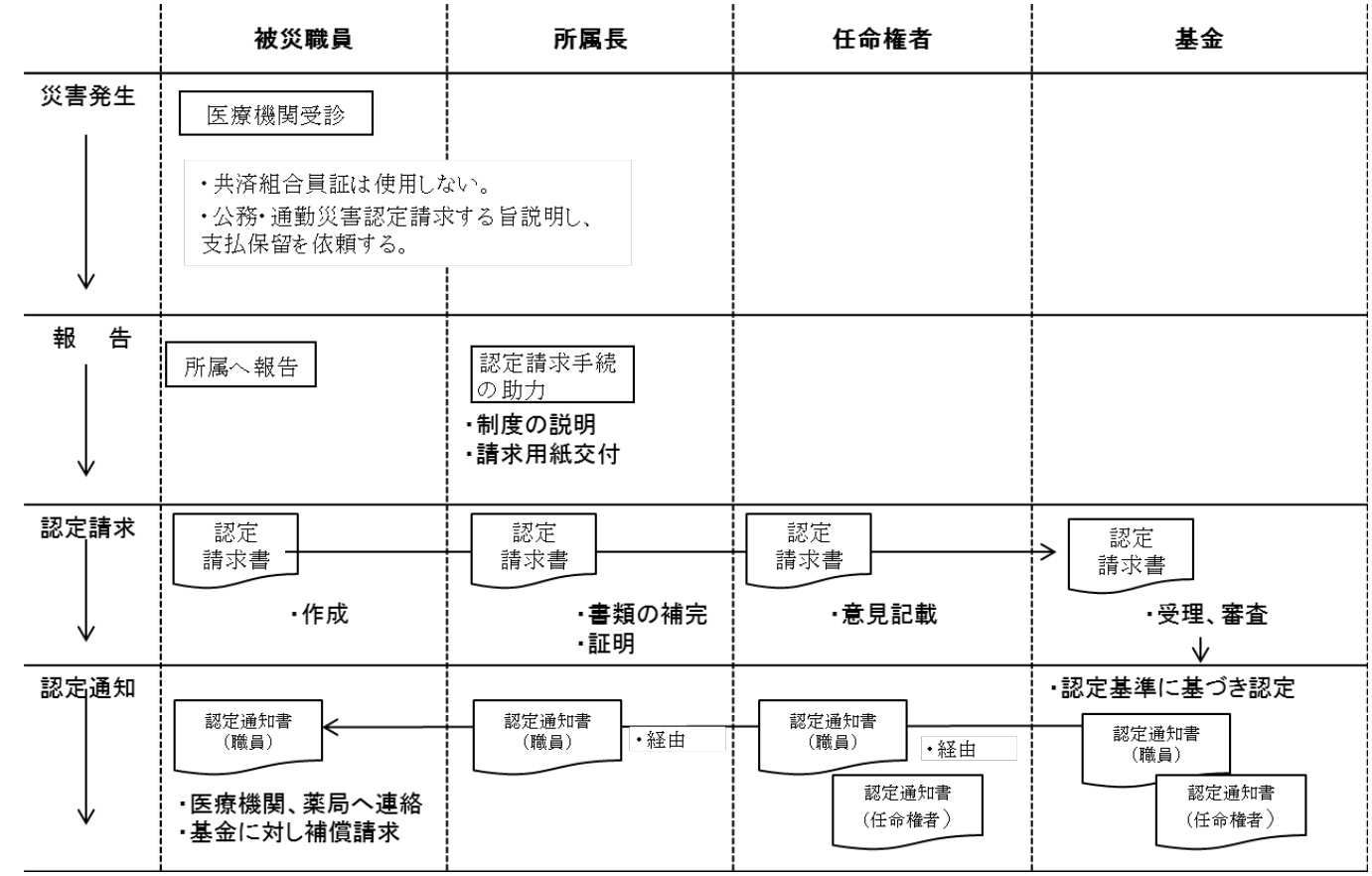

※　補償を受ける権利は、２年間（障害補償及び遺族補償については５年間）行われないときは、時効によって消滅する。

補償請求

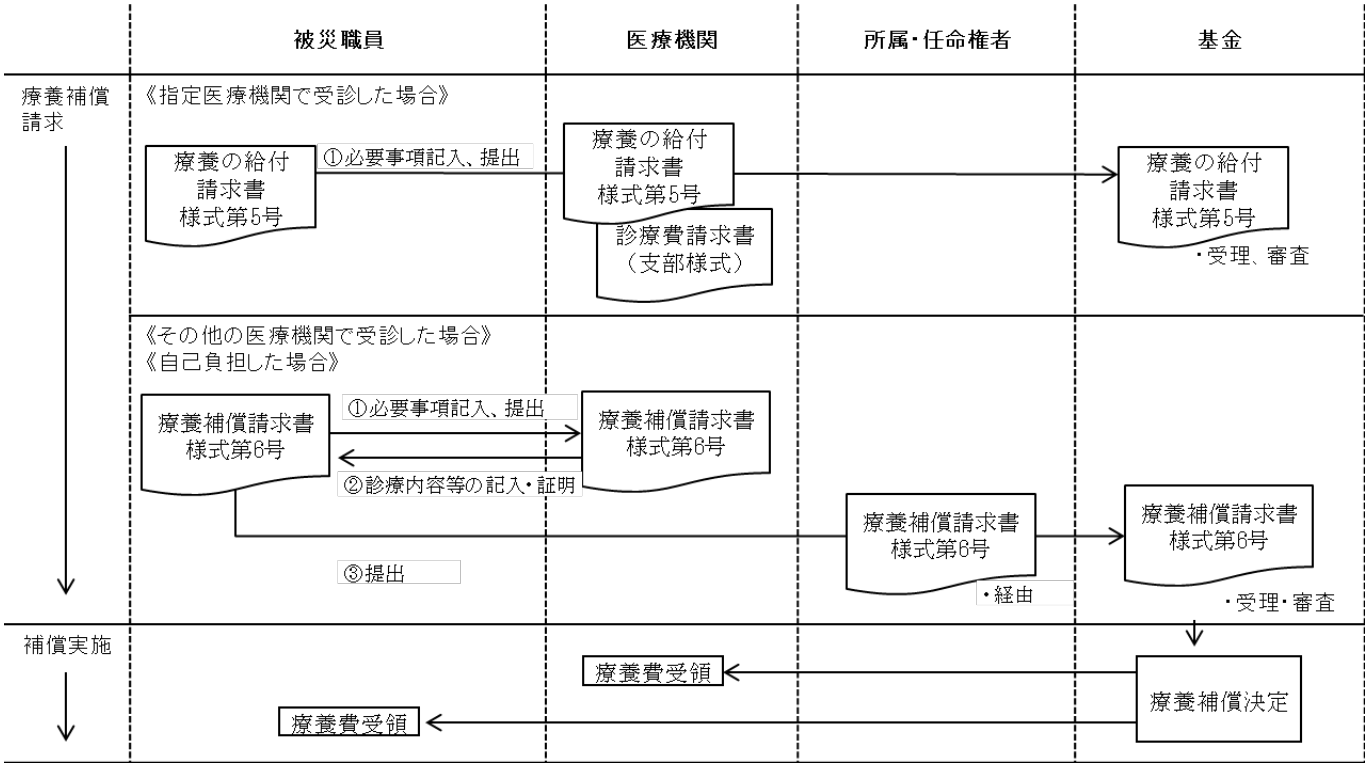

【療養開始から1年6カ月経過した日において傷病が治っていない場合】

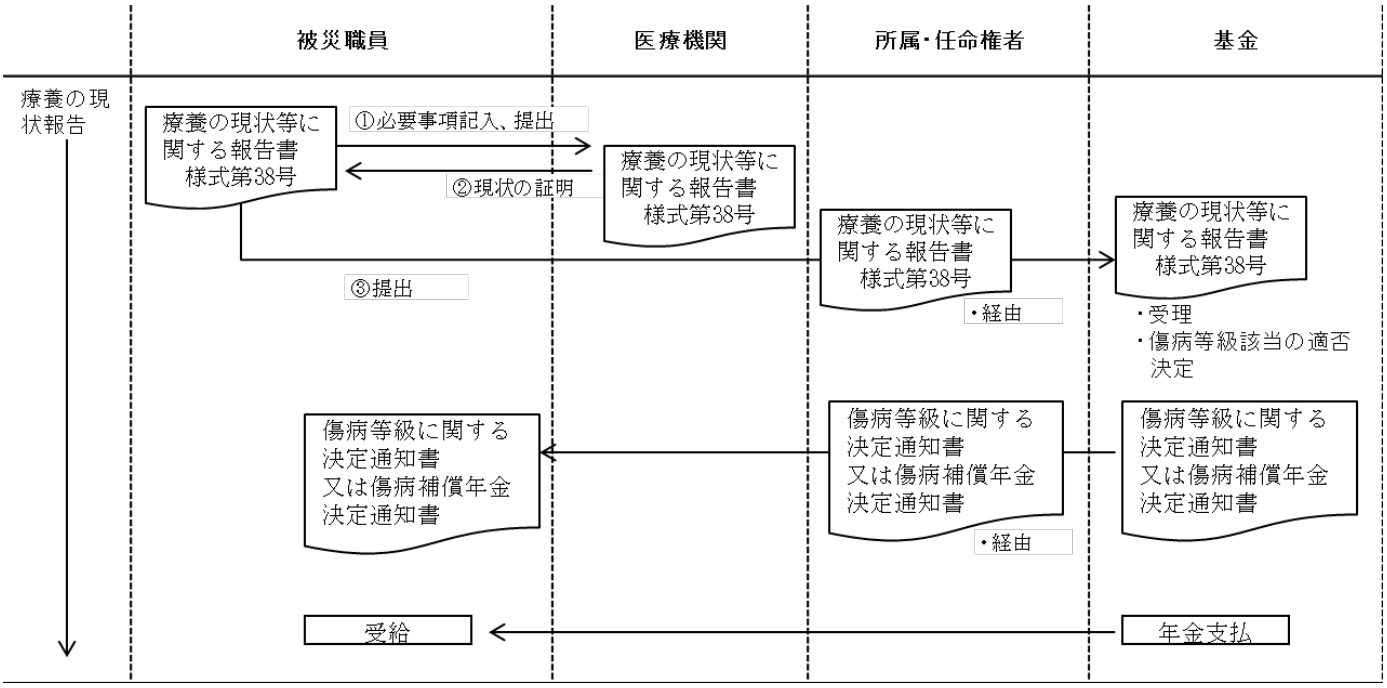

【傷病が治ゆ（症状固定）した場合】

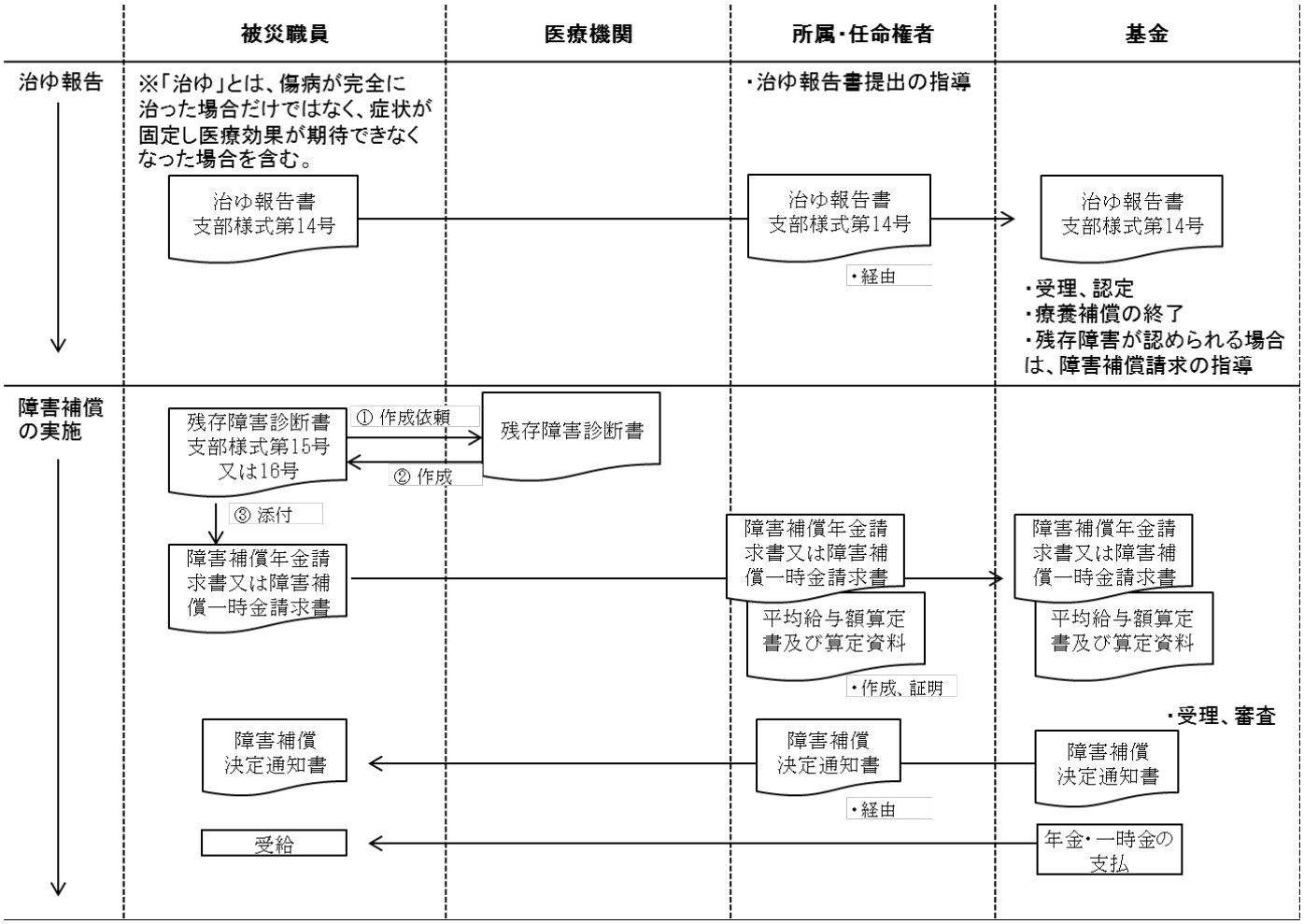

※症状固定の例

○　骨折で骨ゆ合した後や、腰部捻挫による腰痛症の急性症状は消退した場合であって、疼痛などの症状が残っていても、その症状が安定した状態になり、その後の療養を継続しても改善が期待できなくなったとき。

○　骨ゆ合後の機能回復療法として理学療法を行っている場合に、治療施行時には、運動障害がある程度改善されるが、数日経過すると、元の状態に戻るという経過が一定期間にわたってみられるとき。

○　頭部外傷が治った後においても、外傷性てんかんが残り、治療によって、そのてんかん発作を完全に抑制できない場合であっても、その症状が安定し、その後の療養を継続しても、それ以上てんかん発作の抑制が期待できなくなったとき。

○　外傷性頭蓋内出血に対する治療後、片麻痺の状態が残っても、その症状が安定し、その後の療養を継続しても改善が期待できなくなったとき。

Ⅱ　公務災害・通勤災害の認定基準

1　公務災害

(1)　認定要件

公務災害と認められるためには、下記２つの要件を満たす必要があります。

◆公務遂行性
職員が、公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したこと
◆公務起因性
公務と災害との間に相当因果関係があること

ア　公務遂行性

次の①から⑤に掲げる場合に、公務遂行性があるものと認められます。

①　任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にあって公務に従事している場合

（例）通常の職務を行っている場合

②　通常又は臨時に割り当てられた職務は行っていないが、任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にある場合

（例）休憩時間中に施設内で行動している場合

③　任命権者の支配下にあるが、管理施設を離れて公務に従事している場合

（例）出張（旅行命令）中の場合

④　特別の事情下における出勤又は退勤途上にある場合

（例）緊急用務のための、出勤途上の場合

⑤　地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者が企画、立案、実施したレクリエーション等に参加している場合

イ　公務起因性

公務遂行性が認められても、本人の有していた素因又は基礎疾患が相対的に有力な原因となり単に公務遂行中に発症した場合、私的怨恨（けんか等）による場合など、公務から逸脱していると考えられる行為による場合等の災害については、公務起因性が認められず、公務災害として認めることはできません。

※相当因果関係が認められるとは・・・

災害発生の原因のうち、公務が他の原因（素因、基礎疾患等）と比較して**「相対的に有力な原因」**と認められる必要があります。したがって、複数ある災害の原因のひとつが、公務であるだけでは相当因果関係は認められず、公務災害とは認められません。

(2) 公務上の負傷

次のアからクに掲げる場合に発生した負傷は、原則として公務上の災害となります。ただし、これらの場合においても、①故意によるもの、②本人の素因によるもの、③天災地変によるもの、④偶発的事故によるもの、⑤私的怨恨によるものは、公務外となります。

＜負傷の特色＞
○ 公務遂行性が焦点
○ 公務に起因するかどうか比較的わかりやすい（創傷などは、外面的かつ可視的）

ア 職務執行等に起因する負傷

①□ 通常又は臨時に割り当てられた職務を遂行中の負傷

a 法令又は権限のある上司の命令により、割り当てられた職務に従事している場合
b 地方公務員法（地公法）第39条の規定による研修を受けている場合
c 地公法第42条の規定による、職員の保健のための健康診断を受けている場合

② 職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為中の負傷

a 業務待機中の行為（社会通念上妥当と認められる範囲のもの）
b 生理的必要行為（用便、飲水のための構内通行行為など）
c 公務達成のための善意行為（公務遂行上の必要性が認められるもの）
d 食事に行く行為（食事行為のため必要と認められる範囲の食堂などへの往復行為）
e 医療機関へ行く行為（緊急の治療が必要である場合に、所属長の指示又は了解を得て医療機関の間を合理的な経路及び方法により往復する行為）

③ 職務の遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷

更衣、機械器具の点検・整備・格納、作業環境の整備、清掃など

④ 勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為中の負傷

⑤ 非常災害時において、勤務場所又はその附属施設を防護する行為中の負傷

勤務場所又はその附属施設（公務運営上の必要により、入居が義務付けられている宿舎を含む。）を防護する行為（消火活動など）

イ 出張（旅行命令）中又は赴任期間中の負傷

用務、用務に付随する行為、旅行、宿泊施設内における通常の宿泊行為
ただし、次の場合を除きます。
・合理的経路又は合理的方法によらない順路にある場合
・恣意的行為を行っている場合
・出張期間が長期（おおむね１か月）にわたる場合において宿泊施設内にあるとき
又は宿泊施設と勤務場所との間の往復の途上にあるとき （宿泊施設を住居とみなす）

ウ　特別の事情下の出退勤途上の負傷

a　公務運営上の必要により特定の交通機関によって出退勤することを強制されている場合の出退勤途上

b　突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤を命じられた場合の出退勤途上

c　社会通念上、異常な時間帯における通勤又は異常な勤務形態に伴う通勤

- 午後10時から翌日の午前７時30分までの間に開始する勤務につくことを命ぜられた場合の出勤の途上
- 午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上
- 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務につくため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上
- 引き続いて24時間以上（休憩・休息時間、仮眠時間等を含む。）となった勤務が終了した場合の退勤の途上
- 条例に規定する勤務を要しない日（週休日など）及びこれに相当する日に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- 勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割振りが変更されたことにより勤務することとなった場合の出勤又は退勤の途上

d　上記ａ～ｃに掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤の途上

＊ 通常の勤務が終了した後、引き続き４時間以上の時間外勤務に服した場合の退勤途上

＊ 特に命ぜられて１時間以上早く出勤する場合の出勤の途上

＊ 午後10時から翌日の午前５時までの時間帯を３時間以上含む勤務が終了した場合の退勤の途上

エ　レクリエーション参加中の負傷

a　地方公務員法第42条の規定に基づくものであること

b　任命権者が形式的にも、実質的にも主催者（又は共同主催者）として企画、立案、実施したものであること

オ　設備の不完全又は管理上の不注意による負傷

a　所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場において、当該出勤又は退勤の途上にある場合

b　勤務のため、勤務開始前又は終了後に施設構内で行動している場合

c　休息・休憩時間中に勤務施設又はその付属施設を利用している場合

《事例》勤務公署の敷地内にあるマンホールのふたが腐食していたため、抜け落ち転落して負傷した。（公務上）

カ　公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舎において宿舎の不完全又は管理上の不注意によって発生した負傷

キ　職務遂行に伴う怨恨による負傷

私的怨恨によるもの、職員に挑発行為があった場合などを除く。

《事例》

①　窓口で住民の苦情対応をしていたところ、突然住民に殴られた。（公務上）

②　中学校の教諭が生徒を平手でたたいたところ、その生徒より暴行され負傷した。（公務外）

ク　公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷

《事例》

①　公務上の負傷でリハビリを行っていたところバランスを崩して転倒し右手を負傷した。（公務上）

②　公務上の負傷で通院のため乗車していたバスの急ブレーキで転倒し負傷した。（公務外）

(3)　疾病

「疾病」は、職務や日常生活においてさらされる有害因子に加え、職員の素因や基礎疾患などさまざまな危険因子が作用します。

このため、公務上の疾病の認定に当たっては、「他の危険因子に比べ、公務に関連する有害因子が有力な原因となって発症したことが、医学上認められること」（＝公務起因性）がポイントになります。なお、疾病の場合の「公務遂行性」とは、職務遂行に伴って有害因子にさらされたことであり、職務遂行中に症状が現われる（例えば、勤務中に心筋梗塞で倒れる）ことではありません。

＜疾病の特色＞
○ 公務起因性が焦点
○ 公務中に発症しても公務に起因するかどうかがわかりにくい。
○ 詳細な調査・検討が必要であり、比較的難しい。

◆有害因子 →　身体に有害な物理的因子、化学物質、身体に過度の負担のかかる作業態様、病原体など、疾病の発症経過に有害な作用を及ぼす諸因子
◆素　　因 →　遺伝的・体質的にある特定の疾病にかかりやすい状態
◆基礎疾患 →　疾病に先行して継続的に存在し、疾病の基礎になった既往の病的状態

ア　公務上の負傷に起因する疾病

①　負傷した当時、何ら疾病の素因を有していなかった者が、負傷により発病した場合

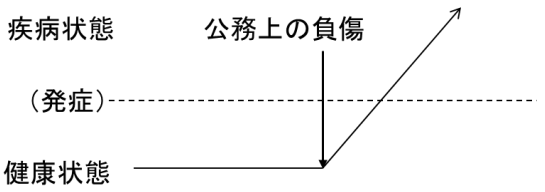

②　疾病の素因はあったが発病する程度ではなかった者が負傷により発病した場合、　又は早晩発病する程度であった者が著しく発病時期を早めた場合

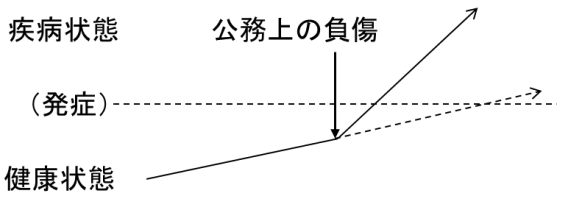

③ 既に発病していた者が、負傷によりその疾病を著しく増悪した場合

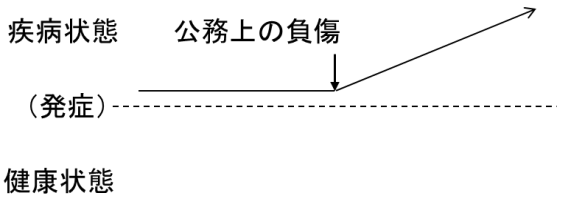

イ　物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた疾病

（例）暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症
　　高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷など

ウ　身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた疾病

（例）重量物を取り扱う業務等に従事したため生じた腰痛など

エ　化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた疾病

（例）石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

オ　粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた疾病

（例）じんぱい症

カ　細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた疾病

（例）患者に対する看護業務に従事したため生じた結核等の伝染性疾患

キ　がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾病

（例）石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ

ク　相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた心・血管疾患及び脳血管疾患等の疾病

（例）長時間の業務に従事したため生じた心筋梗塞、脳出血等の心・血管疾患又は脳血管疾患

ケ　人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

（例）多数の死傷者が発生した災害対応業務に従事したため生じた精神疾患

コ　アからケまでに掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病

①　伝染病又は風土病に罹患する虞のある地域に出張した場合における当該伝染病又は風土病
②　健康管理上の必要により任命権者が取った措置（予防注射及び予防接種を含む。）により発生した疾病
③　公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舎の不完全又は管理上の不注意により発生した疾病
④　次に掲げる場合に発生した疾病で、勤務場所又はその付属施設の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生したもの
　(ｱ)　所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき
　(ｲ)　勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合
　(ｳ)　休息時間又は休憩時間中に勤務場所又はその付属施設を利用している場合
⑤　職務の遂行に伴う怨恨によって発生した疾病
⑥　所属部局の提供する飲食物による食中毒
⑦　①から⑥までに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病

＜腰痛の認定について＞

「人間の宿命的な疾病」ともいわれる腰痛の発症原因はさまざまです。

職務遂行に伴う過度の負担や疲労の蓄積に加え、加齢による腰椎の変性や日常生活における運動量といった個体的要因など、多くの要因が影響を及ぼして発症することから、腰痛は公務起因性の判断が難しい疾病の一つとされています。

公務上の災害（疾病）の認定に当たっては、腰痛を２つのタイプに分類し、公務起因性を判断することとしています。

１ 災害性の腰痛

公務遂行中に、通常とは異なる動作により腰部に急激に力が加わったことにより引き起こされる、腰部の内部組織の損傷

重量物の取扱いにあたって
・運搬作業中に転倒した
・２人がかりで運搬中、相手が荷を落とした
・予想に反して荷が重かったり軽かったりした
・不適当な姿勢のため異常な力が作用した など

⇒

腰椎捻挫
急性腰痛症
（ぎっくり腰） など

２ 非災害性の腰痛

職業性疾病としての腰痛

次のような業務におおむね３か月～数年従事
・中腰で重量物等取扱 ・不自然な姿勢等で毎日
・腰部を曲げた姿勢持続 ・腰部に粗大な振動

⇒

主として軟部組織の労作の不均衡による疲労現象から腰痛を発症

次のような業務等におおむね10年以上従事
・約30kg以上の重量物を勤務時間の1／3以上取扱
・約20kg以上の重量物を勤務時間の1／2以上取扱

⇒

胸腰椎に著しく病的な変性が認められる慢性的な腰痛

いずれの場合も、被災職員の素因や基礎疾患と比較して、公務が有力な原因となって腰痛を発症したことが認定の要件になります。このため、認定請求に当たっては、被災時の状況（持ち上げた重量、姿勢、アクシデントの有無）や素因、基礎疾患の有無などを判断する資料を提出することになっています。

＜心・血管疾患及び脳血管疾患等の認定について＞

心・血管疾患及び脳血管疾患に係る公務上の災害（過労死など）の認定に当たっては、「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」（平成13年12月12日地基補第239号理事長通知）によることとされており、その概要は次のとおりです。

心・血管疾患、脳血管疾患が公務上の災害と認められる場合（概要）

職務に関連して

異常な出来事・突発的事態に遭遇

○爆発物等による犯罪、大地震等の異常な自然現象、火災等の異常な状態に遭遇

○日常肉体的労働を行わない職員が、勤務場所の火災等により特に過重な肉体的労働に従事

○暴風、豪雪、猛暑等、異常な気象条件下で長時間にわたって勤務

○突発的・予測困難な異常な事態、急激で著しい作業環境の変化の下で勤務

又は

通常の日常の職務に比較して

特に過重な職務に従事（※）

《時間外勤務》
○発症前１週間から２、３週間にわたる不眠・不休に準じる勤務
○発症前１か月程度にわたり週当たり平均25時間以上の勤務が連続
○発症前１か月を超え週当たり平均20時間以上の勤務が連続

《評価事項》
○交代制勤務職員の深夜勤務（頻回出動等）
○不快・不健康な勤務環境（著しい騒音等）
○緊急呼出等による出勤
○特に精神的緊張を伴う職務に従事

医学経験則上、疾患の発症原因とするに足る強度の精神的・肉体的負荷を受けていたことが明らかに認められること

発症

過重負荷を受けてから症状が 顕在化するまでの時間的間隔が医学上妥当と認められること

【心・血管疾患】	【脳血管疾患】
○狭心症　○心筋梗塞	○くも膜下出血 ○脳出血
○重症不整脈（心停止、心房細動等）　○心臓性突然死	○脳梗塞（脳血栓症、脳塞栓症）
○肺塞栓症 ○大動脈瘤破裂（解離を含む）	○高血圧性脳症

（※）被災職員と職種・職・職務経験・年齢等が同程度の職員（通常の職務遂行に特に支障がない程度の素因・基礎疾患を有する者を含む）にとっても特に過重と認められるか否か、客観的に評価する。

被災職員の素因・基礎疾患等の病態が高度であると認められる場合には、公務が有力な原因となって発症したことについて慎重に判断する。

認定請求に当たっては、「『心・血管疾患及び脳血管疾患等の職務関連疾患の公務上災害の認定について』の実施及び公務起因性判断のための調査事項について」（平成13年12月12日地基補第240号補償課長通知）による調査票を作成することになっています。

＜精神疾患等の公務災害の認定について＞

公務が原因で精神疾患を発症したとして公務災害認定請求のあった事案においては、「精神疾患等の公務災害の認定について」（平成24年3月16日地基補第61号理事長通知）によることとされています。

精神疾患が公務上の災害と認められる場合（概要）

１ 対象疾病である精神疾患を発症していたこと

・ 国際疾病分類第10回修正版（ＩＣＤ-１０第Ｖ章）に分類される精神疾患のうち、器質性の精神疾患（Ｆ０）及び有害物質に起因する精神疾患（Ｆ１）を除いたもの

・ 業務に関連して発症する可能性のある精神疾患は、主に、ＩＣＤ－１０のＦ２（統合失調症等）、Ｆ３（気分（感情）障害）、Ｆ４（神経症性障害等）としている。

・ なお、心身症は対象とならない。

２ 精神疾患の発症前のおおむね６か月の間に、業務により強度の精神的又は肉体的な負荷を受けたことが認められること

(1) 人の生命にかかわる事故への遭遇

(2) その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象に該当

① 第三者の暴行、重大な交通事故等により業務上の病気やけがをした

○ おおむね２か月以上の入院

○ 後遺障害（障害補償年金に該当、現職復帰が困難な程度）が残存

② 発症直前に過大な時間外勤務等に従事

○ ２週間程度以上の連続勤務

・ 犯罪の捜査、火災の鎮圧、又は危険、不快、不健康な場所等での人命の救助その他の被害の防禦等に従事（１日当たりの勤務時間が特に短い場合、手待時間が多い等の勤務密度が特に低い場合を除く。）

・ この勤務中において二次災害、重大事故等の発生への対処等に従事

○ １か月におおむね160時間超（手待時間が多い等の勤務密度が特に低い場合を除く。）

○ ３週間におおむね120時間以上（手待時間が多い等の勤務密度が特に低い場合を除く。）

○ ２か月間に１月当たりおおむね120時間以上

○ ３か月間に１月当たりおおむね100時間以上

○ 質的に過重な業務を行ったこと等により、1か月以上の期間に1月当たりおむね100時間以上

○ 職員の休業、欠員に対して職場の適切な支援・協力等がなされなかったことにより、上記に準ずる肉体的過労等を生じさせる業務に従事したる肉体的過労等を生じさせる業務に従事した

③ 組織の責任者として連続して行う困難な対外折衝又は重大な決断等を伴う業務に従事

④ 機構・組織等の改革又は人事異動等による、急激かつ著しい職務内容の変化を伴う業務に従事

⑤ 職場でひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を執拗に受けた

⑥ 重大な不祥事が発生し、責任者としてその対応に当たった

⑦ ①から⑥までに準ずるような業務による負荷があったと認められる場合

３ 業務以外の負荷及び個体的要因により対象疾病を発症したと認められないこと

2 通勤災害の認定基準

(1) 通勤の定義と範囲

〈通勤災害のポイント〉
○合理的な経路か
○中断・逸脱がないか

地公災法第２条第２項により、通勤とは**「職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うこと」**と定義されています。

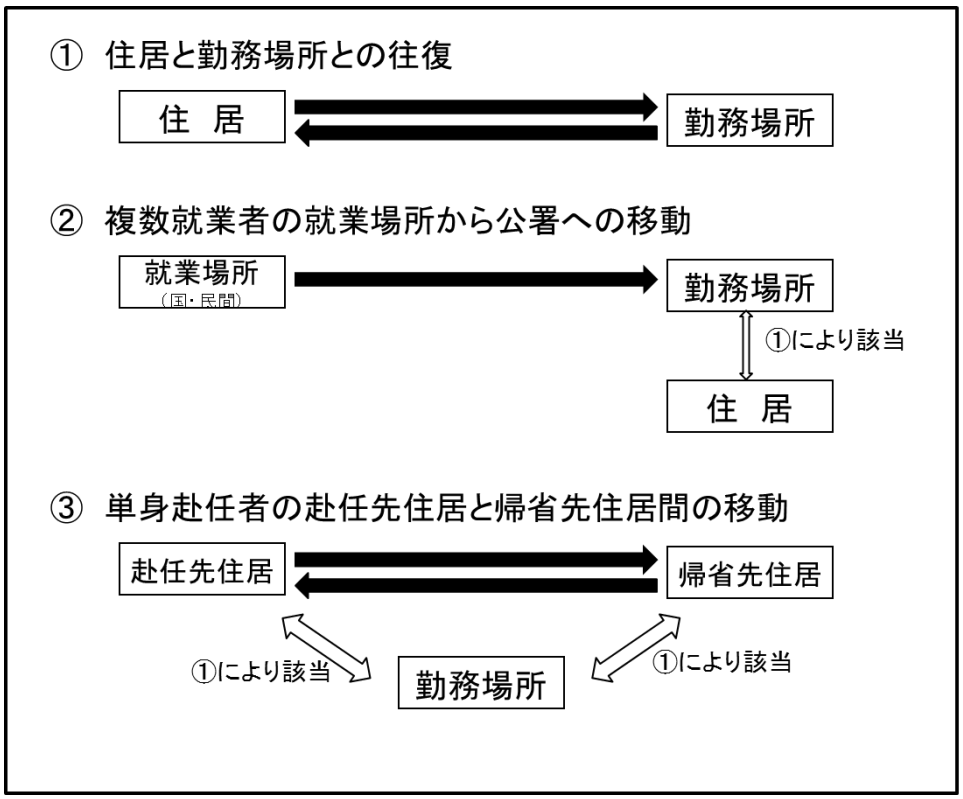

ア 「勤務のため」とは、

◆勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる移動

【「勤務のため」と認められる例】 ○通勤の途中で作業衣、定期券等、勤務又は通勤に関係あるものを忘れたことに気付き、これを取りに戻る場合 ○交通途絶、スト等の交通事情により、許可を受けて引き返す場合 ○レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）に参加する場合 ○次の勤務時間までの間に相当の間隔がある場合において、住居との間を移動する場合 ○遅刻して出勤し、又は早退する場合(勤務時間中に私用で帰るのは勤務を終了して帰る場合とは認められないので通勤としない。) ○単身赴任者が月曜日からの勤務に備え、日曜日に帰省先住居から赴任先住居に移動する場合
【「勤務のため」と認められない例】 ○出勤途中で自己都合により引き返す場合

○任意参加の親ぼく会等に参加する場合 ○勤務終了後相当時間にわたり囲碁、将棋等私用を弁じた後帰宅する場合 ○単身赴任者が日曜日の私的な用事のため、土曜日に帰省先住居から赴任先住居に移動する場合（勤務日が月曜日の場合）

イ　「住居」とは

◆日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋

◆勤務の都合その他特別の事情がある場合に、特に設けられた宿泊の場所など

【「住居」と認められる例】 ○家族と共に生活している家等、通常勤務のための出勤の始点 ○単身赴任者等が家族の住む家から反復・継続性をもって通勤する場合の家族の住む家 ○通常の勤務のために、又は長時間の残業、早出出勤等に備えて設けた宿泊場所 ○交通事情等のために一時宿泊する旅館、ホテル等 ○家族が長期入院し看病する必要がある場合の病院 ○台風等で避難した場所から出勤する
【「住居」と認められない例】 ○地方出身者の一時的帰省先 ○単身赴任者等が年末年始のみ家族と共に過ごす場合の家族の住居 ○家族と共に郷里の実家に行き、そこから出勤する場合の当該実家

ウ　勤務場所とは

◆職務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所

【「勤務場所」と認められる例】 ○通常の勤務提供の場所 ○レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）の場所
【「勤務場所」と認められない例】 ○同僚との懇親会、同僚の送別会の会場

エ　通勤の「始点」・「終点」

「住居」、「勤務場所」がそれぞれ通勤の「始点」、「終点」となります。

「始点」、「終点」の境界は、原則として不特定多数の人の通行が自由に認められているか否かによって判断することになります。「住居」の場合の境界は門が、マンション等においては自室のドアがその地点とされています。「勤務場所」の場合は、原則として勤務公署の施設構内の出入口がその地点とされていますが、施設状況等により個別に判断します。

オ　「合理的な経路及び方法」とは

◆社会通念上、一般に、職員が通常用いると認められる経路及び方法

【「合理的な経路」と認められる例】

(1) 経路の合理的解釈によるもの

○定期券による経路

○通勤届による経路

○定期券による経路ではないが、通常これと代替することが考えられる経路

(2) 通勤事情によるもの又は通勤に伴う合理的必要行為

○経路上の道路工事等、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路

○事故、スト等の場合の代替輸送機関による経路

○座席確保や急行列車利用のため１～２駅戻る経路

○誤って１～２駅乗り越して戻る経路

○乗降駅以外の駅へ定期券を購入しに行く経路

○通常の経路を少し離れた場所にある便所に行く経路

○自動車通勤の者がガソリン補給のためにガソリンスタンドに立ち寄る経路

○自動車通勤の者がその自動車の修理のため最小限度の迂回をする経路

(3) その他

○共働きの職員が子供を託児所に連れて行く経路

【「合理的な経路」と認められない例】

○交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路

○通行が禁止された場所を歩行する経路

○自動車で、高校生の子どもを最寄り駅まで送っていく経路

【「合理的な方法」と認められる例】

○　電車、バス等公共交通機関を利用する場合

○　自家用自動車（友人のものに同乗する場合を含む。）、自転車等を使用する場合

○　通常、電車・バス等の公共交通機関を利用している者が

a 雨天のため、家族に自家用自動車で送らせた場合

b 遅刻を避けるため、タクシーを利用した場合

【「合理的な方法」と認められない例】

○　運転免許を有しない者が運転する自動車を利用する場合

○　飲酒運転又はそれを知りながら同乗する場合

○　自動車専用道路など歩行が禁止されている場所を歩いて通行する場合

○　特段の事情がなく、社会通念上自転車を利用することが相当でない距離を自転車で通行する場合

カ「逸脱」・「中断」

◆「逸脱」とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路から逸れること

◆「中断」とは、合理的な経路上において通勤目的から離れた行為を行うこと

通勤の途中において逸脱・中断した時点で、合理的な経路に復帰した場合でもその後は通勤と認められません（ただし、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当する場合を除く。）

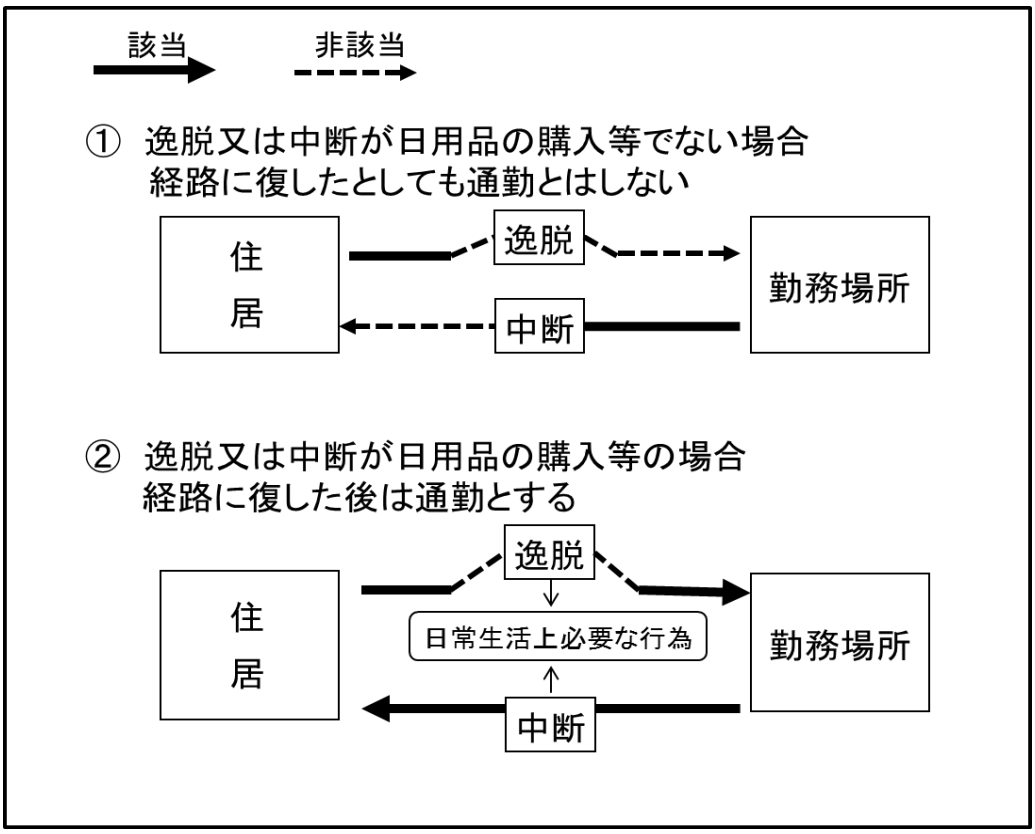

【事例】

経路に復した後は通勤とする	経路に復したとしても通勤とはしない
(1) 日用品の購入その他これに準ずる行為 **〔日用品の購入に該当する行為〕** ○次のものを購入する行為 ・パン、米、酒類等の飲食料品 ・家庭用薬品 ・下着、ワイシャツ、背広、オーバー等の衣料品 ・石油等の家庭用燃料品 ・身廻り品 ・文房具、書籍等 ・電球、台所用品等 ・子供の玩具	○次のものを購入する行為 ・装飾品、宝石等の奢侈品 ・テレビ、冷蔵庫、ピアノ、自動車、机、たんす等の耐久消費財 ・スキー、ゴルフ等のスポーツ用品
〔日用品の購入に準ずる行為〕 ○独身職員が通勤途中で食事をする場合 ○クリーニング店に立ち寄る場合 ○理髪店、美容院に行く場合 ○テレビ、冷蔵庫等の修理を依頼しに行く場合 ○税金、光熱水費等を支払いに行く場合 ○市役所等に住民登録、戸籍抄本等を取りに行く場合	○通勤途中で娯楽等のため麻雀、ゴルフ練習、ボーリング、料亭等での飲食等をする場合 ○観劇等のため回り道する場合

○単身赴任者が、帰省先住居と勤務場所間の移動又は帰省先住居と赴任先住居間の移動に際し、これらの移動に長時間要することにより、食堂で食事をする場合や自家用自動車内等で仮眠をとる場合	○同僚の送別会に行く場合 ○冠婚葬祭に行く場合
(2) 学校教育法第１条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法第15条の６第３項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為 **〔学校教育法第１条に規定する学校に該当するもの〕** 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校 **〔職業能力開発促進法第15条の６第３項に規定する公共職業能力開発施設に該当するもの〕** 職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校 **〔上記に準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものに該当するもの〕** ○学校教育法第124条に規定する専修学校における教育 ○職業能力開発促進法第27条に規定する職業能力開発総合大学校における職業訓練 ○学校教育法第134条に規定する各種学校における教育で、一般的に職業に必要な技術に関し１年以上の修業期間を定めて行われるもの ○上記のほか、教育訓練の内容及び形態がこれらに準ずると認められる教育訓練	○趣味又は娯楽のためのもの
(3) 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為 **〔病院又は診療所において診察又は治療を受けることに該当する行為〕** ○人工透析を受けるため病院等に立ち寄る行為 **〔病院又は診療所において診察又は治療を受けることに準ずる行為〕** ○接骨、あん摩、はり、きゅう等の施術を受けるため施術所に立ち寄る行為 ○家族の見舞い等のため病院等に立ち寄る行為	
(4) 選挙権の行使その他これに準ずる行為 **〔選挙権の行使に該当する行為〕** ○衆議院議員、参議院議員並び審査の投票に行く行為 ○地方自治法第76条、第80条又は第81条の規定による地方公共団体の議会の解散の請求、議員の解職の請求又は長の解職の請求の署名を行う行為又は投票に行く行為 ○地方自治法第74条、第75条又は第86条の規定による条例の制定、改廃の請求、事務の監査の請求又は主要公務員の解職の請求の署名を行う行為	
(5) 負傷、疾病又は老齢により２週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、配偶者の父母及び次に掲げる者（ロに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。） イ 孫、祖父母及び兄弟姉妹 ロ 職員との間において事実上、子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者 ○歩行が不可能であり、食事や着替えにも一部介助を必要とする母の介護を行うために、母と同居している姉の住む家に立ち寄る場合 ○人に暴力をふるう、しばしば興奮し騒ぎたてる等の状況にある祖父が、施設に一時的に入所したことから、介護を行うために当該施設に立ち寄る場合	○単に様子を見に行く場合 ○通常介護を行っている者に代わって、たまたま介護を行う場合

(2)　「公務災害」として取り扱われる通勤災害

通勤途上の災害であっても、次の場合は公務災害として取り扱われます。

（再掲：１公務災害　(2) 公務上の負傷　ウ特別の事情下の出退勤途上の負傷）

a　通勤手段を拘束された場合等、任命権者の強い支配拘束下にある出退勤

b　特命を受けての出勤等任命権者の管理責任の及ぶ範囲内にある場合

c　社会通念上、異常な時間帯における通勤又は異常な勤務形態に伴う通勤

- 午後10時から翌日の午前７時30分までの間に開始する勤務につくことを命ぜられた場合の出勤の途上
- 午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上
- 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務につくため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上
- 引き続いて24時間以上（休憩・休息時間、仮眠時間等を含む。）となった勤務が終了した場合の退勤の途上
- 週休日及びこれに相当する日に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- 休日（年末年始を含む。）に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- 週休日に勤務時間の割振りが変更されたことにより勤務することとなった場合の出勤又は退勤の途上
- 上記a～cに掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤の途上

＊　通常の勤務が終了した後、引き続き４時間以上の時間外勤務に服した場合の退勤の途上

＊　特に命ぜられて１時間以上早く出勤する場合の出勤の途上

＊　午後10時から翌日の午前５時までの時間帯を３時間以上含む勤務が終了した場合の退勤の途上

３　補償制限

故意に災害を発生させた場合は、公務起因性が否定されることから、公務災害又は通勤災害は認められません。

一方、事故そのものの発生を意図した故意はないものの、その事故の原因となった行為が故意によるものであり、その結果災害が発生した場合については、公務起因性は認められますが、その場合、休業補償、予後補償、傷病補償年金又は障害補償の全部又は一部の支給を行わないことができるとされています。（法第30条）

補償制限の要件

(1)　故意の犯罪行為又は重大な過失により事故を生じさせること。

ア　職員が法律、命令等に定める危害防止に関する規定に違反して事故を発生させた場合

〔事例〕出勤のため自転車に乗り、一時停止の標識のある交差点に進入したところ、左方向から直進していた歩行者に接触しそうになったため、避けようとして転倒し負傷した。交差点に進入する際、右側の確認はしたが、減速・左側の確認・一時停止はしなかった。

イ　勤務場所における安全衛生管理上とられた事項が一般に遵守されているにもかかわらず、これに違反して事故を発生させた場合

〔事例〕ごみ収集車で収集作業中に、約70m先の集積所に向かうため徐行しながら走行中の荷台に乗っていたところ、右カーブで転落し負傷した。所属では安全作業要領や作業指導により、荷台には乗らないことの周知徹底を図っていた。

ウ　監督者の事故防止に関する注意若しくは公務遂行上の指揮監督が一般に遵守又は励行されているにもかかわらず、これに従わないで事故を発生させた場合

〔事例〕草刈り機で草刈りをしていたところ、刃に草が巻き付いて回転が遅くなったことから、エンジンを切らずに手で草を取り除こうとし、誤って刃に触れて負傷した。

(2)　正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げること。

資料No.３

公務・通勤災害の認定請求

１　認定手続き

認定は被災職員又は遺族からの請求に基づいて行われる「請求主義」をとっています。

しかし、被災職員等が補償制度の手続きを知らなかったり、入院等のため手続きをとれない状況にある場合も少なくありません。各所属においては、書類作成、関係資料の整備等を行い、被災職員等に積極的な援助、協力に努め、認定請求を迅速に行う必要があります。（規則第 49 条）

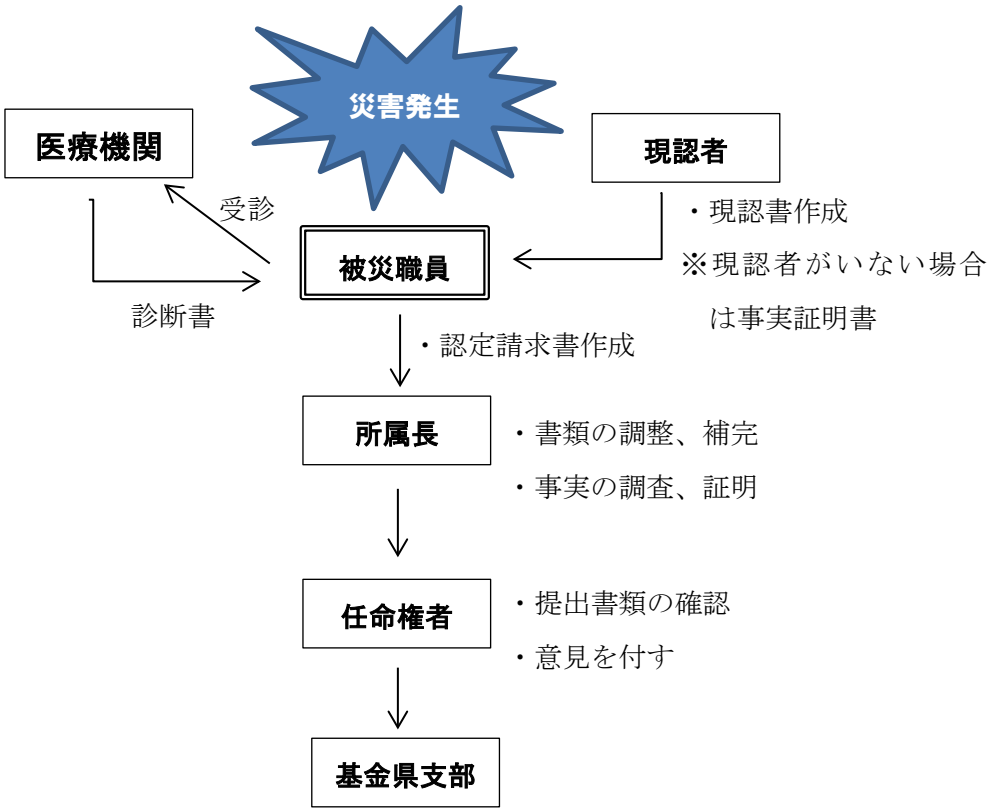

２　所属長の証明

所属長は、当該災害発生状況等の証明を行うこととされています。そのため、職員や現認者等の申し立てなどにより、災害の発生状況を詳しく事実調査し、正確な状況を把握した上で証明を行う必要があります。

なお、災害発生の状況について、全ての内容を証明できない場合には、証明できる箇所と証明できない箇所が、はっきりとわかるように記入してください。

３　任命権者の意見

任命権者は、当該災害が公務又は通勤により生じたものであるかの意見を認定請求書に記載し、地方公務員災害補償基金に送付してください。

《記載例》

〇本事案は‥‥の理由により公務上の災害と認められる（認められない）。
〇本事案は‥‥の理由により通勤による災害と認められる（認められる）。
〇判断困難のため、貴職で判定願います。

《認定請求書の記載上の注意》

認定請求書の記載部分のうち、**最も重要な部分は、「災害発生の状況」の欄**であり、これをもとに基金支部は公務上の災害かどうか、あるいは通勤による災害かどうかを審査します。

したがって、従事していた職務の内容等について、**ありのままの事実をできるだけ詳細かつ具体的に記述**してください。

〔災害発生状況の記入例〕

〇誰が	私は
〇いつ	７月７日　午後１時１５分頃
〇どこで	盛岡市内丸の裁判所の前の交差点で
〇何のために	エスポワールいわてで開催される公務災害事務担当者研修会に参加するため
〇誰と	同僚の〇〇主事とともに
〇何をしているときに	徒歩で会場に向かっていたところ
〇どのようにして	雨に濡れた白線に足を滑らせ
〇どうなった	転倒し、後頭部を路面に強く打ちつけました。
〇負傷した	何とか立ち上がって、歩道まで歩きましたが、後頭部に強い痛みとめまいがあったので、
〇その後どうしたのか	同僚に付き添ってもらい、〇〇病院で治療を受けました。 〇〇病院は職場から遠いため、翌日から××病院に転医し、現在も療養中です。

通勤災害の場合には、**合理的経路であったか、途中に逸脱、中断がなかったか**が、特に重要となります。当日の経路が通常の経路と異なっていたときには、その理由や、逸脱・中断の有無（有のときは、その内容及び所要時間等）、通常の経路を利用したときと距離及び所要時間にどの程度違いがあるかといったことが記入されている必要があります。

４　公務・通勤災害認定請求様式について

公務・通勤災害認定等に必要な様式は、県のウェブページに保存してありますので、御活用ください。

一旦、岩手県のホームページを表示し、サイト内検索の欄に「地方公務員災害補償基金」と入力して検索すると、アクセスができます。

（アドレス）　https://www.pref.iwate.jp/kensei/jinji/kyuuyo/fukuri/1011048.html

5　認定請求書類一覧　　◎は必ず添付、○は必要に応じて添付

		公務(通勤)災害認定請求書	診断書	現認書又は事実証明書	災害発生状況見取図	出勤簿(写)	事務分担表 ※1	勤務時間に関する規定	勤務時間割表	旅行命令簿(写) ※2	超過勤務命令簿(写)	既往歴病歴報告書	診療記録等提供に係る同意書	その他の添付資料(写し)
		様式第1又は2号		支部様式1	支部様式1-2							支部様式20	支部様式21	
負傷	勤務時間中	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○			◎	◎	常勤的非常勤職員は任用期間が確認できる書類
	時間外勤務中	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○		◎	◎	◎	
	通勤途上	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○		○	◎	◎	通勤届
	クラブ活動中	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○		◎	◎	顧問一覧表、年間練習計画書 当日のクラブ活動承認書
	宿日直勤務中	◎	◎	◎	◎	○	○	○				◎	◎	宿直勤務命令簿
	交代制勤務	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○			◎	◎	
	出張(外勤)中	◎	◎	◎	◎	○	○	○		◎		◎	◎	経路図
	研修中	◎	◎	◎	◎	○	○	○		○		◎	◎	実施に関する文書
	訓練中	◎	◎	◎	◎	○	○	○		○		◎	◎	実施に関する文書
	レクリエーション参加中	◎	◎	◎	◎	○	○	○				◎	◎	年間計画、計画・立案・実施に関する文書、参加者名簿、組合せ表など
	針刺し事故等	◎	◎	◎	◎	○	○	○				◎	◎	患者の検査記録等、被災職員の受傷前又は初診時の検査記録
疾病	(災害性)腰痛	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○				◎	◎	腰痛等の状況報告書(支部様式2) 腰痛症等に関する医師の意見書 (支部様式2-2)
	(非災害性)腰痛	◎	◎	◎	◎	○	◎	○				◎	◎	
	(非災害性)上肢業務に基づく疾病	◎	◎	◎	◎	○	◎	○				◎	◎	
	脳・心臓疾患	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎			○	◎	◎	別途指示
	精神疾患	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎			○	◎	◎	

※1　臨時に割り当てられた職務の場合は、割り当てが確認できる書類又は「所属長等の申立書」

※2　「旅行命令簿」がない場合は、「公用車運行記録」、「所属長の申立書」

《第三者加害事案(交通事故・傷害行為など)の場合》

①　第三者加害報告書(支部様式3)

②　念書(支部様式4)

③　交渉状況報告書(支部様式7)

④《交通事故の場合》 交通事故証明書(原本)

⑤《交通事故の場合》 事故発生状況報告書(支部様式5)

⑥《補償先行の場合》 補償先行申出書(支部様式6)

⑦《補償先行の場合》 確約書(支部様式6－2)

資料 No. 4

第三者の行為による災害（加害者のある災害）について

1　加害者のある災害

公務災害、通勤災害は、第三者の行為により災害が発生する場合があります。

補償の原因である災害が、①第三者の行為によって生じた場合で、②民法等に基づく損害賠償請求権が生ずるものを「**第三者加害事案**」といい、取扱う際には、配慮が必要です。

例えば、

○　交通事故
○　相手から暴行を受けた場合
○　飼われている犬に咬まれた場合　など

一般的な第三者について
・直接の加害者（民法第 709 条）
・責任無能力者の監督義務者（民法第 714 条）　【例】親権者・後見人
・使用者及び事業監督者（民法第 715 条）　【例】会社等の使用者
・動物の占有者及び保管者（民法第 718 条）　【例】犬に咬まれた⇒飼い主
・共同不法行為者（民法第 719 条）　【例】複数の加害者から暴力⇒同時請求
・自己のために自動車を運行の用に供するもの（自動車損害賠償保障法第３条）
【例】所有者の家族が運転者の場合･････自家用車の所有者
運送会社の社員が運転者の場合･･･タクシー、トラック等を所有する運送会社など

2　治療費等の請求について

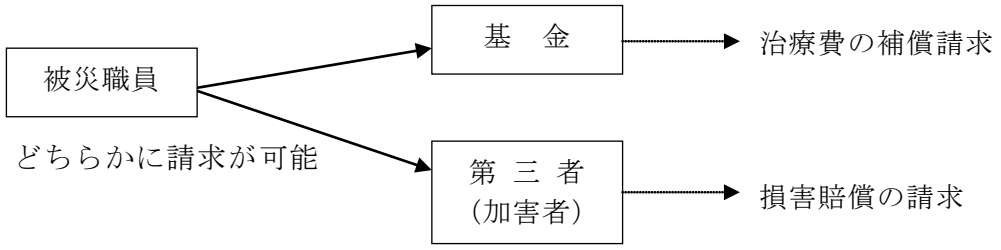

被災職員は、基金に対する補償請求権と、第三者に対する損害賠償請求権を同時に取得することになりますが、地方公務員災害補償法の規定により「**基金による補償**」と「**第三者からの損害賠償**」との調整を図ることで、重複して損害が補てんされない仕組みになっています。

（１）求償と免責

○求償

基金が先に補償を行ったときは、基金はその補償した価額の限度で、被災職員の損害賠償請求権を取得し、後日、第三者（加害者）に請求（求償）することになります。

○免責

基金が補償すべき治療費などについて、被災職員が既に第三者から損害賠償を受けているときには、基金はその価額の限度において補償をしないことになります。

地方公務員災害補償法　第 59 条

第１項　基金は、補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合に補償を行ったときは、その価額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する。**（求償）**

第２項　前項の場合において、補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、基金は、その価額の限度において補償の義務を免れる。**（免責）**

（２）補償先行と示談先行

上記第 59 条第１項の方法により、認定後の事務を進めていくとき、基金が先に被災職員に補償をするので「**補償先行**」といいます。

一方、第 59 条第２項によって被災職員が、第三者（加害者）と交渉し、損害賠償を受ける場合を「**示談先行**」といいます。

３　補償方針の選択

第三者の行為による公務（通勤）災害については、最終的に被災職員の判断によりますが、以下の条件に照らし合わせ、補償方針（補償先行又は示談先行のどちらか一方）を選択することになります。

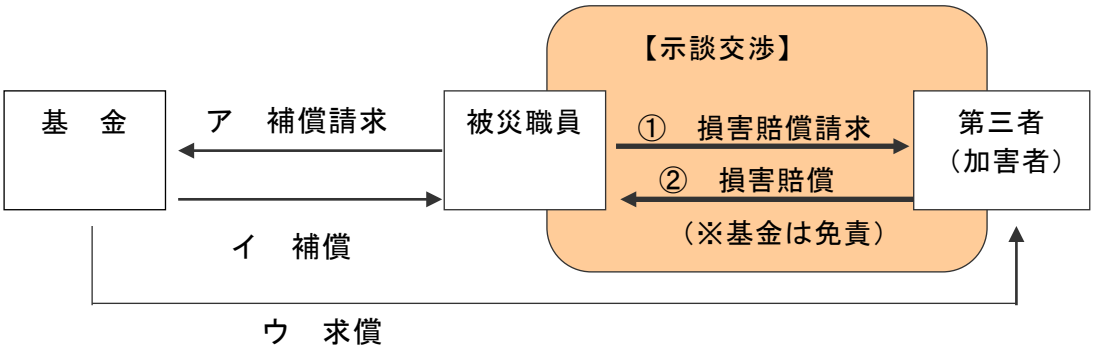

補償先行

ア　被災職員は、基金に対し補償を請求
イ　基金は、示談に先立って被災職員に補償
ウ　基金は、示談状況を踏まえ、補償額の範囲内で第三者に求償

示談先行

①　被災職員は示談交渉を行い、第三者に対して損害賠償を請求
②　第三者が、被災職員に損害賠償
　※損害賠償を受けた金額の範囲内で、基金は免責

〇補償先行

- 第三者が不明又は特定できない場合（ひき逃げなど）
- 第三者に賠償能力がないと認められる場合
- 第三者に全く誠意がないと認められる場合
- 治療費などが高額又は療養期間が長期間を要すると見込まれる場合　など

〇示談先行

- 自動車事故において、損害額の総額（治療費、休業補償、慰謝料等）が自賠責保険の範囲内（原則 120 万円以内）で収まると見込まれる場合
- 被災職員の負傷が軽微で、第三者（加害者）が支払に応じている場合　など

⇒示談先行は、第三者に誠意があり、損害賠償金が迅速に支払われる場合、基金の補償対象外である 慰謝料、車両修理費用などの物的補償も 治療費等と合わせて支払を受けられる ので、被災職員にとってメリットがあります。

4 示談

示談とは、損害賠償額やその支払方法などについて、当事者双方が話し合いにより解決することであり、法律上は民法第 695 条の和解契約にあたります。

口頭による確認であっても示談とみなされ、一旦示談が成立すると特別な場合を除いてやり直しがききません。

基金としても示談内容を踏まえて求償や免責の手続きを行う必要がありますので、第三者加害事案に係る示談に当たっては、次の点に留意して慎重に交渉を行ってください。

示談に係る留意事項

① 安易に請求権を放棄しない

「治療費は基金から支払われるのでいらない」などの約束をしないこと。
また、安易に不利な過失割合で示談することも避けること。
※例えば、「仕事上お世話になっているので、今後の関係を考え、請求しないで欲しい」といった背景があっても、第三者に損害賠償の請求（示談）は行う必要があります。

② 書面にする

示談後に紛争の再発を防止するため、示談内容は必ず書面にすること。

③ 損害賠償の内訳を明確にする

「一切の損害賠償として〇〇円支払う」といった示談ではなく、「治療費〇〇円、慰謝料〇〇円、休業損害〇〇円」など、損害賠償の内訳がわかる形で示談すること。

④ 後遺症・再発について明記する

【記載例】今後、本件による後遺障害が生じたときは、改めて賠償条件を協議する。

⑤ 治ゆ後に示談する

原則として、総損害額が明確になる治ゆ（症状固定）後に示談すること。
治ゆ（症状固定）するまでは、金額を明示した最終示談は避けること。

５ 第三者加害事案に係る手続

第三者加害事案の場合には、通常の認定・補償の手続に加えて、認定請求時、示談成立時に次の手続きが必要となります。

● 認定請求時

通常の添付書類に加えて、次の書類を整備し提出してください。

（示談先行・補償先行共通）

- ○ 第三者加害報告書
- ○ 念書（兼同意書）（※被災職員が記載する）
- ○ 第三者との交渉状況報告書

＋

（補償先行の場合にはさらに）

- ○ 補償先行申出書
- ○ 確約書（第三者が支払に応じることを確約するもの）

● 交通事故の場合の添付書類

交通事故により被災した場合には、上記の書類に加え、次の書類も添付してください。

- ○ 交通事故証明書（人身事故）の原本【自動車安全運転センター発行】
- ○ 事故発生状況報告書

交通事故が発生した場合、道路交通法の規定により警察への報告が義務付けられています。自損事故の場合にも報告し、交通事故証明書の交付が受けられるようにしてください。

なお、物損事故の交通事故証明書では補償事由（負傷）が発生したことの裏付けになりませんので、必ず人身事故の交通事故証明書を添付してください。

● 示談交渉時

「第三者との交渉状況報告書」により、相手方との交渉状況を連絡してください。

● 示談成立前

第三者から、示談（案）が示された場合には、示談内容の適否について確認しますので、所属、任命権者を経由して、基金岩手県支部に **示談書（案）の写し を提出**してください。

示談内容の適否について、後日、基金岩手県支部から連絡します。

● 示談成立後

示談が成立し、第三者から支払いを受ける損害賠償額が確定したときは、所属、任命権者を経由して **示談書（承諾書、免責証書）の写し** を基金岩手県支部に提出してください。

６　第三者加害事案の参考例

Ｑ１　公用車で出張中、同僚職員が運転する公用車が路面凍結によりスリップし、電柱に衝突して、同乗していた職員が怪我をしました。誰に対して損害賠償の請求をできますか。

Ａ：同僚職員の加害行為によって災害が発生した場合、基金はその治療費等の補償を行っても同僚職員へ求償することはありません。

この場合、同乗していた被災職員は、公用車の自賠責保険会社に治療費や慰謝料等を請求することができます（示談先行を選択した場合）。

※自動車損害賠償保障法第３条では、「自己のために自動車の運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じる」と規定されており、被災職員は「他人」に当たります。

Ｑ２　交通事故による公務・通勤災害において、被災職員の治療費を保険会社が全額負担する場合、基金は、療養補償を行いません（免責）。

このようなとき、保険会社等から治療費は全額補てんされるので、公務（通勤）災害の認定を請求をする意味はありますか。

Ａ：公務災害認定は、請求主義なので、最終的には被災職員の判断となりますが、万が一、

・後遺障害が残ったとき

・予期しない傷病が後から発症した場合など

任意保険の障害補償額を公務（通勤）災害の障害補償額が上回ったり、保険で支払対象外でも公務災害では、補償の対象となることもあります。

事故の状況や自分の傷病の程度を医師によく確認し、公務（通勤）災害認定請求をするかしないか、判断されることをお勧めします。

Ｑ３　中学校で生徒から暴力を受けました（生徒が教師を負傷させました）が、誰を第三者に認定し、損害賠償を請求すべきですか。

Ａ：中学生であれば、一般的に責任能力はあると考えられるので、加害生徒が民法第 709 条における不法行為責任が認められ、第三者と認定することになります。

※加害生徒本人は通常無資力ですが、加害生徒に不法行為責任が認められると、親権者等には民法第 714 条による責任（監督義務者等の責任）は問えません。

ただし、加害生徒が以前から非行を行っており、親権者等が適切に指導監督をしていなかったために当該加害行為に及び、その結果損害が発生したというように、親権者等の監督義務違反と損害発生の間に相当因果関係が認められる場合には、親権者等に対して民法第 709 条の不法行為責任を追及することが可能とされています。（最高裁 S49.3.22 判決）この場合は、加害生徒と親権者等が連帯して損害賠償責任を負います。

対応が困難な事案については、基金岩手県支部に御相談ください。

資料No.５

公務上の災害・通勤災害該当の認定決定通知を受けた職員へ

１　医療機関（調剤薬局を含む）へのお知らせ

受診医療機関に対し、公務災害（通勤災害）の認定決定通知を提示し、療養費請求に係る書類を交付してください。

請求には時効があるため、認定後は速やかに医療機関に書類を持参してください。

２　療養費等の請求

療養費の請求手続きは、指定医療機関で受診した場合、その他の医療機関で受診した場合及び診療費等を自己負担した場合により異なります。

所定の様式に必要事項を記入後、受診した医療機関に対し提出・依頼してください。

(1)　指定医療機関（別紙）で受診した場合

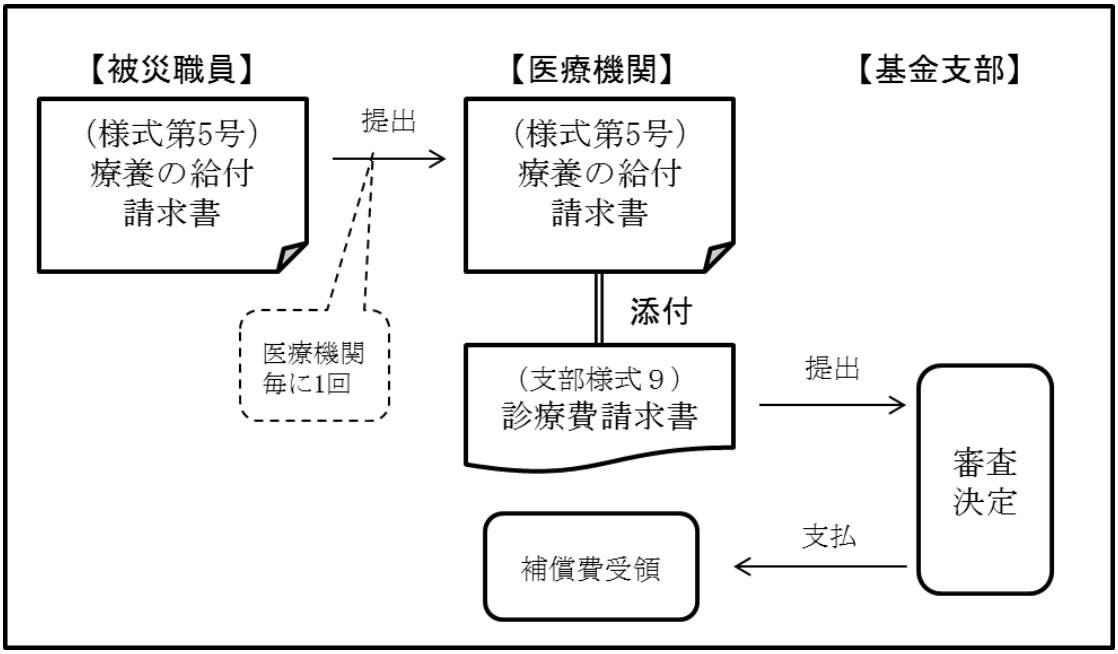

(2)　指定医療機関以外で受診した場合

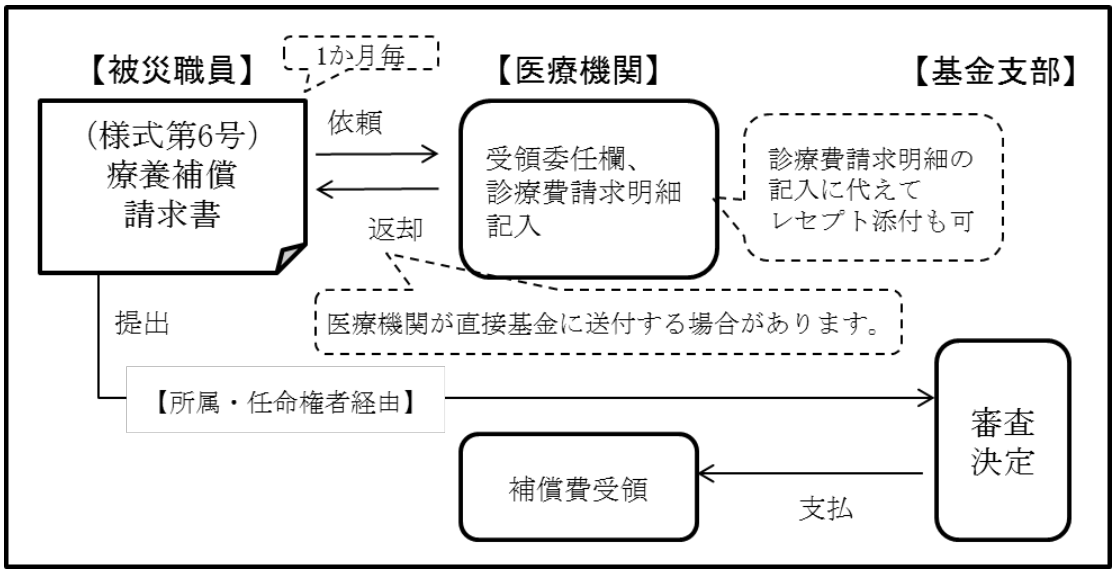

(3)　被災職員が自己負担した場合

（医療機関において支払金の返金が可能な場合があります。返金された場合は、前記(1)、(2)により手続してください。）

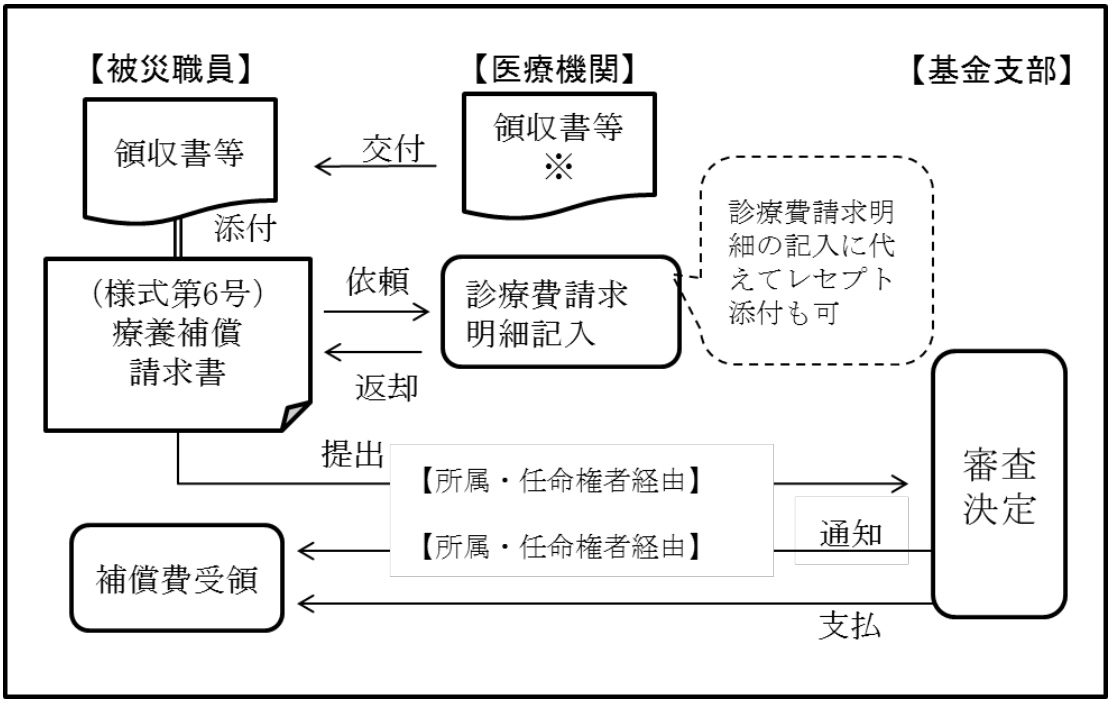

※療養補償請求書に添付する書類

添付書類が必要な場合	添付する書類
ア　被災職員が診療費等を支払った場合	領収書、診療費・調剤費請求明細、訪問介護事業者の証明
イ　被災職員が補装具の費用を負担した場合	療養上補装具が必要である旨の診断書 領収書
ウ　特別室に入院した場合	個室・上級室等使用証明書(支部様式 10)
エ　特別な看護を必要とした場合	看護証明書（支部様式 11）
オ　移送費を必要とした場合	通院・移送費明細書（支部様式 12)、経路図 タクシー利用証明書（支部様式 13)、領収書
カ　マッサージ、はり師、きゅう師の施術を必要とする場合	医師の同意書
キ　その他基金が必要と認める場合	歯科補綴で健康保険外の治療をした場合の証明書など、その都度必要となる書類

３　診断書料の請求

次の診断書料は基金が負担しますので、基金あて請求するよう医療機関にお伝えください。

項　　目	請求様式
1 公務災害認定用診断書（同一傷病名につき 1 通） ※同一傷病名の場合、転医先で改めて診断書を取得する必要はありません	診療費請求書（指定医療機関） 療養補償請求書（その他医療機関）
2 腰痛症等に関する医師の意見書	診断書料等請求書
3 療養上補装具が必要である旨の診断書	
4 タクシー利用証明書に添付する医師の意見書	

４　第三者の行為によって発生した傷病の場合

第三者が不明な場合、職員の過失割合が高く相手方からの支払いが期待できない場合等、やむを得ない場合は、基金があらかじめ療養費を支払い（補償先行）、基金が加害者に費用を請求することがありますので、基金にご相談ください。

第三者から損害賠償を受けた場合（示談先行）、示談の内容によっては、自己負担が生じる場合があります。自己負担が生じる場合は、基金にご相談ください。

第三者と交渉が行われた場合は、その都度「交渉状況報告書（支部様式７）」により基金に報告してください。

また、**示談を締結しようとする場合は、必ず事前に所属の担当者を経由して基金に連絡**し、示談が成立した場合は、写しを基金に提出してください。

５　転医の届出

医療機関を変更する場合は、「転医届」（支部様式８）を提出してください。ただし、**正当な理由なく変更した場合は、重複した療養費、通院費等は補償されません**。正当な理由と認められるものは次のような場合です。

(1)　災害のあった最寄りの医療機関で応急手当を受けた後、療養に適した医療機関に転医する場合（所属長の証明）

(2)　療養の経過により自宅又は勤務先からの通院に便利な医療機関に転医する場合（所属長の証明）

(3)　療養に際し他の医療機関に転医することが必要と医師が認めた場合（医師の証明）

６　治ゆ報告の提出

傷病が治った（症状の回復・改善が期待できなくなった（症状固定）場合を含む）ときは速やかに、「公務・通勤災害治ゆ報告書」（支部様式 14）を提出してください。

治ゆ認定後の医療費は、公務災害の療養補償の対象となりませんので共済組合員証を使用して受診してください。

７　療養の開始後１年６か月を経過したとき

療養の開始後１年６か月を経過した日において、引き続き療養が必要な場合は、同日後１か月以内に「療養の現状等に関する報告書」（様式第 38 号）を提出してください。

地方公務員災害補償基金　岩手県支部

〒020-0023　盛岡市内丸11番1号　盛岡地区合同庁舎
岩手県総務事務センター内

TEL019-629-5077　Fax 019-651-5777

地方公務員災害補償基金岩手県支部
指定医療機関一覧表

（令和２年４月現在）

	医療機関名	電話	医療機関名	電話
支部指定	1 岩手県立中央病院	019-653-1151	27 岩手医科大学附属病院	019-613-7111
	2 岩手県立宮古病院	0193-62-4011	28 岩手医科大学附属歯科医療センター	019-613-6111
	3 岩手県立大船渡病院	0192-26-1111	29 内丸メディカルセンター	019-613-6111
	4 岩手県立胆沢病院	0197-24-4121	29 盛岡市立病院	019-635-0101
	5 岩手県立中部病院	0197-71-1511	30 （公財）総合花巻病院	0198-23-3311
	6 岩手県立久慈病院	0194-53-6131	31 町立西和賀さわうち病院	0197-85-3131
	7 岩手県立遠野病院	0198-62-2222	32 国保金ケ崎診療所	0197-44-2121
	8 岩手県立高田病院	0192-54-3221	33 国保金ケ崎歯科診療所	0197-44-2121
	9 岩手県立磐井病院	0191-23-3452	34 奥州市総合水沢病院	0197-25-3833
	10 岩手県立南光病院	0191-23-3655	35 奥州市国保まごころ病院	0197-46-2121
	11 岩手県立釜石病院	0193-25-2011	36 奥州市国保前沢診療所	0197-41-3200
	12 岩手県立江刺病院	0197-35-2181	37 奥州市国保衣川診療所	0197-52-3500
	13 岩手県立二戸病院	0195-23-2191	38 奥州市国保衣川歯科診療所	0197-52-3062
	14 岩手県立沼宮内地域診療センター	0195-62-2511	39 一関市国保藤沢病院	0191-63-5211
	15 岩手県立紫波地域診療センター	019-676-3311	40 陸前高田市国保広田診療所	0192-56-2515
	16 岩手県立大迫地域診療センター	0198-48-2211	41 陸前高田市国保二又診療所	0192-58-2220
	17 岩手県立東和病院	0198-42-2211	42 大船渡市国保綾里診療所	0192-42-2131
	18 岩手県立花泉地域診療センター	0191-82-1231	43 大船渡市国保越喜来診療所	0192-44-2103
	19 岩手県立千厩病院	0191-53-2101	44 大船渡市国保吉浜診療所	0192-45-2007
	20 岩手県立大東病院	0191-72-2121	45 大船渡市国保歯科診療所	0192-42-3228
	21 岩手県立住田地域診療センター	0192-46-3121	46 宮古市国保田老診療所	0193-65-7071
	22 岩手県立大槌病院	0193-42-2121	47 宮古市国保川井診療所	0193-76-2015
	23 岩手県立山田病院	0193-82-2111	48 宮古市国保新里診療所	0193-72-2016
	24 岩手県立軽米病院	0195-46-2411	49 洋野町国保種市病院	0194-65-2127
	25 岩手県立九戸地域診療センター	0195-42-2151	50 雫石町立雫石診療所	019-692-3155
	26 岩手県立一戸病院	0195-33-3101	51 葛巻町国保葛巻病院	0195-66-2311
			52 八幡平市国保西根病院	0195-76-3111
本部指定	（岩手県内に所在する医療機関のみ）			
	国立病院機構岩手病院	0191-25-2221	北上済生会病院	0194-64-7722
	国立病院機構盛岡医療センター	019-647-2195	済生会岩泉病院	0194-22-2151
	国立病院機構釜石病院	0193-23-7111	盛岡赤十字病院	019-637-3111
	国立病院機構花巻病院	0198-24-0511		

医療機関（指定医療機関を除く）、調剤薬局の皆さまへ

公務災害と認定された傷病に対する診療費等は、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）がお支払いいたします。職員が持参した様式により、下記のとおり基金あてに請求してください。

1　療養費の請求方法

職員が医療機関（薬局）の代表者に療養費の請求を委任し、委任された医療機関が基金に請求、受領します。

職員から、認定番号、請求者及び委任者の欄に記入・押印した「療養補償請求書」（様式第６号）を受け取り、医療機関名、請求金額、診療費や調剤費の請求明細を記載（レセプト添付可）後、被災職員へ返却いただくか、基金に直接送付してください。

請求内容の確認のため基金からご連絡する場合がありますので、医療機関等の名称欄に電話番号の記入をお願いします。

◆　既に職員が療養費を支払っている場合

認定前に職員が療養費を支払っている場合は、本人に返金していただき、改めて前記の方法で基金へ請求をお願いいたします。

会計処理上返金が困難な場合は、職員が直接基金に請求するため「療養補償請求書」（様式６号）に診療費や調剤費の請求明細を記載（レセプト添付可）及び証明を依頼しますので、ご協力をお願いします。

2　療養費算定上のお願い

療養費は、健康保険の診療報酬点数表に従って算定してください。

労災保険と異なり特例的な算定基準はありませんので、労災診療特掲費用である次のような項目は請求いただかないようお願いします。

例）療養の給付請求書取扱料、四肢の傷病に対する特例取り扱いなど

また、地方公務員災害補償法の規定に基づく医療につきましては、消費税法第６条別表第１第６号トにより非課税扱いとなりますので、課税しないようお願いします。

3　診断書料の請求

基金がお支払いする診断書料は下記のとおりです。消費税は前記２と同様に非課税となります。

項　　目	請求様式
1 公務災害認定用診断書（1 通のみ）	療養補償請求書
2 腰痛症等に関する医師の意見書（支部指定様式）	診断書料等請求書
3 療養上補装具が必要である旨の診断書	
4 ﾀｸｼｰ利用証明書に添付する医師の意見書（支部指定様式）	

職場に提出する診断書や保険会社に提出する診断書は対象外です。職員に用途を確認し、上記分のみご請求ください。

地方公務員災害補償基金岩手県支部
〒020-0023　盛岡市内丸11番1号　盛岡地区合同庁舎　岩手県総務事務センター内
TEL019-629-5077　Fax 019-651-5777

資料No.６

請求、報告様式記載例

１　公務災害認定請求

○公務災害認定請求書（様式第１号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○診断書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

公務災害の認定請求

様式第１号

認定請求書を所属に提出する日

公務災害認定請求書

*認定番号	

地方公務員災害補償基金　岩手県支部長　殿 下記の災害については、公務により生じたものであることの認定を請求します。	請求年月日　令和 **3** 年　**7** 月　**8** 日
	請求者の住所　**○○市○○町○○番地**
	氏（ふり）　名（がな）　**岩手（いわて）　太郎（たろう）**
	被災職員との続柄　**本人**

1 被災職員に関する事項	所属団体名 **岩手県教育委員会**	所属部局・課・係名(電話　○○－○○○○) **△△市立○○小学校**
	共済組合員証・健康保険組合員証記号番号　**公立岩**　第　**000000**　号	
	氏（ふり）　名（がな）　**岩手（いわて）　太郎（たろう）**　**昭和 51** 年　**1** 月　**10** 日生　（ **45** 歳）	☑男　□女
	職　名 **教　諭**	☑常勤 □令第１条職員
	災害発生の日時　令和　**3** 年　**6** 月　**26** 日（ **火** 曜日）　午 前 後　**4** 時 **30** 分ごろ	
	災害発生の場所 **○○小学校１年２組教室内**	
	傷　病　名 **右関節骨折**	
	傷病の部位及びその程度 **右膝関節　約１週間の入院加療。** **その後３週間の通院加療を要す。**	

*受　理	令和　年　月　日	*認　定	令和　年　月　日
*通　知	令和　年　月　日		□公　務　上　□公　務　外

〔注意事項〕

1　請求者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✔印を記入すること。

2　「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。

3　「２災害発生の状況」又は「＊５任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。

4　「＊３所属部局の長の証明」の欄の証明が困難である場合の取扱いは、地方公務員災害補償基金に相談すること。

被災職員本人又は遺族

被災職員が被災当事所属していた地方公共団体（任命権者単位）、部局課

災害発生時の年令

診断書より傷病名を転記

傷病の部位と療養見込期間

2 災害発生の状況	私は、1年2組の学級担任をしていますが、6月26日(火)の放課後、担任学級の教室で、担任学級の教室で、児童の冬休み中の作品を教室後ろの壁に掲示するため、椅子の上に乗り作業をしていたところ、椅子がぐらついたため、バランスを崩し転落し、右膝を床に強く打ちつけてしまいました。立とうとしましたが非常に痛く立ち上がることができませんでした。 そのとき、同僚の○○先生が通りかかったので事情を話し、職員室まで連れていってもらった後、同僚の○○先生の車で県立○○病院まで連れていってもらい、整形外科で診療を受けたところ「右膝関節骨折」と診断され、同病院に入院しました。 なお、7月5日に退院し、現在は同医院で通院加療中です。
※3 所属局長証明	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 令和 3 年 7 月 8 日 所属部局の 所在地 ○○市○○町○○番地 名称 ○○市立○○小学校 長の職・氏名 校長 ○○○○
4 添付する資料名	□診断書□現認書又は事実証明書□交通事故証明書□第三者加害報告書□時間外勤務命令簿の写□出勤簿の写□見取図□経路図□関係規程□定期健康診断記録簿の写□既往歴報告書□X線写真□示談書□その他
※5 任命権者の意見	1 1 0 本事案は、被災職員の通常の職務遂行中に発生した負傷であり、公務上の災害と認められる。 令和 3 年 7 月 9 日 任命権者の職・氏名 岩手県県教育委員会 教育長

・主語は「私」

・事実をありのままに、詳しくかつ具体的に記載すること。

所属の長は内容を十分調査の上、事実を証明してください。

該当するにチェックをしてください。その他には資料命を記入してください。

注意事項の5・6により職種番号を記入してください。

任命権者において、公務上、公務外に対する意見を記入してください。

5 「＊5任命権者の意見」の欄中□には、下記の9種類の区分番号を記入すること。
1 義務教育学校職員 2 義務教育学校職員以外の教育職員 3 警察職員 4 消防職員
5 電気・ガス・水道事業職員 6 運輸事業職員 7 清掃事業職員 8 船員 9 その他の職員

6 「＊5任命権者の意見」の欄中□□には、下記の16種類の区分番号を記入すること。
01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師・助産師 04 その他の医療技術者
05 保育士・寄宿舎指導員等 06 船員 07 土木技師・農林水産技師・建築技師
08 調理員 09 運転士・車掌等 10 義務教育学校教員 11 義務教育学校以外の教員
12 その他の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員 15 清掃職員 16 その他の職員

7 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

※認定請求書に添付する1通分のみ補償されます。

診　　断　　書

傷病名が「疑い」の段階では認定できません。

必ず確定診断後に作成依頼してください。

現　住　所　**〇〇市〇〇町〇〇番地**

氏　　名　**岩手　太郎**

昭和 51 年 1 月 10 日生　45 歳

一病名　**右膝関節骨折**

今後 1 週間の入院加療、その後 3 週間の通院加療を要す。

（初診日　　令和3年6月26日）

療養見込期間を記載

実際の期間が延長となっても再提出の必要はありません。

初診日の記載を依頼してください。

※記載がなかった場合は、「災害の発生状況」欄で必ず初診日について記載していください。

上記の通り診断致します

令和　**3**　年　**7**月　**1**日

実際の作成日で結構です。
初診日等に遡る必要はありません。

もちろん認定申請日よりも以前となります。

岩手県〇〇市〇〇町〇〇〇番地

岩手県立〇〇病院

医　　師　〇〇　〇〇　㊞

現認者がいる場合は必ず現認書として提出してください。

支部様式１

現　認　書
事　実　証　明　書

被災職員所属・職・氏名	○○市立○○小学校教諭　岩手太郎
災害発生日時	令和 3 年 6 月 26 日 午前・午後 4 時 30 分ごろ
傷病名	右膝関節骨折

現認又は事実証明の内容
私は、戸締りの確認のため校舎内を巡回中、１年２組の教室内で倒れている
岩手教諭を発見し、どうしたのかと尋ねたところ、椅子の上に乗り掲示作業中
椅子がぐらついたため、バランスを崩し転落し、右膝を床に強く打ち、非常に
痛く立ち上がることができないとのことでした。
膝を調べたところ骨折しているように思われたので、職員室まで連れて行き、
その後同僚の○○先生が車で県立○○病院まで連れていきました。

現認者又は事実証明者を主語として、

現認又は報告等に基づいて把握、確認した事実を

書いてください。

○が付いていない場合があるので注意

上記のとおり　現認しました。／証明します。

令和 3 年 7 月 8 日

現認者又は事実証明者の　所属(住所)　○○市立○○小学校

職・氏名　教諭　三陸花子

記載上の注意

1　現認者は、災害発生の現場に居合わせた者であればよく、職員に限定されない。

2　災害発生を目撃した状況をできるだけ詳細に記載する。

3　災害発生直後、被災職員に対してどのような処置をしたのか。
　例えば、救急車を手配したとき、病院へ運んだ後、職場へ連絡した等の事実を記載する。

4　現認者本人が記載することを原則とする。

5　事実証明の場合は、現認した者がないときに、報告を受けた上司等が、報告の内容、その後の対応、調査内容等について記載すること。

6　災害発生状況図（支部様式１－2）を添付すること。

その仕事を担当している人以外でも理解できるように記入願います。

支部様式１－２

災 害 発 生 状 況 図

作成者所属・職・氏名	作成年月日
○○市立○○小学校教諭　○○○○	令和　3　年　7 月　8 日

（災害発生の状況等がわかるように、必要に応じて、説明を付してください。）

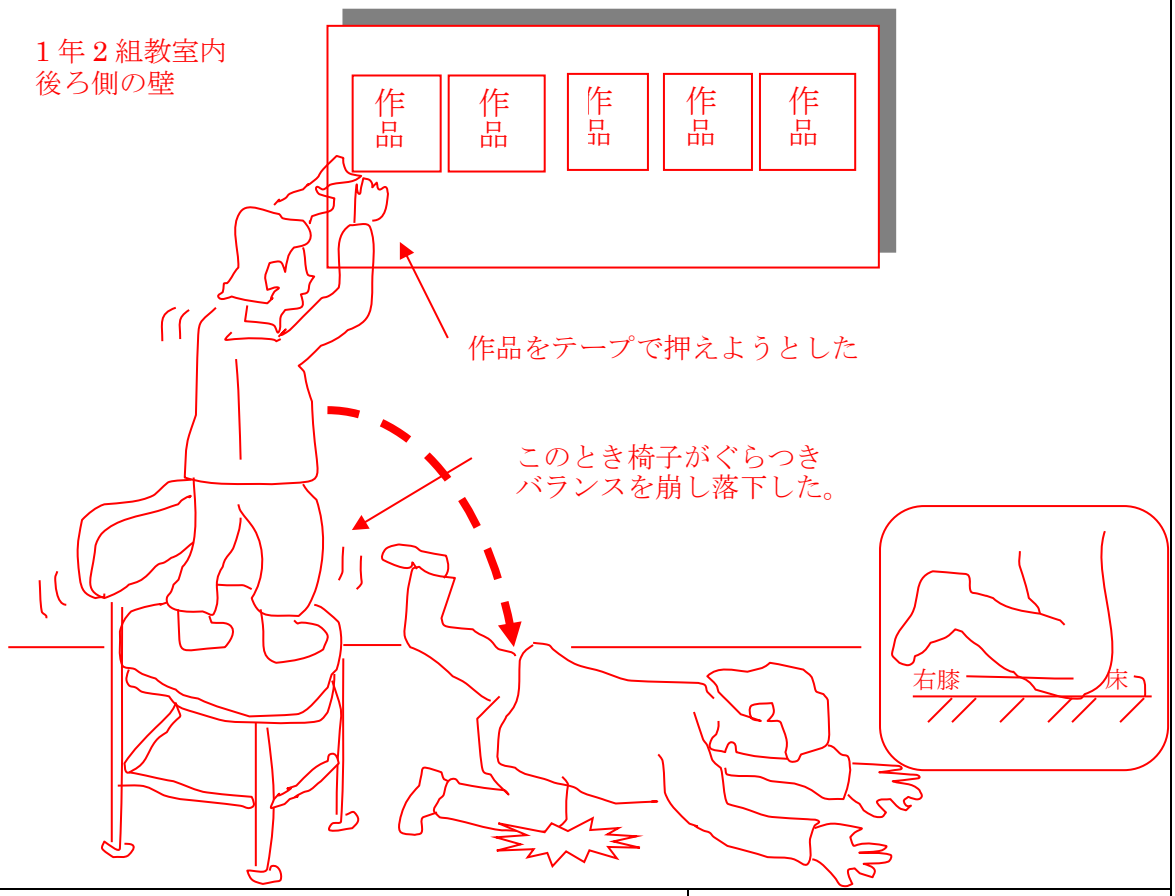

災害発生場所の見取り図

（どんな場所で災害が発生したか具体的にわかるように記載願います。）

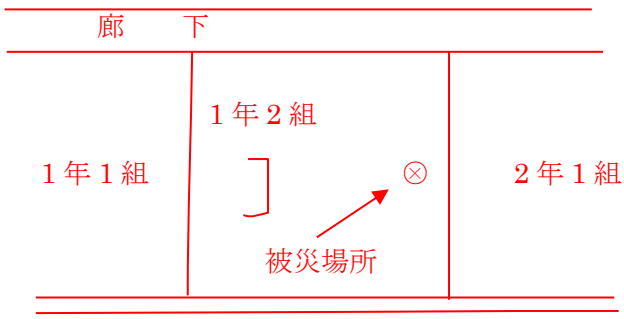

負傷部位図

（負傷の部位等が具体的にわかるように記載願います。）

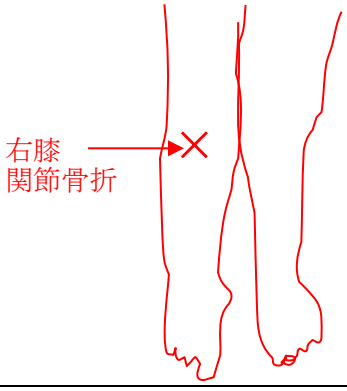

（注）

写真又は別紙を利用した方が災害発生の状況等がわかりやすい場合は、写真又は別紙をご利用ください。

通勤災害の認定請求

様式第２号

通 勤 災 害 認 定 請 求 書

〔法第２条第２項第１号関係
住居と勤務場所との間の往復の場合〕

*認定番号	

地方公務員災害補償基金　岩手県支部長　殿 下記の災害については、公務により生じたものであることの認定を請求します。	請求年月日　令和 **3** 年 **6** 月 **15** 日 請求者の住所（〒　－　）**○○市○○町○○番地** 氏（ふり）名（がな）**岩手　花子** 被災職員との続柄 **本人**

1 被災職員に関する事項	所属団体名 **○○市**	所属部局・課・係名(電話　○○－○○○○) **○○市立○○保育所**
	共済組合員証・健康保険組合員証記号番号 **B○○○**　第　○　○　○　号	
	氏（ふりがな）名 **岩手（いわて）　花子（はなこ）**　**昭和 51** 年 **3** 月 **2** 日生（ **45** 歳）　□男　☑女	
	職　名 **栄養士**　☑常勤　□令第１条職員	
	災害発生の日時　令和 **3** 年 **5** 月 **19** 日（ **水**曜日）午 (前)・後 **8** 時 **00** 分ごろ	
	災害発生の場所 **○○市○○町○○**　**○○会社前路上**	
	傷　病　名 **頚椎捻挫、頭部打撲**	
	傷病の部位及びその程度 **頚椎、頭部**　**1か月の入院加療**	

❊受　理	令和　年　月　日	❊認定	令和　年　月　日
❊通　知	令和　年　月　日		□該　当　□非該当

〔注意事項〕

1 請求者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に÷印を記入すること。

2 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。

3 この様式において「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい（公務の性質を有するものを除く。）、職員が、この往復の経路を逸脱し、又はこの往復を中断した場合においては、その逸脱又は中断の間及びその後の往復は、上記の通勤には該当しないこと。

ただし、その逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱又は中断の間を除き、この限りでないこと。

したがって、「２ 災害発生の状況等」の欄には、災害が上記の通勤により生じたものであることが明らかとなるよう、その状況を記入すること。

4 「２ 災害発生の状況等」又は「＊５ 任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。

2 災害発生の状況等	(1) 災害発生の日の勤務開始(予定)時刻又は勤務終了の時刻	午前(○)/午後 8 時 30 分 ごろ
	(2) 災害発生の日に住居を離れた時刻	午前(○)/午後 7 時 40 分 ごろ
	(3) 災害発生の日に勤務場所を離れた時刻	午前/午後 時 分 ごろ

出勤途上の場合に記入してください。

退勤途上の場合に記入してください。

(4) 災害発生の状況

私は、当日午前7時40分頃、勤務につくため自家用自動車で家を出ました。そして通常の経路である○○市○○町の通りを南進中、午前8時頃○○会社前路上で対向してきた自動車(盛岡一郎運転、岩○○あ○○○○)が、ウインカーもつけずに突然中央線を越えて突っ込んではたため避けられず、衝突し、負傷しました。

衝突したとき前後に頭を大きく振られ、ハンドルに前頭部を打ちつけたように覚えています。

救急車で○○病院に運ばれ診察を受けたところ、頚椎捻挫と頭部打撲と診断され、そのまま同病院に入院しました。なお、現在も入院しております。

通勤途上において、通勤行為以外の行為（逸脱、中断等）があった場合は、その内容について必ず記入してください。

＊3 所属部局の長の証明	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 令和 3 年 6 月 17 日 所属部局の 所在地 ○○市○○町○○番地 名称 ○○市立○○保育所 長の職・氏名 所長 ○○○○
4 添付する資料名	☑診断書 ☑現認書又は事実証明書 ☑交通事故証明書 ☑第三者加害報告書 ☑通勤届の写 □時間外勤務命令簿の写 ☑出勤簿の写 ☑見取図 □経路図 □関係規程 □定期健康診断記録簿の写 ☑既往歴報告書 □X線写真 ☑写真 □示談書 ☑その他(事故発生報告書)
＊5 任命権者の意見	2 1 2 本事案は、通常の経路を通常の方法で出勤する途中の不測の事故であり、通勤による災害と認められる。 令和 3 年 7 月 2 日 任命権者の職・氏名 ○○市長 ○○○○

5 「2 災害発生の状況等」の(1)の欄には、災害が出勤の際に生じたものである場合は、勤務開始（予定）時刻を、災害が退勤の際に生じたものである場合は、勤務終了の時刻を記入すること。

また、(2)の欄は、災害が出勤の際に生じた場合に、(3)の欄は、災害が退勤の際に生じた場合にそれぞれ記入すること。

6 「＊3所属部局の長の証明」の欄の証明が困難である場合の取扱いは、地方公務員災害補償基金に相談すること。

7 「＊5任命権者の意見」の欄中□には、下記の9種類の区分番号を記入すること。

1 義務教育学校職員 2 義務教育学校職員以外の教育職員 3 警察職員 4 消防職員 5 電気・ガス・水道事業職員 6 運輸事業職員 7 清掃事業職員 8 船員 9 その他の職員

8 「＊5任命権者の意見」の欄中□□には、下記の16種類の区分番号を記入すること。

01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師・助産師 04 その他の医療技術者 05 保育士・寄宿舎指導員等 06 船員 07 土木技師・農林水産技師・建築技師 08 調理員 09 運転士・車掌等 10 義務教育学校教員 11 義務教育学校以外の教員 12 その他の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員 15 清掃職員 16 その他の職員

9 年月日の記載には元号を用いる

支部様式１－２

災害発生状況図

作成者所属・職・氏名	作成年月日
○○市立○○保育所　○○　○○○○	令和　3年　6月　15日

(災害発生の状況等がわかるように、必要に応じて、説明を付してください。)

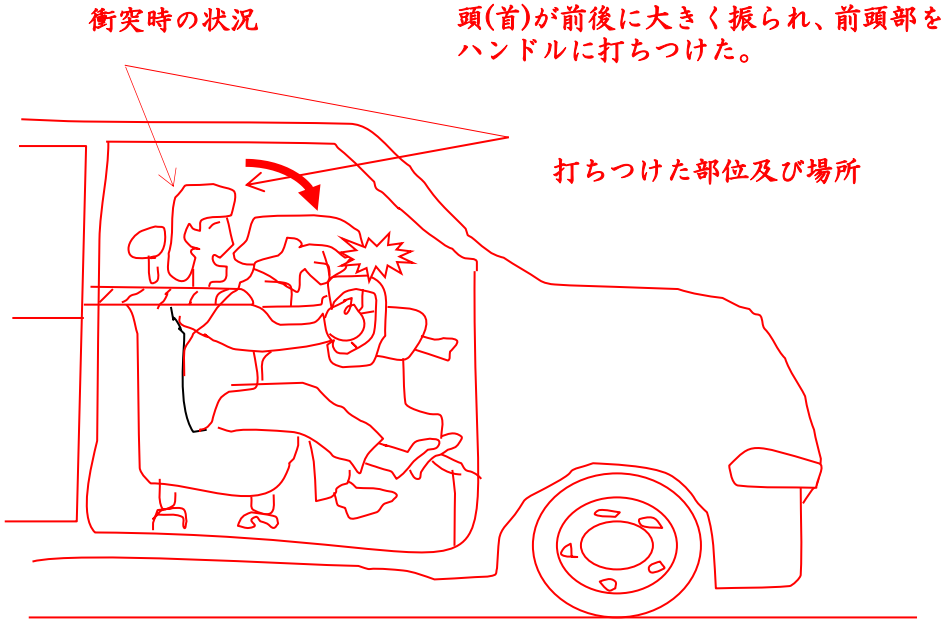

災害発生場所の見取り図

(どんな場所で災害が発生したか具体的にわかるように記載願います。)

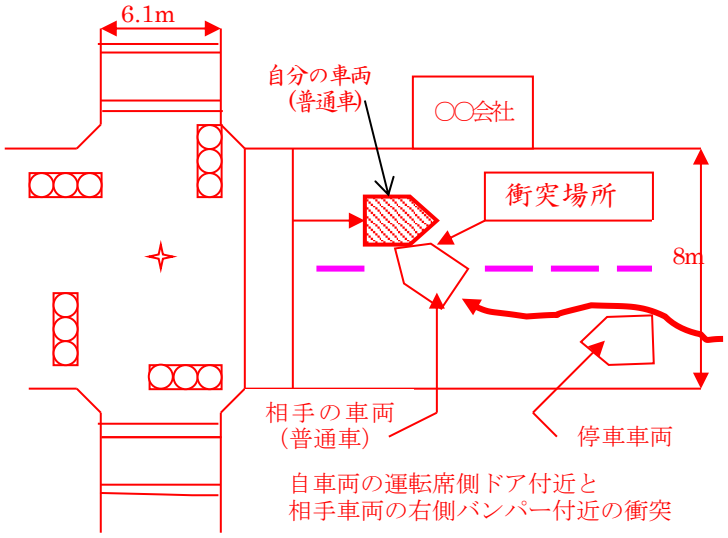

負傷部位図

(負傷の部位等が具体的にわかるように記載願います。)

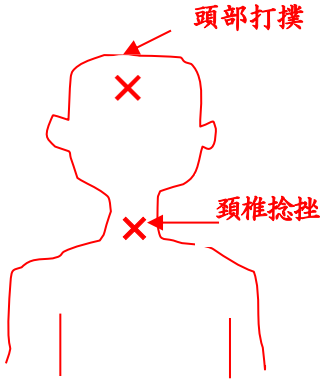

(注)

写真又は別紙を利用した方が災害発生の状況等がわかりやすい場合は、写真又は別紙を利用ください。

支部様式 3

第三者加害報告書

（公務災害（通勤災害））
（交通事故・交通事故以外）

地方公務員災害補償基金　岩手県　　支部長 殿

令和　3 年　7 月　15 日

請 求 者 住　所　〇〇市〇〇町〇〇番地
氏　名　岩手　花子

1　被災職員について記載してください。

所属	市立〇〇保育所	氏名	岩手　花子	生年月日	平成 2年 7月 6日生

2　災害発生状況について記載してください。

日 時　令和 3 年 6月 18日　（午前・午後）　8時 00分頃
場 所　〇〇市〇〇町〇〇　〇〇会社前路上
災害発生状況（被災職員・加害者の行動、災害発生の原因と周囲の状況をできるだけ詳しく記入してください。なお、現場見取図を添付してください。）

（概要）
私は、被災当日７時40分ころ、勤務のため自家用自動車で家を出ました。
午前８時ころ、〇〇会社前路上で対向車がウインカーもつけずに突然中央線を越えて突っ込んできたため、避けられず、運転席側ドア付近に衝突し、負傷しました。
救急車で〇〇病院に運ばれ、そのまま入院しました。

災害を目撃した人がいる場合には記載してください。

目撃者の氏名	住所
目撃時の状況	

3　第三者（加害者）（加害者不明の場合にはその旨を記入してください。交通事故の場合は運転者。）について記載してください。

氏名　盛岡　一郎　（　29　才）
住所　〇〇市〇〇町〇〇番地　電話　000-0000-0000
職業（勤務先）　〇〇〇株式会社　電話　000-0000

4　第三者（加害者が業務中であった場合は所属する事業所、未成年者の場合は親権者、精神病患者の場合は監督義務者を記載してください。）又は運行供用者について記載してください。

名称又は氏名　〇〇〇株式会社　電話　000-0000
住所　〇〇市〇〇町〇〇番地
事業の内容又は職業　〇〇〇〇〇〇
代表者（役職）　取締役社長　（氏名）〇〇　〇〇

5　災害調査を行った警察署又は交番の名称を記載してください。

〇〇 警察署　〇〇 係（交番）

6　交通事故の場合、加害車両の自動車損害賠償責任保険（共済）について記載してください。

加害車両（車種）　大型貨物自動車　（登録番号）盛岡　100 ち　〇〇〇〇
自賠責保険証明書番号　８Ａ５Ｅ〇〇〇〇〇〇
保険契約者（氏名）　〇〇　〇〇　（住所）　〇〇市〇〇町〇〇番地
第三者（加害者）と保険契約者との関係・・・・・事業主・親族（　　）・友人・知人・その他（　　）
保険契約期間・・・・・自　令和〇〇年〇〇月〇〇日　至　令和〇〇年〇〇月〇〇日
保険会社名　〇〇火災保険（株）〇〇支店　電話　000-000-0000
担当者名　〇〇
保険会社住所　〇〇市〇〇町〇〇番地

7　交通事故の場合、加害者の任意保険について記載してください。

自動車保険証券番号　〇〇〇〇〇〇〇

保険契約者(氏名)　〇〇株式会社

第三者(加害者)と保険契約者との関係・・・・・事業主・親族(　　)・友人・知人・その他(　　)

保険契約期間・・・・・自　令和〇〇年〇〇月〇〇日　　至　令和〇〇年〇〇月〇〇日

保険会社名　〇〇火災保険（株）　　電話　00-0000-0000

担当者名　〇〇

保険会社住所　〇〇市〇〇町〇〇番地

8　保険金の請求等について記載してください。

保険金(損害賠償額)請求の有無・・・・・有　・　無

有の場合の請求方法・・・・・イ　自賠責保険(共済)　単独

ロ　自賠責保険(共済)と任意保険との一括払

保険金(損害賠償額)の支払を受けている場合は、受けた者の氏名、金額及びその年月日

氏　　名

金　　額　　円

受領年月日　　年　　月　　日

保険契約者(氏名)

保険会社名　　電話

担当者名

保険会社住所

9　あなた(被災職員)の人身傷害補償保険について記載してください。

人身傷害補償保険に・・・・・加入している　・　加入していない

自動車保険証券番号

人身傷害補償保険金の請求の有無　　有　・　無

人身傷害補償保険金の支払を受けている場合は、受けた金額及びその年月日

円　　令和　年　月　日

10　身体損傷について記載してください。

区分	被災職員	第三者(加害者)
部位・傷病名	頸椎捻挫、頭部打撲	なし
程度	１か月の入院加療	
診療機関名	〇〇病院	
診療機関住所	〇〇市〇〇町〇〇番地	

11　損害賠償の受領額について記載してください。

現在までに事故に関して基金以外の者から金品を・・・・・受領した　・　受領の予定　・　受領していない

上の質問で、受領したあるいは受領の予定と答えた場合には、いつ、だれから、なにを、いくらもらったかを記入してください。(基金の補償額の算定に重要です。また、故意に虚偽の申告をした場合には、補償費の返還を命ずることがありますので注意してください。)

受領年月日	金額又は品名	支払者	名目	受領年月日	金額又は品名	支払者	名目

12　第三者との話し合いの状況について記載してください。

現在相手方(加害者)と・・・・・示談する段階ではない　・　示談中　・　示談をする予定　・　示談が成立した・示談はしない　その他(　　)

上記の状況等を記載してください。

過失割合について交渉中であり、示談の成立年月日は未定である。

13　過失割合について、あなたはどのように考えるか記載してください。

被災職員（　　）％　　第三者（加害者）（　　）％

その理由

現在交渉中であり、不明

14　治療に係る地方公務員災害補償基金（基金）への補償請求の有無について記載してください。

治療費を基金へ請求しますか。（イ～ハを選択してください。）

・・・・・・イ　基金へ請求しない（全額第三者へ請求する。）

ロ　一応基金へ請求しない（第三者が支払った残りを請求する。）

ハ　基金へ請求する

上記請求方法を選択した理由を具体的に記載してください。

現在交渉中であるため

所属長の証明欄

上記の記載内容は事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

所　　属　　市立〇〇保育所

職・氏名　　所長　〇〇　〇〇

1　（公務災害・通勤災害）のいずれか及び（交通事故・交通事故以外）のいずれか該当するものに〇をしてください。

2　災害を目撃した人がいる場合には記載してください。

3　第三者（加害者）と示談（和解）を行う場合は、その内容等について、あらかじめ地方公務員災害補償基金岩手県支部に必ず相談してください。示談内容によっては補償額に重大な影響がありますのでご注意願います。

支部様式４

念　　書（兼　同　意　書）

災害発生年月日	令和３年７月６日	災害発生場所	○○市○○町○○　○○会社前路上
被災職員氏名	岩手　花子	相手方氏名	盛岡　一郎

1　上記災害に関して、基金への補償請求に当たり以下の事項を遵守することを誓約します。

（1）　相手方と示談を行おうとする場合は必ず前もって貴職に連絡します。

（2）　相手方に白紙委任状を渡しません。

（3）　相手方から金品を受けたときは、受領の年月日、内容、金額（評価額）を漏れなく、かつ、遅滞なく貴職に連絡します。

2　上記災害に関して、私が地方公務員災害補償法による補償を受けた場合には、私の有する損害賠償請求権及び保険会社等（相手方もしくは私が損害賠償請求できる者が加入する自動車保険・自賠責保険会社（共済）等をいう。以下同じ。）に対する被害者請求権を、同法第 59 条の規定によって基金が補償の価額の限度で取得し、損害賠償金を受領することについては承知しました。

3　私が保険金請求権を有する人身傷害補償保険取扱保険会社から保険金を受けようとする場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ます。

4　上記災害に関して、私の個人情報及びこの念書（兼同意書）の取扱いにつき、以下の事項に同意します。

（1）　貴職が、私の基金への請求、補償決定及び補償（その見込みを含む。）の状況等について、私が保険金請求権を有する人身傷害補償保険等取扱保険会社（共済）に対して提供すること。

（2）　貴職が、私への基金の補償及び上記２の業務に関して必要な事項（保険会社等から受けた金品の有無及びその金額・内訳（その見込みを含む。）等）について、保険会社等から提供を受けること。

（3）　貴職が、私への基金の補償及び上記２の業務に関して必要な事項（補償額の算出基礎となる資料等）について、保険会社等に対して提供すること。

（4）　この念書（兼同意書）をもって（２）に掲げる事項に対応する保険会社等への同意を含むこと。

（5）　この念書（兼同意書）を保険会社等へ提出すること。

令和○○年○○月○○日

地方公務員災害補償基金
岩手県支部長　　殿

住　　所　○○市○○町○○番地

氏　　名　岩手　花子　　岩手

支部様式　5

交通事故証明書に添付

事故発生状況報告書

保険証明書番号	第○○○○○号	当事者	甲(加害運転者)	氏　名 (電話)	盛岡　一郎 ○○○-○○○○
自動車の番号	岩○○あ○○○○		乙(被　害　者)	氏　名 (電話)	岩手　花子 ○○○-○○○○　運転・同乗・歩行・その他

天候	晴・曇・雨・雪・霧	交通状況	混雑・普段・閑散	明　暗	昼間・夜間・明け方・夕方

道路状況	舗装：してある／してない　見通し：良い／悪い　歩道(両・片)：ある／ない　積雪・凍結　直線・カーブ・平坦・坂
信号又は標識	信号：ある／ない　駐・停車禁止：されている／されていない　その他標識　なし
速度	甲車両　30 km／h(制限速度　30 km／h)、乙車両　28 km／h(制限速度　30 km／h)

事故現場における自動車と被害者との状況を図示してください。

事故発生状況図(道路幅をmで記入してください。)

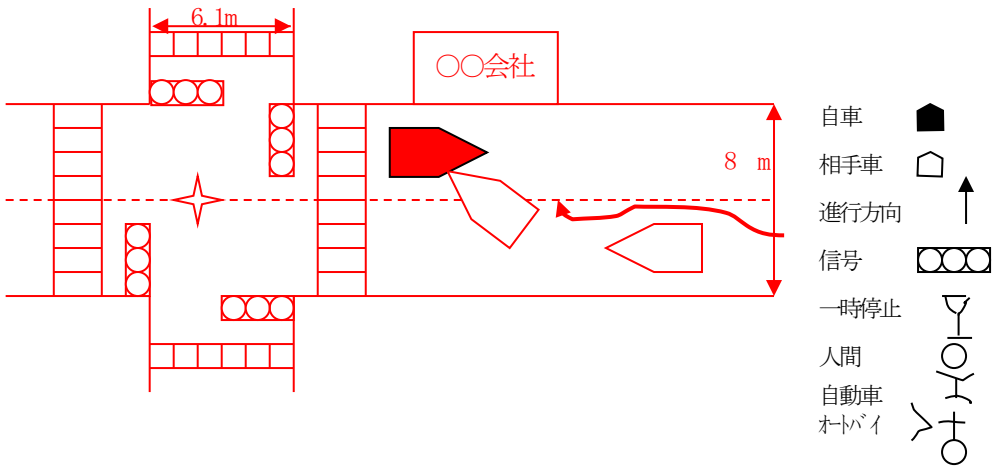

上記図の説明を書いてください。

約 28 kmのスピードで進行していたところ、甲の車がウインカーも着けずに突然中央線を越えて私の車につっこんで来たので、避けることができず運転席側ドア付近に衝突しました。

別紙交通事故証明書に補足して上記のとおりご報告申し上げます。

令和　3　年　6 月　15 日

報告者　甲との関係（被害者）

岩手　花子

乙との関係（本　人）

1.　自賠責保険契約に関する事項

自賠責保険証明書番号		第〇〇〇〇〇〇号		
保険契約者	住所	〒　〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地		
	氏名	盛岡　一郎		
加害自動車	車種	普通乗用車	使用の本拠地(都道府県名)	岩手県
	登録番号又は車両番号	岩〇〇あ〇〇〇〇		
	車台番号	〇〇〇 - 〇〇〇〇〇〇		
保険期間		自　令和〇年〇月〇日　〇か月 至　令和〇年〇月〇日　午前 12 時		

2.　事故に関する事項

3.　他の加害自動車に関する事項

事故の年月日		令和 3 年 6 月 14 日 (午前) 午後　8 時 00 分
保険契約者	住　所	〒　〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地 連絡先電話　〇〇〇－〇〇〇〇
	氏　名	盛岡　一郎
	契約者との関係	[本人]・譲受人・借受人・その他(　　)
加害自動車	住　所	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地 連絡先電話　〇〇〇 - 〇〇〇〇
	氏名 性別 年令	盛岡　一郎　[男] 女　29 才
	保有者との関係	[本人]・従業員・親族・その他(　　)
被害者	住　所	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地 連絡先電話　〇〇〇 - 〇〇〇〇
	氏名 性別 年令	岩手　花子　男 [女]　51 才
	職　業	地方公務員

保険会社名		保険期間の始期	年　月
自賠責保険証明書番号	第　　号		
車　種		使用の本拠地(都道府県名)	
自動車番号			
保険契約者又は保有者	住所	〒 連絡先電話	
	氏名		
加害運転者	住所	〒 連絡先電話	
	氏名		
事故当時者間での過失割合の協定の有無	有 無	事故当時者間で協定した分担割合又は金額	

1.　自賠責保険契約に関する事項の各欄は、自賠責保険証明書に記載してある事項を参考にご記入ください。

2.　事故に関する事項の各欄は警察の事故証明をご記入ください。

〇　「保有者」とは、自動車を使用する正当な権限をもっている人で通常は所有者です。

〇　「契約者との関係」・「保有者との関係」欄は該当する事項に〇印をつけてください。その他の場合は記入してください。

3.　他の加害自動車に関する事項の各欄は、1 自賠責保険契約に関する事項に記載した加害自動車の他に加害自動車がある場合にご記入ください。

なお、他の加害者自動車についての内容は、該当自動車が契約している保険会社にお聞きの上、ご記入ください。

補償先行を申し出る場合

支部様式　6

令和３年７月２日

地方公務員災害補償基金岩手県支部長　殿

所　属　　△△市立〇〇保育所
氏　名　　岩手　花子

補　償　先　行　申　出　書

さきに（認定番号　〇〇 - 〇〇〇〇）により認定を受けた災害に関しては、加害者が損害賠償を行うべきものでありますが、下記の理由による地方公務員災害補償法による補償を先に行ってくださるよう申し出ます。

記

1　損害賠償義務者の住所及び氏名

〇〇市〇〇町〇〇番地　　盛岡　一郎

2　補償先行を必要とする理由

示談について交渉中であるが過失割合について話し合いがつかず、成立の見込みが立たないことから、医療費の支払に困っているため。

3　参考事項

(1) 示談交渉の状況

令和３年５月 21 日、第１回の示談交渉を行ったが、過失の割合について話し合いが付かず、その後数回交渉を持ったが進展せず現在にいたる。

(2) 損害賠償義務者の収入及び資産等の状況

年収約 500 万円

120 坪の土地及び家を所有している。また任意保険に加入している。

(3) 自動車損害賠償責任保険からの給付状況（自動車事故の場合に記入すること。）

(4) その他

4　添付書類

(1)　確約書（損害賠償義務者が作成するもの。）

支部様式　6 - 2

確　　約　　書

当時者	被　害　者	住　　所	〒○○○-○○○○ ○○市○○町○○番地　電話○○○ - ○○○○		
		氏　　名	岩手　花子　（ 28 歳）		
	加　害　者	住　　所	〒○○○-○○○○ ○○市○○町○○番地　電話○○○ - ○○○○		
		氏　　名	盛岡　一郎　（ 29 歳）		
加害自動車	車両番号	岩○○あ○○○○		保険証明書番号	○○○○○○○
	車体番号	○○○ - ○○○○○○		保険会社名	○○火災海上保険(株)○○支店
	保険契約者	住　　所	〒○○○-○○○○ ○○市○○町○○番地　電話○○○ - ○○○○		
		氏　　名	盛岡　一郎		
事故発生年月日		令和　3 年　5 月　7 日　　8 時　00 分ごろ			
事故発生場所		○○市○○町○○　　○○会社前路上			
事故発生の状況		私は、○○市○○町○○を自家用自動車で進行中、前に停車している車を避けようとして進路変更したところ、誤って中央線を越えてしまい、岩手花子の運転する自動車に衝突してしまいました。			
補償先行を申出る理由		示談について交渉中であるが、過失の割合について話し合いがつかず、医療費の支払いに困っているため。			

上記理由により、（　医療費等　）費について貴基金において補償先行していただくようお願いするとともに、今後、貴基金からの求償交渉に誠意をもって応じ、損害賠償額が確定のうえは、賠償義務額について貴基金からの請求に基づき支払うことを確約いたします。

また、(被災職員)　岩手　花子　殿と示談を行う場合には、必ず事前に貴基金に申出ます。

第三者（加害者）又は任意保険会社が記入押印してください。

令和　3 年　5 月　21 日

住　所　○○市○○町○○番地

氏　名　盛岡　一郎　盛岡　㊞

地方公務員災害補償基金岩手県支部長　殿

支部様式　7

交　渉　状　況　報　告　書

〔交渉回数　第　1　回〕

日　　時	令和　3　年　7月　2日 午後　7時　～　午後　8時	場　所	○○市○○町○○番地 自宅
交渉相手 （加害者との関係）	氏名　○○　○○ 〔本人・任意保険会社・その他（　　）〕		
交渉相手の連絡先	〒○○○－○○○○　　電話○○○－○○○－○○○○ ○○市○○町○○番地		

項　　目	内　　容
相手方は治療費の負担方法についてどう言っているか	相手方にも過失があり、過失割合が決まった後、治療費が確定した時点で支払いたいと言っている。
相手方は治療費以外の負担方法についてどう言っているか	（被災職員が）治ゆした後に、治療費等の損害も含めた話し合いをしたいと言っている。
相手方は自己の損害についてはどういう主張をしているか（額、負担方法）	相手方は怪我もなく、損害については何も主張していない。
相手方は自己の資力についてどう言っているか	資力は無いとは言っていないが、保険会社が支払うので問題ないと言っている。
相手方は過失割合についてどういう主張をしているか	相手方にもある程度（1～2割）過失があると言っている。
そ の 他 の 内 容	

上記のとおり報告いたします。

令和　3　年　7　月　5　日

報告者　所属名　△△市立○○保育所

氏　名　岩手　花子

（注）

1　加害者から金品を受けたときは、その内容、受領月日、金額等を速やかに報告すること。
2　加害者と示談を行おうとする場合は、事前に支部と協議すること。
3　支部と協議後、示談が成立した場合は、示談書の写等を速やかに支部に提出すること。

指定医療機関で療養を受ける場合に用いる様式です。医療機関に対して初回のみ提出してください。
指定医療機関から指定医療機関に転医した場合は、転医先にも提出してください。

様式第５号

療養の給付請求書

認定番号	

地方公務員災害補償基金　岩手県　支部長　殿	請求年月日　令和　3年　7月　5日
下記の指定医療機関等における療養の給付を請求します。	（〒　－　） 請求者の住所　○○市○○町　○○－○ ふりがな　もりおか　ごろう 氏　名　盛岡　五郎

1 被災職員に関する事項	所属団体名	岩手県教育委員会	所属部局名　盛岡市立○○小学校
	氏　名　盛岡　五郎 昭和○年　7月　6日生（○○歳）		職　名　教　諭 ☑常　勤　□令第１条職員 負傷又は発病の年月日　令和　3　年　5月　7日

2 療養を受けようとする指定医療機関等	（新）	所在地	盛岡市内丸 19-1
		名　称	岩手医科大学附属 内丸メディカルセンター
	（旧）	所在地	
		名　称	

*受　理	令和　年　月　日	*通　知	令和　年　月　日
*決定　□支　給 □不支給	令和　年　月　日		

〔注意事項〕

1　請求者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。

2　「2　療養を受けようとする指定医療機関等」の欄には、請求者が療養を受けようとする指定医療機関等の所在地及び名称を記入し、現在療養を受けている指定医療機関を変更しようとする場合には、新旧の指定医療機関等の所在地及び名称を記入すること。

3　年月日の記載には元号を用いる。

様式第６号

指定医療機関（一般病院、県外の県立病院など）以外の病院や薬局での診療・投薬を受ける場合に用いる様式です。病院は 1～2 号紙、薬局は 1～3 号紙を用います。

１号紙

療養補償請求書

認定番号	○○-○○○○
請求回数	第　回（　年　月分）

地方公務員災害補償基金　岩手県　支部長　殿

下記の療養補償を請求します。

請求年月日　**令和　3年　7月　3日**

請求者の住所　○○市○○町　○○-○

ふりがな　もりおか　ごろう
氏　　名　**盛岡　五郎**

1 補償費用の受領委任

この請求書による療養補償の費用の受領を　**南部　一郎（代表者名）**　に委任します。

委任者の氏名　**盛岡　五郎**

上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求します。

受任者の
- 住　所　○○県○○市○○町○○丁目○○
- 医療機関等の名称　○○○○病院
- 氏　名（代表者名）　南部　一郎

2 被災職員に関する事項

所属団体名　**岩手県教育委員会**

所属部局名（電話番号　○○○○-○○-○○○○　）　**○○市立　○○小学校**

氏　　名　盛岡　五郎　**昭和○○年　○月　○日生（　○○歳）**

職　　名　**教　　諭**　☑常勤　☐令第１条職員

負傷又は発病の年月日　**令和○○年　○月　○日**

3　診療費	内訳は「＊10　診療費請求明細」欄記載のとおり	円
4　調剤費	内訳は「＊11　調剤費請求明細」欄記載のとおり	円
5　看護費	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで　日間　｛看護師の資格　☐有　☐無｝	円
6　移送費	☐交通費 から　まで　キロメートル　☐片道　☐往復　回 ☐その他の移送費	円
7　上記以外の療養費		円
療養補償請求金額（3～7 の合計金額）		円

9 送金希望の場合

振込み	振込先金融機関名	○○銀行　○○支店
	口座の記号番号	○○○○○○○
		☑普通預金　☐当座預金
送金小切手		銀行　支店
その他		

預金名義者名

法人機関又は役職の名称（個人名義の場合は記入不要です。）
イリョウホウジン　○○
医療法人　○○

（フリガナ）
氏　　名
イリョウホウジン○○　○○ビョウイン　インチョウ○○
医療法人○○　○○病院　院長○○

＊受理 令和　年　月　日	＊通知 令和　年　月　日	＊支払 令和　年　月　日	＊決定金額 円

被災職員自身で記入する箇所

- **請求者の住所、氏名、押印**
- **「1　補償費用の受領委任」の委任者の氏名**
- **「2　被災職員に関する事項」**

●1 の委任者の氏名および 3 以下については、病院・薬局にて記載

2号紙

＊10　診療費請求明細	（職員氏名）

傷病名	ア イ ウ	診療開始日	ア 令和　年　月　日 イ 令和　年　月　日 ウ 令和　年　月　日
初診	時間外・休日・深夜　回　点	診療実日数	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで 日
再診	再診 × 回 外来診療料 × 回 継続管理加算 × 回 外来管理加算 × 回 時間外 × 回 休日 × 回 深夜 × 回	傷病の経過	
指導		転帰	令和　年　月　日 治ゆ　継続　転医　中止　死亡
在宅	往復 × 回 夜間 × 回 深夜・緊急 × 回 在宅患者訪問診察 × 回 その他 薬剤 回	摘要	
投薬	内容 { 薬剤 単位 / 調剤 × 回 屯服 { 薬剤 単位 / 調剤 × 回 外用 { 薬剤 単位 / 調剤 × 回 処方 × 回 麻毒 × 回 調基		
注射	皮下筋肉内 回 静脈内 回 その他 回		
処置	回 薬剤 回		
手術・麻酔	回 薬剤 回		
検査	回 薬剤 回		
画像診断	回 薬剤 回		
その他			
入院	入院年月日　令和　年　月　日 病・診・衣　入院基本料・加算 × 日間 × 日間 × 日間 × 日間 × 日間		
	特定入院料・その他	食事	基準　円×　日間 円×　日間 円×　日間
診療報酬点数表により計算できるもの		合計点数 × 1点単価	円
診療報酬点数により計算できないもの		診断書料・入院室料差額等	円
診療費請求合計額			円

上記の事項は事実と相違ないことを証明します。（この欄の記入は、診療に当たった医療機関に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。）

令和　年　月　日

診療機関の { 所在地 / 名称 / 医師の氏名

2号紙の記入に代わり

診療費報酬明細書の添付でも可

本人請求の場合

（受領委任の場合は不要）

3号紙

＊11　調剤費請求明細	（職員氏名）

処方せんを交付した診療機関の	名　称	
	所在地	
担当医氏名	1.　　3. 2.　　4.	
調剤期間	令和　年　月　日から　年　月　日まで　日間　調剤実日数　日	

医師番号	処方月日	調剤月日	処方		調剤数量	調剤報酬点数		
			医薬品名・規格・用量・剤型・用法	単位 薬剤料		調剤料	薬剤料	加算料
	・	・		点		点	点	点
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						

３号紙の記入に代わり

薬剤報酬明細書の添付でも可

本人請求の場合

（受領委任の場合は不要）

処方せん受付回数	回	摘要	

調剤基本料（点）	時間外加算等（点）	指導料（点）	合計点数　点
			合計金額　円

上記の事項は事実と相違ないことを証明します。（この欄の記入は、調剤に当たった薬剤師に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。）

令和　年　月　日

薬局の
- 所在地
- 名称
- 薬剤師の氏名

様式第６号

自己負担分の請求
●1号紙　＋　領収書（原本）　＋　必要な添付書類（※）

1号紙

療養補償請求書

認定番号	○○-○○○○
請求回数	第　回（　年　月分）

地方公務員災害補償基金　岩手県　支部長　殿

下記の療養補償を請求します。

請求年月日　**令和　3年　7月　2日**

請求者の住所　**○○市○○町　○○-○**

ふりがな
氏　　名　**盛岡　五郎**

1 補償費用の受領委任

この請求書による療養補償の費用の受領を＿＿＿＿＿＿に委任します。
委任者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求します。

受任者の
- 住　所
- 医療機関等の名称
- 氏　名（代表者名）

2 被災職員に関する事項

所属団体名 **岩手県教育委員会**	所属部局名（電話番号　○○○○-○○-○○○○　）**○○市立　○○小学校**
氏　名　**盛岡　五郎**　**昭和○○年　○月　○日生（　○○歳）**	職　名　**教諭**　☑常勤　☐令第１条職員
	負傷又は発病の年月日　**令和○○年　○月　○日**

3　診療費	内訳は「＊10　診療費請求明細」欄記載のとおり	**85000円**
4　調剤費	内訳は「＊11　調剤費請求明細」欄記載のとおり	**2000**円
5　看護費	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで　日間　｛看護師の資格　☐有　☐無｝	円
6　移送費	☐交通費 から　まで　キロメートル　☐片道　☐往復　回	円
	☐その他の移送費	
7　上記以外の療養費		**3000円**
療養補償請求金額（3～7の合計金額）		**90000**円

診断書料、補装具等

2号紙

3号紙

4号紙

支部様式 12、13

診断書ほか証明書

9 送金希望の場合

振込み	振込先金融機関名 **○○銀行　○○支店**	預金名義者名	法人機関又は役職の名称（個人名義の場合は記入不要です。）
	口座の記号番号 **0001111**		
	☑普通預金　☐当座預金		（フリガナ） 氏　名　**モリオカ　ゴロウ** **盛岡　五郎**
送金小切手	銀行　支店		
その他			

＊受理 令和　年　月　日	＊通知 令和　年　月　日	＊支払 令和　年　月　日	＊決定金額 円

支部様式８

転　医　届

所　　属	盛岡市立〇〇小学校	認定番号	〇〇－〇〇〇〇
氏　　名	盛岡　五郎		
認　定　傷　病　名	左膝関節打撲症		
現在受診している医療機関	所　在　地	盛岡市内丸〇－〇	
	名　　称	岩手医科大学付属病院	
	療養期間	令和３年５月７日　から　令和　　年　　月　　日　まで　　日間	
転医もしくは精密検査を受けようとする医療機関	所　在　地	〇〇市〇〇町１－２	
	名　　称	〇〇整形外科クリニック	
	転医（検査受診）月日	令和３年５月１０日	
転医（精密検査）の理由	出張先で負傷し救急外来で応急処置後、今後通院に便利な自宅近くの医療機関に転医するもの		

上記のとおり転医（精密検査）が必要であることを認める。

令和　　年　　月　　日

病院又は診療所の
- 所在地
- 名称
- 担当医師

（この欄は医師の指示により転医もしくは精密検査を受けようとするときに証明を受けてください。）

上記のとおり転医したいので届出ます。

令和　３　年　５　月　10　日

被災職員氏名　盛岡　五郎

地方公務員災害補償基金岩手県支部長　様

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　３　年　５　月　11　日

所属長職氏名　〇〇市立〇〇小学校長　〇〇　〇〇

（この欄は、通院が便利病院等へ転医する場合等、特に医師の指示によらないで転医する場合に証明を受けてください。）

転医する場合は必ず提出するもの。

〈転医が認められない場合〉

- 診断が心配で、念のため他の病院を受診してみよう。
- 受診後、いつもの先生にも一応診てもらおう。

〈医学的理由以外で認められる場合〉

- 出張先で治療し、その後、職場や住居側の病院で治療を継続する。
- 救急で診療後、通いやすい病院で治療を行う。

傷病が治ゆしたときは、速やかに所属機関を経由し基金に報告してください。

支部様式 14

公務・通勤災害治ゆ報告書

認定番号	○○-○○○○

令和3 年8月2日

地方公務員災害補償基金岩手県支部長　殿

被災職員
所　属　○○市立　○○小学校

（被災時の所属　　）

氏　名　盛岡　五郎

公務・通勤災害と認定された傷病について、下記のとおり治ゆ（症状固定）したので報告します。

災害発生年月日	令和3年5月7日
認定傷病名	右膝関節骨折
療養期間	（初診日）令和3年5月7日　から　（最終受診日）令和3年7月30日
治ゆ年月日（症状固定年月日）	令和3年7月30日
治ゆの状況	□ 完治 ☑ 症状固定　※医療効果が期待できない状態 現在の症状 正座をすると痛みがあるが、日常生活や仕事への支障はない
残存障害の有無	□ 有　※地方公務員災害補償法施行規則別表第３の障害に該当する場合 障害の部位と程度 ☑ 無

（記入上の注意）

1　この報告書は、傷病が治ゆしたとき、所属機関を経由してすみやかに提出してください。
2　該当する□に✓印を付してください。
3　「治ゆ」とは、完全治ゆのみではなく、もはや症状が固定の状態になったものを含みます。
4　同一の災害により生じた傷病が2以上あるときは、その全部が治ゆした場合に報告してください。

※支部処理欄	決定年月日	事務長	事務次長	補償係長	係	起案

日常生活や仕事に支障のある痛み、関節が曲がらなくなったなどの症状が残っている場合は症状固定に「レ印」を付け、症状を記載してください。
症状が残存障害に該当するか判断できない場合は、基金支部にお問い合わせください。